

ONLINE ISSN 2188-5451

# 薰物書の研究



第三号

平成 28 年 (2016) 10 月

薰物書研究会 編

## 薫物書研究会会則

- 一、本会は、薫物書研究会（たきものしよけんきゅうかい）と称する。
  - 一、本会は、現行の図書分類法で香書に分類される和書のうち、薫物の処方と調合法を主題とした薫物書（たきものしよ）の研究を行うことを目的とする。
  - 一、本会は、右の目的を達するために、左の事業を行う。
    - 1 会誌「薫物書の研究」の発行
    - 2 その他必要と認められる行事
  - 一、本会の会員は、日本の薫物書に関する学術研究を行う者で、本会の趣旨に賛同するものとする。
  - 一、本会の会員のうち、日本の薫物書を主題とした研究業績（投稿時に所属した研究機関以外で発行された査読付き学術研究誌に掲載された学術論文、または博士学位論文）を持つ者は、本会の会誌に研究を発表することができる。
  - 一、本会には、役員として代表一名と監事一名を置く。
  - 一、代表は会の事務局を兼ねるほか、会誌の発行（年一回）等の事業ならびに総会（年一回）の開催を行い、監事は会計を監査する。
  - 一、役員の選出は選挙による。選挙は会員の互選とし、総会において行う。
  - 一、役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 一、本会に入会を希望する者は、住所・氏名・職業・業績一覧を記載して本会事務局へ申し込まなければならない。
- 付 則
- 一、会費は原則として無料とする。ただし、本会からの連絡に費用の発生する会員に対しては、実費の負担を求める場合がある。
  - 一、本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
  - 一、本会則は、平成二六年四月一日から施行する。

### 薫物書の研究 第三号（平成 28 年）

#### 目 次

京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「江戸下向雑々覚」翻刻と脚注  
附・「江戸下向雑々覚」人名家名等解説及び索引

田中圭子 1-106 頁

.....

### A Study of Books on *Takimono* Vol.3 (2016)

#### Content

The Reprinted Texts and the Footnotes of *Edo-geko-zatsuzatsu-obo*e (or Miscellaneous Notes Recorded on the way to Edo from Kyoto) Included in Kyoto University Library '*Kintei-Bunko*' Containing Explanatory Notes and Indexes of People, Family and the like Recorded in *Edo-geko-zatsuzatsu-obo*e

Keiko TANAKA pp.1-106

# 京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「江戸下向雑々覚」翻刻と脚注

附・「江戸下向雑々覚」人名家名等解説及び索引

田中 圭子

## 解題

### 序

「江戸下向雑々覚」全一冊<sup>(注一)</sup>は、延宝三(一六七五)年に「本院使」、明正上皇の使者として同年四月開催の大猷院殿徳川家光の二十五回忌に参向した今出川公規が、前年の延宝二年十一月に本院使を内々に拝命してから、翌年四月二日に洛中を出立して同月十日に沼津宿へ到着するまでの公私に渡る動静及び職務の具体的な内容について、日次の体裁により記述した書である。

公規には自筆の日次とされる「公規卿(公)記」も別に伝来する。東京大学史料編纂所に収蔵される徳大寺家本「公規卿記」<sup>(注二)</sup>及びその謄写本を参照すると、延宝年間については同三年正月から同七(一六七九)年三月までの記述が伝来する旨、表紙及び後人による註箋に記されている。ただし、諸本の現状には右の期間の日次の一部が断続的に記録される他、期間外にあたる延宝二年二月二十日条も含まれる。更に、筆者を公家ではなくこうした貴人に仕える家僕のような立場の人物と推定せざ

るを得ないような記述も含まれている<sup>(注三拙稿三七頁 注一七)</sup>。以上の現状に鑑みて、「公規卿(公)記」の読解及び書誌の解明には慎重さを要する。ただし、同じ公規の自筆とされる「江戸下向雑々覚」には、「公規卿(公)記」延宝二、三年の記述の同類文が散見することから、相互に参照されてしかるべきである。

今出川公規が薫物の秘方秘説を蒐集して「薫物秘蔵抄」及び「薫物合様」を始めとした秘伝書を類纂したと考えられることについては、既出の拙稿<sup>(注三)</sup>に考察した通りである。その中で、公規の合香活動の実際や当時の上層社会における合香家(こうこうか・薫物の名人)としての評価について、「公規卿(公)記」の記述をもとに検討したことがあった。

「江戸下向雑々覚」には、本院使の重責を担い江戸参向の準備を進める日々にあつて、公規が公家の朋輩らとともに多種多量な薫物を調査したことが記されている(翻刻四十六頁)。これらの薫物には、「黒方」や「梅花」といった平安時代以来の伝統的な種類に加えて、当時の皇室において珍重された「花橘」や「臺(うてな)」といった「新作薫物」<sup>(注四拙稿二頁)</sup>複数種類も含まれている。また、これらの品は公規らが私的な目的から用意したのではなく、禁裏から幕府要人らに贈られる品として準備

された可能性がある。

近年の研究により、後水尾法皇らによる「勅作」と称した薫物(匂袋、薫衣香を含む)が、幕府の將軍や臣下に対して下賜される場合のままあったことが明らかにされた(注5)。ただし、調査の経緯や薫物の名称等については併記されない場合がほとんどであり、前後の記述や周辺資料の内容との比較検討により推察する必要が生じていた。

本覚書には、幕府將軍の法事への参向という特定の用務に際して、江戸時代前期の禁裏が贈答品として予定した薫物の種類及び分量だけでなく、それらの実作を担当した人物や、その完成までに要した準備期間といった経緯について、比較的詳しく記されている。記述の内容が事実であれば、今出川公規をはじめとした公卿らの合香家としての実績のみならず、公武における社交の一助として長きに渡り行われてきたとされる薫物贈答の、後水尾院政期における実相を伝える貴重な史料として評価できよう。

以下の本稿では、「江戸下向雑々覚」の書誌を考察するとともに、全文を翻刻して要所に脚注を加える他、書中に現れる人物及び寺社等について解説を施す。これにより、日本近世史研究のみならず、香文化領域を始めとした日本文化史研究資料としての本書の有用性を一層高め、幅広い関心に根差した読解の便に供することが叶えば幸甚である。

### 一、書誌

「江戸下向雑々覚」全一冊は、公家の今出川(菊亭)家に伝来して京都大学附属図書館に移管された古文書群に含まれる草稿本で、現状では横小本、仮綴の装訂が為される。表紙右端に「延宝三年 大猷院殿廿五之回(「回」は墨減箇所)の右傍書 忌(改行) 江戸下向雑々覚 本院使」と直書きされ(翻刻一頁)、筆跡は本文の書体に近似して見える。第一丁表の本文冒頭には「延宝三年四月廿日 大猷院殿廿五年之回忌(改行)

本院使参向之事」云々と記述され、首題(内題)と見なすことができる。現蔵先で作成された蔵書カードには書目「江戸下向雑々覚」、書写年「延宝三年」と記される。蔵書カードの書目は右の外題によるのであろう。なお、表紙と本文の筆跡を、特定の文字について次のように比較した場合、本文の筆跡には外題等の筆跡に類似したものの印象が伺える。

【図】「江戸下向雑々覚」表紙及び本文における同一語句の筆跡対照表

語句	表紙	本文		
延宝三年				
大猷院殿				
江戸				
覚				
本院使				

右の特徴に鑑みて、本書の表題の付与を含む製本作業については、筆者自身により行われた可能性を検討すべきかと考える。

筆者及び書写者については書中に明記されず、上記の蔵書カードにも

【表一】「江戸下向雑々覚」における江戸下向までの記述の概要

丁数・表裏	年月日	概要
1丁表	延宝2年11月某日	日野弘賢亭にて大猷院殿二十五回忌の本院使の役につき打診あるも、息女小姫の不食の病により即答せず
	延宝2年11月13日	高倉永教より書状あり、本院使の件につき翌14日午刻に本院御所へ参向すべき旨通知あり、返信にて了承
1丁表,裏	延宝2年11月14日	高倉永教より使いあり本院御所へ参向。息女の病につき改めて説明。本院に奉仕する武家岡部正綱と初めて対面
1丁裏,2丁表	延宝3年2月某日	高倉永教より使いあり、息女の病が快然したため本院使を拜命する旨申し遣わす。江戸参向時の輿の入用につき日野弘賢へ申し遣わす
		公規は將軍家の法事で江戸に下向するのは初めての為、高家の大澤基将に万事指図を依頼 江戸参向時の輿の奉仕は高家の吉良義央及び大澤基将に任せてよし
2丁表	延宝3年2月14日	禁裏にて江戸下向時に馬組につき中御門資熙とともに武家伝奏に相談
2丁表,裏	延宝3年2月17日	中御門資熙が転法輪三条公富亭に赴き馬組の件につき相談。馬組は公規・烏丸光雄・榊原隆慶・土御門極膳泰福の四人と、転法輪三条公富・中御門資熙・久世通音の三人とに分かれて同宿するよう定められる
3丁表	延宝3年2月18日	中御門資熙から転法輪三条公富による参向時の発足日限等に関する書付の写し
3丁表-4丁表	延宝3年2月20日	中御門より日野弘賢邸にて写した年頭の御使馳走人の書付の写し
		二月十日付京極高豊書状の写し 二月二十二日付今出川公規書状の写し
4丁表	延宝3年2月24日	転法輪三条公富より発足の日限に係る書付が到来。公規から烏丸以下への回覧に添えた二月二十四日付覚書の写し
5丁表,裏	延宝3年2月23日	二月十一日付吉良義央書状が到来。その写し。発足の日限及び召具人数を尋ねる内容。四月一日に発足し品川へ同月十三日に到着予定。召具の人数は四十人余
5丁裏-7丁裏	延宝3年2月25日	勅使転法輪三条公富の馬組は四月一日に、本院使公規の馬組は翌二日に発足し品川に十三日に到着の予定
		二月二十五日付吉良義央宛今出川公規書状の写し
		二月二十二日付大澤基将宛今出川公規書状の写し 公規家僕兩名が將軍に御目見する件について、今出川経季が伝奏として下向した際に山本空助、因幡守らが御目見した事例が引かれる
7丁裏	延宝3年3月2日	中御門資熙と同道して転法輪三条公富邸へ行き江戸参向の件で相談。烏丸は経脈の為同行せず
	延宝3年3月4日	大澤基将、中御門・公規・烏丸の輿を手配
7丁裏-10丁表	延宝3年3月6日	転法輪三条公富邸にて定めた江戸参考時の諸書の書付
		將軍から宿坊までに対する進物の書付。転法輪三条公富は薰物（の調査・準備）を済ませたとのこと
		烏丸へ遣わす口上の覚書（衣の事、高家の大澤・吉良へは御太刀折紙の他に薰物（薰衣香）も遣わす事、大澤・吉良の家来三、四人に上下二具ずつ遣わす事）
		烏丸へ遣わす書付の写し（上野寛永寺の法事に召し揃える布衣等の役割と人数、道中では立笠をピロウドウの袋に入れるべき事） 烏丸へ遣わした雲客の衆に対する進物の書付を榊原にも遣わす
10丁表-13丁裏	延宝3年3月7日	將軍から徳川三家若殿までに対する進物の覚書。3月6日条に記載の書付の推敲版
		御宿の覚書（4月1日発足・12日到着の場合、4月2日発足・12日到着の場合）
13丁裏	延宝3年3月12日	本日から翌13日まで法華経勅持品を書写
14丁表	延宝3年3月14日	今出川家僕山本家次をして南都春日代官に祈祷を申し付ける
	延宝3年3月16日	中御門資熙邸にて薰物調査、清閑寺殿房がこれを手伝う
	延宝3年3月18日	中御門資熙邸にて薰物調査
	延宝3年3月20日	転法輪三条公富邸にて大猷院二十五回忌の予行。進物につき相談。公富、進物として用意した薰物の残りを中御門資熙及び公規に振る舞う
14丁裏-15丁表	延宝3年3月19日	先日、東坊城知長より使いあり関東下向の日限を尋ねられ、4月2、3日頃と申し遣わす。本日、東坊城邸を訪問、22日に本院（明正上皇）御所へ御暇乞に参向すべき旨承る。
	延宝3年3月21日	同月23日朝に内侍所へ参向する旨、中御門と約束（19日条に記載） 今夜より三日神事。本院御所への御暇乞（19日条参照）は27日に延引（19日条にも記載）
15丁表	延宝3年3月22日	本日も神事
15丁表-17丁裏	延宝3年3月23日	神事三日目。行水の後に衣冠持笏にて内侍所へ参向。中御門と手洗の後に御盃及びアライ米等頂戴す。中御門と同道し帰邸。小野（随心院力）へも祈祷及び奉納連歌を申し付ける
		3月7日に転法輪三条公富より回覧を受けた宿付の内容につき中院通茂に相談。発足日限決定の経緯
		宿付回覧時の口上の覚書
17丁裏-20丁表	延宝3年3月27日	江戸参向の勅使以下の家々の家僕、永井尚庸邸へ赴き参向時の人馬数書付等を行う。
		4月2日付永井尚庸筆朱印状及び舟川渡の證文、御伝馬人足の覚書、烏丸へ遣わす3月25日付口上の覚書
20丁裏-23丁表	延宝3年3月28日	公規・中御門・烏丸・久世・榊原・極麿の六人、永井尚庸邸へ同道
		転法輪三条公富、禁裏へ御暇乞に参候し靈元帝にご対面す。中御門と公規も禁裏に参候 江戸参向御使の家僕、宿付の覚書及び御伝馬人足の覚書を五味藤九郎へ申し遣わす
23丁表-24丁裏	延宝3年3月20日	二月二十二日付大澤基将宛今出川公規書状（2月25日条参照）への返事（三月十二日付）の写し
		転法輪三条公富邸にて登城時の行列につき相談した覚書の写し 転法輪三条家家僕入江則通ら御使家僕七人の道中宿場の手配について
24丁裏	延宝3年3月27日	江戸参向の準備の為禁裏小番の役を果たせず
25丁表	延宝3年3月28日	中御門資熙と道中同宿の件につき相談。混乱なきよう同じ馬組の御使らに伝達
		中御門資熙と公規、禁裏へ御暇乞に参候。転法輪三条公富も参候し靈元帝と御対面（再掲。20丁裏参照）
25丁表,裏	延宝3年3月29日	本院御所へ参候し御暇乞。御菓子・御酒の後に梶井御門跡筆の御経及び桐箱を拝見

		本院より白銀十枚拝領 日光御門跡へ御薫袋（匂袋）等御言伝になる場合もあるも、今度の参向に際しては行われず 後水尾法皇・新院（後西院）・女院（東福門院徳川和子）・禁裏の女院（鷹司房子）・院の女御（明子女王）へも御暇乞に参候。有栖川宮幸仁親王・飛鳥井雅章・日野弘資・花山院定誠へ見舞に参上 公規の用意した経の寸法について。本院の御経と寸法は同じだが本紙が五分程長いため調整を申し遣わす 本日も暇乞の公家衆に御前にて賤あり
25丁裏→26丁裏	延宝3年3月30日	清閑寺熙房に依頼した装束・直衣が全て出来上がる 知恩院御門跡等に依頼した花短冊・色紙・源氏詞書・古歌仙・短冊六十枚・三代集之歌内抜書三巻・八景詩歌大色紙・十二月歌大色紙が全て出来上がる。たしなみの為に江戸へ持参の予定 本院の御経と公規の経の寸法の長短につき再検討。公規の経は二分ほど足を切る 伝奏衆（日野・花山院か）を訪ねる 持明院藤原基時より明後日に京を出発する件で書状到来。持病により参向の御用は延引する旨大澤基将に申し遣わしたとのこと 転法輪三条公富、院中へ御暇乞に参候 甘露寺方長入来。日光例幣使として四月一日に発足し十九日に江戸へ到る予定 昨日（3月29日）本院御所にて御暇乞の折に白銀を拝領した旨、岡部正綱・神尾守致に申し遣わす 荷造りは大方完了。神女之比巴も用心に持参の予定
26丁裏	延宝3年4月1日	留守中に牧野成喬が来訪 公規邸の門前へ岡部正綱・神尾守致が暇乞に来訪 清閑寺熙房邸を訪問の後に禁裏へ参候 數嗣孝邸を訪問して暇乞。嗣孝と子息嗣章に面会して盃を頂く。江戸下向の不審事につき嗣孝に尋ねる 數嗣孝邸にて高倉永教と合流し対面。江戸参向時の宿につき打合せ 実父徳大寺公信邸を訪問して暇乞。公信、実兄実雄、実雄子息犬丸の三人と対面して盃を頂く 中御門資熙が徳大寺公信邸に来訪。中御門と同道して伝奏衆（日野・花山院）を訪ねた後に帰邸 子息伊季に比巴三曲及び御陪の事を教える
27丁表	延宝3年4月2日	本日発足。これより江戸へ到着する4月12日迄の事は別に記録 數嗣孝に経の寸法を教わる 公儀の賄人・馳走人家来以下への遺物の覚書
	延宝3年4月10日	沼津宿へ到着。京極高住の遣わした飛脚が到来

記載されないが、続群書類従完成会編『泰平年表』（昭和五四年）の「泰平年表収録公家系図」今出川（菊亭）家系図における公規項には、公規の日記とされる「公規公記」等の他に「江戸下向雑々覚」の題目も併記される（二五四頁）。本書の記事の年代及び内容は、延宝三年に本院使として大猷院二十五回忌に参向した今出川公規の、延宝二年十一月から翌三年四月までの公私に渡る動静、及び上記の期間中に今出川家に到来または同家より発信された書簡等について、本院使の用務に係る事柄を中心に記述及び書写したものとなっている（表一）。記述は「下官」及び「予」による一人称で行われる。

書中には、今出川公規にしか知り得ないような事柄、例えば本院使の委嘱から内定に至るまでの本院御所及び他の御使らとの折衝の経緯に始まり、公規と同居していた子息子女らの健康状態及び琵琶の修練内容、公規の生家である徳大寺家の実父及び実兄らとの面談の詳細までが記述される。本文には墨減、傍書による訂正、推敲の跡が少なくない他、日次の体裁による類纂がなされる中であって日付の前後する条も散見する（表一・日付に下線を付した条々）。これらの条は、書簡の到来等により後日に明らかとなった事柄を追補する内容となっており、伝来の過程における錯簡とは異なる経緯により生じたものと理解できる。

本書の諸本は他に確認できていないが、前述の「公規公（卿）記」には、「江戸下向雑々覚」と同時期の日付による記述が断続的に伝来する。管見には、双方における同時期の記述には、本院使の用務に関して記された同類文が含まれる。同類文の文言及び内容は、互いにおおむね一致する場合（表二・一重傍線部）と、「江戸下向雑々覚」の記述のほうが詳しい場合（表二・二重傍線部）とに大別できる。一方で、「公規公（卿）記」には本院使に関する用務以外の事柄が詳細に記載される。

以上の現状から、「江戸下向雑々覚」は推定筆者今出川公規の自筆による草稿を、浄書や整理を行わないまま取りまとめた原本である可能性の

【表二】「江戸下向雑々覚」及び徳大寺家本「公規卿記」(※)延宝三年二月二十日条における江戸下向関連記事の掲載状況(内容)とに「重」又は「二重」傍線を付す

「江戸下向雑々覚」	徳大寺家本「公規卿記」
<p>二月廿日中御門より日野ニテ写申候予ニ 毛見せ可申候由被申之由ニテ馳走書付来 年頭之御使御馳走 勅使 黒田甲斐守 兩院使 九鬼和泉守 本院使 一柳山城守 四月御法事ニ付参向之公家衆御馳走 転法輪 京極備中守 中御門 伊達宮内大輔 菊亭 京極甲斐守 烏丸 九鬼大隅守 梶井御門跡 相馬出羽守 聖護院御門跡 小出備前守 竹内御門跡 嶋津飛騨守 右之書付也烏丸中納言へも見せ候 同日從京極備中守より転法輪殿へ飛脚進 上依馳走其次下官へも来候京極備中守より 伏来候小ひめ殿御氣色亦御快氣之由満 足仕候一筆致啓上候先以貴公儀愈御勇健 可被成御座候(御吉左右可被仰下候以上自筆 ニテ進而書)重奉侍候然者當四月於東叡山 就御法事為勅使転法輪殿御下向於者御馳 走私江被 仰付候付而御案内申進候貴公様 儀同名甲斐守江御馳走被 仰付候伝奏屋 鋪御同所之管御座候而於大慶仕候相応之 御用可被仰下候猶期後音之時恐惶謹言 二月十日 京極備中守 高豊</p> <p>菊亭大納言様参人々御中 其返状云 芳簡落手披閱懇望候至侍候先以亦御堅固之 由令承悦候此他無別条候然者當四月東叡山 御法事為 勅使転法輪殿就参向御馳走貴殿 被 仰出候由御苦芳之程今案候固茲御案内 被 仰入候段御尤侍候仍又下官等へも御同姓 甲斐守殿御肝煎候依内々被仰付旅宿伝奏屋 敷一所者有之由左候共切之可通萬類々大悦 侍候用事候者可申入候由残以被入可參候段 別而令侍悦候恐々謹言 二月廿二日 公規 京極備中守殿</p>	<p>廿日 己酉 雨下及申刻晴今日精進也 後光明 院御忌日也終日精進(中略) 入夜上越後守来 笛唱奇数反(割注略) 今日三案殿へ被仰進之由也 京極備中守より状来予江戸下向之事也 (京極甲斐守より今度下召人数了未定故大方ニ申進) 又井上筑後守 薫物匂袋等調合之節申請處之 由状来 今日調子從五位下左近衛將曹筑後守下毛野 武忠子及(初而)位可上之由内々語予(当家 家礼也)官者右近衛府生(父依為將曹不能將 監申仍如此候)位階者六位上又ハ正六位下ニ 而も可申之由也此事正六位上ハ近代有御吟 味地下輩不能叙又正六位下も如何(父共二 上之由也)一条内府依為右大將子家礼之隨身 也仍調子左近將曹下毛野武行ヲ相添右之 條々又ハ予方より職事へ願可申哉但一条殿 より被頼候之由申入了彼公留主故帰了其後 從彼公給使明日家礼隨身可參之由也今日從 中御門大納言年頭御使四月御法事参向之公 家地走人之書見遣給則書付又烏丸中納言へ も見せ遣了折紙也 年頭之御使御馳走 勅使 黒田甲斐守 兩院使 九鬼和泉守 本院使 一柳山城守 四月御法事ニ付参向之公家衆御馳走 転法輪 京極備中守 中御門 伊達宮内大輔 菊亭 京極甲斐守(京極飛騨守子也) 烏丸 九鬼大隅守 梶井御門跡 相馬出羽守 聖護院御門跡 小出備前守 竹内御門跡 嶋津飛騨守</p>

高いことが伺える。書写年は書中に明記されないが、延宝二年十一月から翌三年四月までを中心とする期間において、加筆訂正を適宜加えながら書き継がれた可能性が考えられる。題目通り本院使の用務に特化した覚書として類纂された孤本であり、「公規公(卿)記」の内容を補足し得ることから、当時の今出川家及び公規の動静の究明を旨指すにあたって参照されてしかるべき資料と言えらる。

二、禁裏御使らによる薫物の調合及び贈答

「江戸下向雑々覚」延宝三年三月七日条(十丁表以降)には、大猷院殿二十五回忌に際して徳川將軍家の要人及び主要な幕臣並びに門跡衆等の各人に朝廷から下される、進物の品目及び数量について記した一覧が写される。進物は①「御太刀折紙」、②「金子(銀)」、③「紗綾」、④「御薫物」の四種類から成り、下賜の相手によって①から④の組み合わせ及び数量に相違が見られる。

一方で、前日の三月六日条には、進物一覧の推敲段階における書付が写されている(七丁裏以降)。六日条の進物書付を七日条のものと比較すると、六日条の時点では④「御薫物」の有無及び数量について明記されないのに対して、七日条における一覧にはそれらが加筆されていることが分かる。

三月十六日、十八日条には公規が中御門資熙とともに「薫物調合」を行っており、十六日には清閑寺熙房が「手代」を務めたと記述される他、二十一日条には調合した種類の名称及び数量についての記述も伝わる(十四丁表、裏)。十六日条のみ同文が「公規卿(公)記」(注六)にも記載されており、「薫物調合」の語句に対して、同日に調合した薫物は「江戸持参」と傍書される。「江戸下向雑々覚」三月二十一日条に記載された薫

物は、江戸に持参することを目的として調査されたのであり、具体的には、公規と中御門に分担されたであろう幕府重臣等への下賜品としての薫物の代作が実施されたと考えてしかるべきである。

以下の本章では、「江戸下向雑々覚」における薫物についての記述内容を検討し、大猷院殿二十五回忌に参向する朝廷の御使らの持参する下賜品に薫物が採用され、用意されるまでの経緯とともに、調査された薫物の特徴について考察する。

六日条によれば、筆者公規（人名家名等解説及び索引八十一頁）と中御門資熙（同九十七頁）の二名は、江戸参向の勅使を務める転法輪三条公富（同九十五頁）の邸宅を訪問して「談合（相談）」を行ったと云う。同日条には、「御薫物」を進物に加えるに至った経緯をうかがわせる二点の記述が残されている。第一点目の記述は次の通りである。

右太刀折紙 三条殿ハ薫物被済由也

（八丁表）

右の引用箇所には、原文の「右」に記載される幕府重臣（酒井雅楽頭、稲葉美濃守、久世大和守、土屋但馬守、阿部播磨守、酒井河内守、土井能登守、堀田備中守）に進物として「太刀折紙」を用意することと、「三条殿」こと勅使の転法輪三条公富が「薫物」の調査等を既に済ませた旨記述される。当初予定の進物である太刀及びその折紙様式による目録に加えて薫物も用意する必要の生じたことから、公富はその調査を自らの手で既に済ませたとの意味に解せる。

進物の加増は高家に対しても検討されたようである。同日条の続文には次のように記されている。

基 特 義 共  
一大澤殿吉良殿へハ御太刀折紙ニ薫物候可候薫衣香候可候相済

との事

（九丁表）

右の引用箇所では、高家の大澤基将（人名家名等解説及び索引七十六頁）及び吉良義央（同八十一頁）の二名に贈られる進物として予定していた「御太刀折紙」、御太刀及び折紙様式によるその目録に加えて「薫物」も用意すべきこと、その種類は「薫衣香」であるべきことが説かれる。薫衣香は奈良時代から我が国に伝わる薫物の一種で、その形態には細かく砕いた香具に蜜等のつなぎを混ぜて丸薬状に仕上げるものと、つなぎを混ぜずに散薬状に仕上げるものがある。

以上の幕臣及び高家に贈られる予定の薫物について、推敲を経た七日条の進物覚には、「御薫物薄様一包」を老中七名、若年寄二名、高家七名の内二名、御馳走人（三丁裏に九名列挙）、門跡衆二名、及び徳川御三家の若殿五名に贈られることが新たに書き加えられた。薫物の種類は前日条から薫衣香と考えられ、転法輪三条公富が準備したものと解せるが、太刀に同じく朝廷からの下賜品として遣わされるべく準備されたことが分かる。具体的には、勅作の秘方をもとに朝廷から支給される香具を用いて公富が調査した可能性を検討すべきであろう。

後文に、薫物の種類は薫衣香と併記される。贈答時には薄様の紙に包むとされていたので、「つなぎ」の蜜等を混ぜたいわゆる練香状態ではなく、散薬状に仕上げられて贈られたのであろう。当時の上層社会では、薫衣香を匂（薫）袋の具材に用いるのが一般的であった。勅使らによる贈呈も、こうした用途を企図してのことであったかと考える。

転法輪家は南北朝期以来の薫物の名家と伝わる家柄で、室町時代の三条実香の代には後奈良院の薫物の師範を務めたこともある（注七）。管見に、今出川家旧蔵の菊亭文庫等に伝来する薫物の秘伝書には、公富の秘方とされる薫物の処方や説が載録されることから、公富もまた合香の道に長じた可能性が高い（注八）。

三月十六、十八両日条には中御門資熙邸にて薫物を調査した旨が記される。また、十六日条には「清閑寺中納言」が調査の「手代（補佐）」を



務めた旨併記される。

南三月十六日今日猶於中御門亭薰物調合清閑寺中納言手代也

同十八日又薰物調合於中御門大納言亭也 (十四丁表)

清閑寺中納言は正二位中納言熙房(人名家名等解説及び索引九十一頁)である。「公規卿記」延宝三年正月八日条によれば、清閑寺中納言と公規は装束において高倉永敦(同九十二頁)の「旧キ弟子」であり、江戸に持参する装束の準備を依頼して、意匠について相談したとされる(注九)。正月八日条及び三月十六日条の記述からは、清閑寺熙房が装束だけでなく薰物にも精通していた可能性の他に、装束において同門とされる公規との間に、装束を含む複数分野において連携関係を構築していた存在が伺える。

作業の場所を提供した中御門資熙は、両日ともに公規と協働して薰物を調合した可能性がある。十六日に補佐役を務めたという清閑寺熙房が十八日も引き続き調合に助力した可能性は検討を要する。

延宝三年三月十六日条の記述については徳大寺家本「公規卿記」(注一〇)にも次の同文が記載される。

十六日 甲戌 朝間雨及昼晴清閑寺中納言入来又徳大寺左府公御出入夜行向中御門大納言亭薰物調合

(徳大寺家本「公規卿記」延宝三年三月十六日条、九丁裏)

調合の様子を含めた当日の動静の詳細についてはともに記されないが、同文には、清閑寺熙房が今出川邸に同日昼から来訪していたことが記される。また、「薰物調合」の語句に対して「江戸持参」と傍書されており、調合の目的が四月の江戸参向時に持参することであったと理解できる。

以上の同文の記述から、清閑寺は昼から公規と行動を共にしており、今出川邸から同道して中御門邸を来訪して薰物調合を手伝ったと解釈できる。調合の目的及び用途については、単なる身だしなみや私的な贈答の品として江戸に持参するのではなく、三月六日条に記された転法輪三条公富による薰物調合の場合に同じく、四月の江戸参向時に幕臣等に下賜される朝廷からの進物の一部を朝廷の御使として準備することであったと考えてしかるべきであろう。

なお、三月二十日条によれば、公富は御使らを自宅に招いて大猷院殿二十五回忌の「習礼(作法等の予行)」を実施した後に夕飯をふるまい、その散会時に、調合した薰物の「残(り)」を中御門資熙と公規にふるまったようである。

廿日今日於転法輪前右府公江戸法事有習礼 中御門大納言 烏丸中納言 予 久世中将 櫛笥中将 極蔭等参候習礼相濟法事行列ノ事 登城召具之事進物之事其外色々談合候後各帰宅中御門予次ニ残薰物ナト有難続夕飯後退下 (傍線は稿者記入。十四丁表)

三月二十一日条には、同日に調合したという「薰(匂)袋」の種類と分量、及び「薰物」の種類及び分量について次のように記載がある。

廿一日知恩院御門跡へ年頭之御祝義付江戸ノ暇乞同巻物色紙短尺頼来候 今薰袋調合 山吹 九重 さらしな 花橘 うてな 等也 一色 三さいほとニテ 袋四つホドアリ 袋数三十五 内餘分十 薰物ハ黒方 四両合一サイ 花橘四両合一サイ 梅花四両合半サイ也右香合共 二入此内ヨケイハツ内干二ツ薰物四両合一サイ二両合一サイホド 餘候 (十四丁裏)

右によれば、調合した「薰(匂)袋」のうち名称の明らかなものは「山吹(やまぶき)」、「九重(ここのへ)」、「さらしな(更級)」、「花橘(はなたちばな)」、「うてな(臺)」の五種類で、分量は「一色(ひといろ、一種類)」につき「三さい(三臍、処方方の三倍・三回分)」程である。和合した香具を包む「袋」は一種類につき「四つ」程用意し、合計「三十五」袋を数え、内「十」袋は「余分」であったと云う。「薰(匂)袋」の名称の末尾に「等」とあること、右の記述から五種類の「薰(匂)袋」は合わせて二十袋にしなければならないと考えられることから、以上の他に三、四種類の「薰(匂)袋」の調合された可能性がある。

同日条には「薰物」も調合されていたことが記述される。薰物の種類は「黒方」、「花橘(はなたちばな)」、「梅花」の三点で、「黒方」及び「花橘」の分量は「四両合(よんりやうあはせ、沈香四両を目方の基準とした処方)」を「一サイ(一臍、処方一回分)」、「梅花」の分量は「四両合」を「半サイ(処方の半分)」であったと云う。なお、当時の秘伝書に記された四両合の処方を参考にした場合、処方一臍分の香具の重さは、おおむね三百から四百グラム程度である。

さて、「薰(匂)袋」を「袋」に入れ収めたのに対して、薰物の容器には「ナマリ(鉛)香合」を用いており、「ヨケイ(余計)」が香合「八ツ」分に上ったとも記されている。余剰分の内訳は、和合した香具を型に入れて固める等して仕上げた薰物「干(ほし。「保志」とも。)」が「二ツ」、練香状態に調合したであろう薰物が「四両合一サイ(前述の四両合の処方を一回調合した量)」及び「二両合一サイ(沈香二両を目方の基準とした処方の一回分)」程であった。

以上の「薰(匂)袋」及び「薰物」は、いずれも江戸参向時に幕臣等にふるまう品として準備されたと考えてしかるべきである。「薰(匂)袋」は散葉状の薰衣香を具材として二十一日に製作されたと考えられる。一方の「薰物」は、広義には右の薰衣香や匂袋も含めた合香の総称である

が、ここでは「薰(匂)袋」と区別して蜜などの(つなぎ)を混ぜ合わせて丸薬及び乾燥状態に仕上げた香を意味すると解釈できる。三種類の「薰物」は、十六日条及び十八日条に記された「薰物調合」の成果と見なしておきたい。十六日条にはそれ以前から薰物の調合作業の行われた可能性をうかがわせる記述が見られることから、三日以上の日数をかけて調合されたのであり、香具を和合してから加工し完成させるまでには、五日以上の期間が置かれたものと考えられる。なお、次章において考察するが、公規の養家である今出川家に伝来した薰物書の内、専修大学図書館菊亭文庫所蔵「万方」(注二)には、本書の三月二十一日条に記載のある全ての薰物と同じ名称の処方が載録される。

朝廷が薰物を将軍家や幕府重臣に進物として贈ることは、室町時代以降に慣例化していた(注三)。将軍家の法事に参向する御使らが持参する進物としても苦しからぬ品であったはずであるが、今回の進物一覧の決定に際しては、当初の案に増加されたことが確認できた。南北朝期以降の薰物の名家の当主であり、自身も薰物に長じた可能性の高い公富や、薰物の秘方秘説を相当量蒐集していた今出川公規が御使を拝命した今回の江戸参向に際して、朝廷からの幕府に贈られる進物に薰物の増加された経緯として、彼ら御使の家柄や文化的素養が考慮された可能性は検討に値する。

### 三、公規が調合した各種薰物の概要

今出川公規と中御門資熙が清閑寺熙房の助力を得る等して調合した薰物は、具体的には薰衣香を袋に収めた五種類以上の「薰(匂)袋」と、三種類の「薰物」とに大別できた。前者の「薰(匂)袋」は「山吹」、「九重」、「さらしな(更級)」、「花橘」、「うてな(臺)」という新作五種類を始めとした八、九種類の処方を、後者の薰物は「黒方」、「梅花」の伝統

的な二種類の他に「花橘」という新作を含めた三種類の処方と調合した品であった。また、三種類の「薫物」の形状は、いわゆる練香状態に成形されたものと、「干」と呼ばれる状態に成形されたものと二分される旨記されていた。なお、以上九種類の調合を実施した今出川公規の書写した秘伝書と見られる専修大学図書館菊亭文庫所蔵「万方」の現状には、これらの品々と同じ名称の薫物方が伝来することから、公規自身がこれらの処方を蒐集し習熟していた可能性は検討に値する。

以下の本章では、九種類の薫物の内、特に解説を要する六種類の新作の由緒や芳香の特徴について、「江戸下向雑々覚」延宝三年三月二十一日条に記された順に解説する他、同時代の他書に伝わる記述や伝承を参考に、当時の上層社会における各薫物の享受の実際についても紹介する。

### 三―1 山吹（やまぶき、ヤマブキ）

室町時代以降に考案された新作薫物の一種。「江戸下向雑々覚」延宝三年三月二十一日条には「九重」（三―2）、「更級」（三―3）、「花橘」（三―4）、「更級」（三―5）と共に「薫（匂）袋」の一種として記述される。

後水尾法皇皇女で近衛基熙室となった常子内親王の日記「无上法院殿御日記」延宝九（一六八一）年六月六日条及び貞享二年七月二十四日条には、常子が手づから調合した「にほひふくろ（匂袋）」の名称として、「さらしな（更級）」、「うてな（臺）」、「ねみたれかみ（寝乱髪）」、「九重」、「山ふき（吹）」とある（注二三）。「江戸下向雑々覚」と同時代の今出川家における類纂と見られる専修大学図書館菊亭文庫所蔵「万方」には、常子と後西院の父帝である後水尾法皇ゆかりの品と思しき「法皇御方六種」の処方が伝わっており、「山吹」方を筆頭として「サラシナ（更級）」、「ウテナ（臺）」、「九重」、「潤香」、「神路のおく」の順に記載される（表三二）。

上記の諸書には「神路のおく」以外の各種薫物の発祥や名称の由来に

ついて併記されない（注二四）。「神路のおく」方には、この名称の語を詠み込む勅撰集採録歌が併記される。この和歌は、香道の名香における「証歌」と同様に、「神路のおく」の名称の由来として併記されたものと解釈できる。薫物の名称の由来が秘伝書等に記載されるのは極めて稀であるが、管見を確認している二百点以上の新作の名称の内、「山吹」を含む一部の名称及び処方上の趣向を考察したところ、和歌を始めとした韻文及び物語等の散文における表現をもとに命名され、処方の工夫された可能性を伺わせる複数の事例を確認している（注二五）。「江戸下向雑々覚」に記載されたその他の新作についても、和歌を始めとした文学作品の表現及び場面における情趣を参考に、名称及び処方が考案された可能性を検討すべきかと考える。

「万方」載録の「山吹」方の内容は次の通りである。

山吹 法皇御方六種ノ内

丁子二分 白旦（白檀）二分 甘松二分 木香三分

良香（零陵香カ）三朱 ウィキヤウ（茴香）一分 麝香二朱 龍腦

三朱 （丸括弧内は稿者記入。「万方」二十五丁表）

右の処方は、宮内庁書陵部所蔵伝承筆者後西院「薫方之書」（注二六）載録の「欵冬（カイトウ）」方と完全に一致する。「欵冬」は、匂袋の具材に用いる散薬状の薫物の処方として伝わる。語義については不明であるが、「冬」に関連付けて命名された可能性をうかがわせる。対する「山吹」は、『古今和歌集』春歌下巻の題知らず・読人知らず和歌「春雨に 匂へる色も あかなくに か（香）さへなつかし 山ふき（吹）の花」（注二七）の一首等に詠まれるように、古くから春を代表する花の一つとして愛好されてきた。匂袋に使用される処方には甲（貝）香を処方しない場合が一般的であることにも鑑みて、「山吹」は特に春の季節にふさわしい匂袋

【表三】「江戸下向雑々覚」に記載の薫物の種類及び名称（薫物書及び日記類における確認事項との比較）

年(西暦:9999は年代不明)		1616	1627	1666	1666	1668	1670	1675	1676	1676	1680
連番	書名	無題・薫物書(上田流)	香譜(静嘉堂文庫)	薫物調合秘方(東山御文庫)	薫物合様(京大菊亭文庫)	薫物方上:薫物秘蔵抄(京大菊亭文庫)	俊海処方(鳩居堂)	江戸下向雑々覚(京大菊亭文庫)	萬方(専大菊亭文庫)	香具撰様調様(専大菊亭文庫)	薫物御覚書(東山御文庫)
		1	梅花	○	○		○	○	○	○	○
6	黒方(又名烏方)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	薫衣香(一名躰身香)	○	○			○	○	○	○	○	○
34	盧橘(花橘)(薫物、匂袋)	○		○	○	○	○	○	○	○	○
82	保志(ほし)(干)			○				○	○		
116	九重(匂袋)							○	○		
117	サラシナ(更級)(匂袋)							○	○		
118	ウテナ(臺)(薫衣香、匂袋)							○	○		
119	山吹(匂袋/薫衣香)							○	○		
122	匂袋(薫袋之方)(銘不詳)							○			

  

1683	1685	1685	1688	1696	1700	1702	1703	1705	1732	1745	1751	1786
※瓦上法院殿御日記	薫方之書(後西天皇宸翰:宮内庁書陵部)	△後西院正方(和田英松報告)	薫物方(版本、小笠原)	薫物之方(徳川林政史研究所)	衆香類集(徳川林政史研究所)	※基熙公記(陽明文庫)	薫物之方(藤波乾々斎旧蔵:杏雨書屋所蔵)	花家(吉田文庫)	後水尾天皇薫物調合御覚書(東山御文庫)	類聚薫物秘法(薫集類抄恩頼堂文庫本に付随)	薫物(薫物ノコト:高松宮本)	新古御薫物秘伝書(成田山仏教図書館)
○		○	○	○	○		○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○(※)	○	○				○
○	○	○	○		○		○	○	○			○
○		○										
○	○											
○	○					○						
○						○						
○					○	○	○					○

※ 『基熙公記』の薫衣香は「山吹」「九重一重」「潤紅」「ねみたれかみ」「臺」の五種。これらは他書に匂袋の中に入れた薫物の名称としてあらわれる。

方として考案されたのであり、冬の季節によそえて命名されたであろう「欵冬」方と対を為す品として享受された可能性が高い。

三―二 九重(ここのへ、ココノエ)

室町時代以降に考案された新作薫物の一種。「山吹」(三―一)「更級」(三―三)、「花橘」(三―四)、「更級」(三―五)に同じく「薫(匂)袋」方の名称として「江戸下向雑々覚」延宝三年三月二十一日条に見える他、「无上法院殿御日記」延宝九(一六八一)年六月六日条及び貞享二年七月二十四日条にも記載がある。また、薫物書「万方」においては「山吹」を筆頭とする「法皇御方六種」の一つでもある。

九重 同(法皇御方六種ノ内)

甘松二分二朱 白且(白檀)二分 丁子(丁子)二朱 木香二朱

良香(零良香カ)一朱 ウコン(薺金)一朱 麝(麝香)二朱 龍

脳二朱

(丸括弧内は前文より稿者記入。「万方」二十五丁裏、二十六丁表)

なお、徳川林政史研究所所蔵の薫物書「薫物之方」には、「万方」に記載される「九重」の処方の同類文が、同じく新作薫物「九重一重」方として伝来する(注一〇)。

「九重」という名称の由来は秘伝書等に明記されないが、新作薫物の命名が勅撰集の名歌等の表現や情趣を踏まえて行われた可能性のあること(注一五)、及び同類文である処方との間で名称に異同の見られることは、「九重」の発祥及び名称の由来と概要を検討する上で注目に値する。例えば『後拾遺和歌集』巻第五秋下の和歌「あさまたき 八重さく菊の 九

重に「みゆるは霜のをける成けり」(注七)においては「八重」と「九重」の語が同時に詠まれており、咲き誇る菊の花の高貴なまでに豊潤な美しさを讃えたものと解釈できるし、後の『金葉和歌集』巻第五賀歌においては「九重に久しくにはへ八重桜のとけき春の風としらすや」(注七)として、春に咲く八重桜が一層長く美しく咲き誇るようにとの願いが詠まれている。新作薫物「九重」は、同じ新作の匂袋方である「八重一重」とは対を為す品として考案され、春又は秋にふさわしい種類として賞翫された可能性を検討すべきであろう。

### 三―3 さらしな(更級)

室町時代以降に考案された新作薫物の一種。「江戸下向雑々覚」延宝三年三月二十一日条には「山吹」(三―1)、「九重」(三―2)、「花橘」(三―4)、「うてな(臺)」(三―5)とともに「薫(匂)袋」の一種として記述される。「山吹」(三―1)及び「九重」(三―2)に同じく「无上法院殿御日記」延宝九(一六八一)年六月六日条及び貞享二年七月二十四日条にも記載がある。

名称の由来は諸書に併記されない。『古今和歌集』巻第十七雑歌上採録歌「我心なくさめかねつさらしな(更科/更級)やをはすて山にてる月をみて」(注七)以降の勅撰集歌等に詠まれてきた、山に照る月の興趣によそえて命名された可能性を検討すべきであろう。その場合、特定の季節にふさわしい品としてではなく、四季に通用の品として考案された可能性が考えられる。

専修大学図書館菊亭文庫所蔵「万方」には「山吹」方に続く「法皇御方六種」第二の処方として次のように載録される。

サラシナ 同(法皇御方六種ノ内) 一斉ニテ袋ニツ有

丁子二分 白(白檀)二分 甘松二分 青木香一分 茴香一分  
木香一分 宇金(麝金)一分 龍腦二朱 麝香二朱半

(丸括弧内は前文より稿者記入。「万方」二十五丁表、裏)

前出の伝承筆者後西院「薫方之書」(注六)には「万方」載録方に近似した「更級」方が伝わる。また、高松宮本「薫物(ノコト)」(注九)に「後水尾院御方玉垣局書写」の由緒を伴い伝来する匂袋「閨(潤)香」方は、重複する香具に限り分量を比較した場合、「万方」及び「薫方之書」載録の「更級」方には一致しないが、共通する香具においてはおおむね分量の一致することが分かる。

#### 更級

甘(甘松)	二分	丁(丁子)	二分
白(白檀)	二分	青木(青木香)	一分
良(零陵香)	一分	麝金	一分
茴(茴香)	二分	龍(龍腦)	一分
麝(麝香)	一分		

右袋一ツニ入(丸括弧内は稿者記入。「薫方之書」第五紙 下段)

じゅんかう(閨/潤香)

かんせう(甘松)二分 白たん(白檀)二分

丁子二分 木香一分

あせんやく(阿仙薬)一分 くんろく(薫陸)一分

あんそくかう(安息香)一分 しゃう木香(青木香)一分

りやう香(良香)一分 へんのふ(反腦)二朱

ういきやう(茴香)一朱 りうのふ(龍腦)二朱

さかう(麝香)二朱 (麝金ナシ)

右 後水尾院御方玉垣局書写云々

(傍線部は前掲「更級」方に共通する香具及びその分量。傍線及び丸括弧内は稿者記入。「薫物(ノコト)」三丁裏)

後水尾法皇の秘方と伝わる処方が、法皇の皇子及び后妃が所持したとされる処方に共通する部分を含むことについては、各方の来歴の検証も含めて改めて考察したい考えである。

### 三—4 花橘(はなたちはな、ハナタチバナ)

室町時代以降に考案された新作薫物の一種。「江戸下向雑々覚」延宝三年三月二十一日条に「山吹(三—1)」、「九重(三—2)」、「更級(三—3)」、「臺(三—5)」とともに「薫(匂)袋」の一種として記述される他、同書の後文には「薫物」の名称としても「花橘」の名称が記載される。匂袋には散葉状態に調合した薫衣香(くぬえこう)を具材として用いることから、前者の「花橘」方は薫衣香の一種と解釈できる。一方で、同日条の後文における「薫物」としての「花橘」は、蜜等のつなぎを練り合わせた練香状態の品と、練り合わせた生地を成型して乾燥させた「干」と呼ばれる品とに仕上げたことが分かる。

新作薫物「花橘」名称や処方は、他の新作の中でも比較的早い段階から公家の日記や薫物書に確認することができる。例えば『実隆公記』には薫物の名称の一つとして記述される他、『拾芥抄』諸本には伝統的な種類の薫物方に加筆される形で名前と処方が記載される。名称の表記は「花橘」とも「盧橘(ロキツ/ハナタチバナ)」とも伝わる。

名称の由来は秘伝書等に明記されないが、『古今和歌集』卷第三夏歌採

録の古歌「さ月まつ 花たち花(花橘)のか(香)をかけは むかしの人の 袖のか(香)そする」(注二七)に詠まれた文言と情景によそえて命名されたのであり、夏の季節にふさわしい品として考案されたと考えてしかるべきであろう。

管見に、「花橘」の名称による薫物方は巻貝の蓋を原料とする香具「甲(貝)香」及び「沈香」を配合するものではないものと二分できる。前者の処方は散葉状態に和合した香具を袋に入れて完成させる匂袋方として伝来し、後者は蜜等のつなぎを入れて練り合わせる等して用いる為の薫物方として伝来したと考えられる。

「江戸下向雑々覚」の筆者と見られる今出川公規が寛文年間に類纂した可能性の高い薫物書「薫物秘蔵抄」一卷には、五点の「盧橘」方が載録される。これらの処方には香具の「沈香」及び「甲(貝)香」が配合されることから、練香状態に調合されたと考えられる(注二〇)。練香用の処方はその他の秘伝書にも複数確認できるので対して、「沈香」及び「甲(貝)香」を処方せず、匂袋の具材として使用したと見られる「花橘」方は、管見に専修大学図書館菊亭文庫所蔵「万方」載録の処方一点しか確認できていない。

#### 一 花橘

ウコン一朱

甘(甘松)二分 白(白檀)二分 丁(丁子)二分 ○ 木香一朱  
良香一朱 茴(茴香)一朱 麝(麝香)二朱 龍(龍腦)三朱

右或麝三朱 龍一分 或ハ麝一分 龍一分二朱  
(丸括弧内は稿者記入。「万方」三十六丁表、裏)

右の処方の由緒は「万方」書中に明記されないが、処方の主体となる丁子等の香具の分量において、例えば前掲の「山吹」方や「更級」方を始めとした同書載録の後水尾法皇ゆかりの秘方に一致する。「薫(匂)袋」

としての「花橘」方が考案されるにあたり、同時代の高貴な人物が考案ないし所持したと伝わる秘方が参照された可能性は検討に値する。

三―5 うてな(臺)

室町時代以降に考案された新作薫物の一種。「江戸下向雑々覚」延宝三年三月二十一日条には「山吹」(三―1)、「九重」(三―2)、「更級」(三―3)、「花橘」(三―4)とともに「薫(匂)袋」の一種として記述される。「无上法院殿御日記」延宝九(一六八一)年六月六日条及び貞享二年七月二十四日条にも匂袋の一種として記載がある。

以上の他に、「江戸下向雑々覚」と同時代の今出川家において類纂された可能性のある薫物書「万方」<sup>注二〇</sup> 載録の「法皇御方六種」にも含まれる他、後水尾法皇皇子で常子内親王同母兄の後西院の宸筆と伝わる宮内庁書陵部所蔵「薫方之書」<sup>注二六</sup> にも同名の匂袋方一点が載録される。両書の処方は次の通りである。

ウテナ 同(法皇御方六種ノ内)

甘松二分 白且(白檀)二分 丁子一分 排草一分 茴香一朱

良香(零陵香カ)一朱 ウコン(鬱金)一朱 龍腦二朱 麝香二朱

(丸括弧内は稿者記入。「万方」二十五丁裏)

臺

甘(甘松) 二分 白(白檀) 二分

排(排草) 二分 丁(丁子) 一分

良(零陵香カ) 一朱 麝(鬱金) 一朱

茴(茴香) 一朱 龍(龍腦) 二朱

麝(麝香) 二朱

(丸括弧内は稿者記入。「薫方之書」第六紙、上段)

右の二方は「排(排草)」の分量及び一部香具の記載順序に異同の見られる他は一致しており、同類文と見なすことができる。「万方」載録方は後水尾法皇御方と、「薫方之書」載録方は後水尾法皇皇子後西院の書写と伝わる品である。二方の類似性の要因として、皇室における親子間の薫物方の指導及び相伝の実施に由来する可能性を検討する必要がある。後水尾法皇による後西院への薫物相伝の有無及び詳細については、引き続き調査を実施した上で改めて考察したい考えである。

「臺」の名称の由来は上記の各書に併記されないが、他の新作と同様に、勅撰集歌等における表現及び情趣によそえて命名された可能性を考慮すべきである。「臺」は漢語の「瓊台(臺)」を意味する「玉のうてな」の表現により古くから和歌に詠まれており、例えば『拾遺和歌集』巻第二夏歌「けふみれば 玉のうてなも なかりけり あやめの草の いほりのみして」の一首、或いは『新勅撰和歌集』巻第七賀歌「けふそ見る玉のうてなの 桜花 のとけき春に あまる匂を」の一首に見られるように、四季折々に際立つ宮中の荘厳な美しさを表現する語として詠まれてきた。

調査の現状において、新作の「薫(匂)袋」「臺」方は主として皇室に伝来することを確認している。「臺」方については、四季通用の処方として考案され、後水尾院政期を中心とした時期において皇室秘蔵の処方として珍重された可能性を検討すべきであろう。

以上の「山吹」(三―1)から「臺」(三―5)の新作は、いずれも皇族を始めとする後水尾院政期の貴人に蒐集、調合されたと伝わる品々であった。また、伝統的な種類の「黒方」及び「梅花」の二種類も調査されていた。これらの二種類は、平安時代から伝わる薫物の中で特に優れていると評価され、上層社会において長く継承された品々である<sup>注二〇</sup>。管見に、後水尾院政期に類纂された可能性のあるほとんどの秘伝書にも、

「黒方」及び「梅花」の処方が載録されている(表三)。

後水尾院政期の上層社会において、新作薫物に加えて「黒方」及び「梅花」を特別な贈答品として用いる趣向は、当時の皇室と密接な縁戚関係にある臣下の家でも行われていた。例えば後水尾法皇皇女品宮常子内親王が降嫁した近衛家においては、寛文五年十一月七日、常子の夫基熙の姉である好君が伏見宮貞致親王に嫁して新殿に移り住むという慶事に際して、基熙祖父で後陽成院御子の応山信尋が調査し同家に伝来していた「黒方」と、基熙父の長山尚嗣等が調査した「梅花」及び「新枕」、計三種類の薫物が、関東へ下向する京都所司代水野石見守への餞別の品として贈られたと云う(注二)。

公規らが禁裏に代行して調査し、江戸参向に持参したと見られる薫物は、いずれも当時の洛中における最も高貴な辺りに秘蔵された種類であり、洛中から遠く離れた江戸を拠点とした武家の有力者にとっては、一層珍重すべき品々であったかと考える。

## 結

「江戸下向雑々覚」一冊は、推定筆者今出川公規の自筆による草稿を、浄書や整理を行わないまま取りまとめた原本と考えられた。延宝三年四月の東叡山における大猷院殿二十五回忌の本院使に任じた公規の、延宝二年十一月から翌三年四月までの動静を日次形式で記述して、本院使の用務に特化した類纂と見なしてしかるべきである。公規の動静を公私に渡り記録した「公規公(卿)記」には伝来しない記述も確認できることから、今出川家周辺の史実の解明を目指すにあたって必ず参照されるべき重要な資料と評価できた。

本書の延宝三年三月十六日から二十一日までの条々における記述によれば、本院使の今出川公規と法皇使に新院使を兼務した中御門資熙は、

江戸参向に持参する品として複数種類、相当量の薫物を調査している。公規と資熙に先立って、勅使の転法輪三条公富も薫物を調査していた。彼らの薫物は、江戸での法事に参列する幕府重臣等への進物の一部として用意されたものであり、禁中に代わってこれらの薫物を代作したと解釈できた。公規と資熙が調査した薫物は名称及び分量がおおむね明記されており、それらを検討したところ、当時の上層社会における最も高貴な辺りに秘蔵、珍重された種類として評価できた。特別な薫物を贈答品に加えたところには、幕府重臣の心象を慮った朝廷の、並々ならぬ心遣いが感じられる。

公規は、手元に所持する秘方をもとにこれらの薫物を調査した可能性が考えられた。事実であれば、公規が合香家としての本領を発揮するには又とない機会であり、合香の名家の後裔として知られたはずの転法輪三条公富とともに、合香家としての名声を響かせたことと想像される。

今後の研究においては、江戸参向時の朝廷御使が持参する贈答品の品目における薫物の採用状況の詳細な調査を実施する必要がある。また、延宝三年四月の参向に際して持参する進物一覧に薫物の加増された経緯として、御使自身の家柄及び素養が考慮された可能性を検証すべく、資料調査を継続したい考えである。

## 注

- 一 江戸下向雑々覚、延宝三年(大猷院殿廿五回忌本院使)、写本、和装一冊、横小本、京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵、請求記号…菊エ/11、マイクロフィルム請求記号…P4266
- 二 公規卿記、万治二年〜延宝七年、写本、和装十四冊、小本中本、東京大学史料編纂所所蔵、徳大寺家本、請求記号…41・17・1〜13(41・17・2は2・1及び2・2に分冊)
- 三 拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『薫物秘蔵抄』翻刻…附『薫物秘蔵抄』人名家解説」、『薫物書の研究』第二号、平成二十七年四月、



http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hjv/metadata/12069

四 拙稿「徳川林政史研究所蔵『薫物之方』翻刻」、『薫物書の研究』、創刊号、平成二六年四月、広島県大学共同リポジトリ (HARP) 掲載、  
http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hjv/metadata/12045

五 本間洋子『中世後期の香文化：香道の黎明』、思文閣出版、平成二六年  
六 東京大学史料編纂所蔵の注二「公規卿記」及び謄写本「公規公記」六冊（請求  
記号：20073・115・1〜6）

七 『後奈良院宸記』及び『言継卿記』及び『御湯殿上日記』天文二年一〇月一九日  
条によれば、転法輪三条実香は子息公頼とともに後奈良天皇に対し薫物の秘方  
を伝授したと云う。実香の薫物にまつわる関歴は注三拙稿掲載「薫物秘蔵抄」  
人名家名等解説一七七、七八頁参照。

八 注三拙稿掲載「薫物秘蔵抄」人名家名等解説一七〇、七一頁（三条右府家）項  
（前略）入夜清閑寺中納言亭へ行向依猶衣也装束之事令談話単猶衣表袴者織可給  
之旨頼申 江戸之用意也清閑寺ハ高倉大納言  
旧キ弟子也予又弟子也仍毎事令談合 中御門大納言同入来也傍令談話了直

垂之事談之 地色共ニ無定精好ノトキハ腰モ白精好也生ノ時又腰モ生也云々上ハ精好  
也（也）に右傍書「文カ」云々生精好ノ内ニテモ紗ニテモスル由也 又

猶衣之事 紫ハ無之色ヒハタニ用ト云々（下略）（東京大学史料編纂所蔵謄写本  
「公規公記」第六冊、請求記号：20073・115・6・6、延宝三年正月八日  
条、三九丁表、裏）

二 注二徳大寺家本「公規卿記」第一四冊、請求記号：徳大寺家本41・17・13  
二 万方、写本、和装一冊、小本、専修大学図書館菊亭文庫所蔵、請求記号：菊亭文  
庫第2函第118号、マイクロフィルム請求記号：164

三 注五先行文献参照。  
三 注三拙稿四〇頁下段、「无上法院殿御日記」抜粋中の貞享二年七月二四日条参照。  
注一「万方」には新作薫物「神路のおく」について次の通り記述される。

神路のおく 同 ふかくいりて神路のおくをたつめれば  
又うへもなき峰の松風

甘松二分 白檀一分半 丁子一分半

三 麝香二分半 龍腦一分（同）は「法皇御方六種ノ内」の略。二六丁表、裏  
管見に、室町時代以降に考案された可能性のある新作薫物の名称は220点確認  
している。一部の新作の名称の由来については次の既出の拙稿において考察して  
いる。新作の名称は、奈良時代以降に創作された和歌だけでなく、王朝物語作品  
や中世の謡曲、江戸時代の俳句といった多様な文学作品に顕著な雅語によそえて  
命名された可能性が考えられた。

・ 注四拙稿  
・ 拙稿「〈新作薫物〉と平安文学」、研究余滴、『むらさき』、第五一輯、武蔵  
野書院、平成二六年一一月  
・ 拙稿「〈新作薫物〉と平安文学―春に萌え、秋に仄めく香りたち―」、カレ  
ントトピックス、『アロマリサーチ』、第六三号、平成二七年八月

六 薫物之書、写本、一点（袋共一〇点、内文書六葉）、後西天皇宸筆、宮内庁書陵  
部所蔵、請求記号：宸一四二〇  
七 国文学研究資料館ホームページ電子資料館「古典選集本文データベース」調べ。  
丸括弧内は稿者記入。  
八 注四「薫物之方」載録方110「八重二重」の処方はこの通りである。  
八重二重

甘 二分二朱

白 二分

丁 二朱

木 同

良 壹朱

右近 同

麝 三朱

龍 二朱

元 薫物（ノコト）、写本、和装一冊 仮綴、横小本、宮内庁書陵部高松宮本、請求  
記号：38  
（八〇丁表、拙稿七七頁。傍線部は「九重一方との異同箇所」）

二 新作の内、薫衣香または匂袋として伝来する処方には、管見に香具の内「沈香」  
及び「甲（貝）香」を配合しないのが一般的である。詳しくは注四拙稿第三章及  
び第五章（六〜二〇頁）等に考察しており参照されたい。

三 薫物「黒方」及び「梅花」の概要及び歴史の変遷については、拙著『薫集類抄の  
研究』附・薫物資料集成（三弥井書店、平成二四年）一一八、一一九、一四五、  
一四六頁、及び注四拙稿六頁に考察しており参照されたい。

三 近衛基熙の日記「基熙公記」の記述はこの通りである。  
七日 己 天朝晴午後薄陰入夜雨  
昨日好君新殿移徙之間為暇請宮ハ参同道好  
君へ後向候後帰了

御所方へ明日日出仕之間為祝壹一折充進上  
水野石見守明後日関東下向之間為餞茶道具  
一箱應山長山等御調合之薫物等遣之其薫物  
梅花新枕黒方三種此内黒方應山御調合也其  
薫物内まさりの具三ツニ入其具内外金薄にて  
たむ也三ながら入一薄様了此外青一遣之

者也其残如（註）此貝のつま也紺の口（ミセケチ「口を紺の」）をし紙  
にてうつくしくはる也銘の書様如此残二つ  
同事也内まさりは外銀内金ニスルなりされ  
とも内外金にしてもくるしからぬよし法皇御

説也薄様一つに三つか五つか七つか入者也

(図は謄写本の描画を稿者が書写。貝型に「黒方」と記入。傍線及び丸括弧内は稿者記入。東京大学史料編纂所所蔵謄写本「基熙公記」、請求記号… 2073・175・1、寛文五年一月七日条、一二丁表、裏)

#### 付記

本稿の執筆に際しましては、京都大学附属図書館及び寄託者であられる個人より貴重書の複写及び翻刻掲載のお許しを賜りましたことを始めとして、関連する資料の所蔵先であられる施設及び団体からも御高配を賜りました。また、所属する学会及び研究会におきましては、参加者の皆様方より「江戸下向雑々覚」の内容及び関連資料についての貴重な御教示とご鞭撻の数々を頂戴して参りました。改めまして、心より御礼申し上げます。

ご多忙の折にも関わらず、拙稿の査読及び英文題目の校閲をお引き受け下さいました二名の先生方からは、貴重なお教えと厳しいご指摘、暖かいご助言の数々を賜りました。御学恩に対しまして、深甚なる謝意を表します。

なお、本稿はJSPS科研費26580046の助成による成果の一部を論文化したものです。

## 凡例

### ・翻刻

一、京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「江戸下向雑々」(請求番号・菊エ/11、写本、和装一冊、横小本)の全文を翻刻した。

一、右の書誌は、国文学研究資料館ホームページ「日本古典籍総合目録データベース」(平成二七年二月十二日最終閲覧、<http://basel.nijl.ac.jp/~tkoten/about.html>)に掲載される情報、及び京都大学附属図書館菊亭文庫カード目録に記載の内容による。

一、本文の字配り、行配りは底本のままとした。

一、本文の文字の大きさ及び配置については、可能な限り底本のまま翻刻した。

一、表紙、裏表紙を含む各紙面の翻刻末尾には、次の要領でその位置を示した。

(例) 表紙 || 「(表紙)

本文第一丁の表 || 「(一丁表)

一、底本の古体・異体・略体字は、「ふ(より)」「を(より)」を除いて適宜正字体ないし通字体に改めた。

一、底本の記号や斜線、曲線の形及び配置は、可能な限り底本に忠実に翻刻した。

一、底本の変体仮名は、すべて通行の書体に改めた。

一、仮名遣いの「ん」「む」の表記は底本のままとした。

一、反復記号「ヽ」「ヾ」「ヿ」は底本のままとした。

一、難読箇所は「●」と表記した。

### ・脚注

一、本文の難語や薫物、香具に関する専門用語、人名家名等の固有名詞について語釈を行い、必要に応じて字音・字訓を併記するとともに、用例の掲載先及び先行文献について記述した。

一、本文中の注釈箇所には、冒頭語の左右及び注欄に算用数字で通し番号を記した。

一、注の通し番号は、各丁の表裏ごとに初期値を与えた。

一、注の執筆は、辞書類を含む先行研究及び本稿の「解題」及び「人名家名等解説及び索引」の記述を参考に行った。

(蔵書票「菊工11」)

延宝<sup>①</sup>三年

大猷院殿廿五之<sup>②</sup> (墨滅) 忌<sup>回</sup>

# 江戸下向雑々覚

本院使<sup>③</sup>

「(表紙)

① 延宝三年―乙卯、西暦一六七五年。公卿今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)

による日記の内、徳大寺家本「公規卿記」(全一冊)には同年元旦から二月廿一日、三月二日から同月十六日の条が伝存し、東京大学史料編纂所による謄写本にも同期間の日記の写しが伝わる。以上の条々には、本覚書の記述の關係記事及び同類文が記載されており、内容はおおむね日次よりも詳しい。

② 大猷院殿廿五之回忌―江戸幕府三代將軍徳川家光(人名家名等解説及び索引九十二頁

「大猷院殿」の廿五回忌。家光は慶安四(一六五二)年四月廿日薨去。

③ 本院使―延宝二年及び三年当時の本院こと明正上皇(人名家名等解説及び索引一〇三頁「本院」)の名代として大猷院殿廿五回忌に遣わされた朝廷の使者。権大納言正二位今出川公規が任せられた。

【参考】公規による当時の日記と本覚書、並びに京都大学図書館菊亭文庫所蔵「江戸道中自分心得」(二卷二冊、今出川公規著、延宝三(一六七五)年及び天和三(一六八三)年、整理番号・菊工19)には、延宝二(一六七四)年十一月に公規が本院の御用を拝命してから江戸へ向けて発足するまでの準備の記録や、この間に公卿、武家と交わした書状の写し等が収録される。

(一六七五年)

延宝三年四月廿日 大猷院殿廿五年之回忌

本院使参向之事 ① 大樹公儀着座江戸於東  
叡山法事被行云々

一 延宝二年十一月之比於日野前大納言来四月

大猷院殿廿五年忌為 本院可令参向之間

内々其心得可然之由被申 猶高倉前大納言可被

申後之由也 ⑤⑥ 予息女六月之比不食自然 然とも無之候へ、  
其御理可申入之由申入之処高倉へも其通可申之由也

一 同二年十一月十三日從高倉前大納言給書状

本院御用之事候間明日午刻御参可

有候其砌可申承候恐惶謹言

十一月十三日 永敦 (高倉前大納言)

右之返事

本院御用之事候間明日午刻可参候由

畏候猶其節可得意候恐々謹言

十一月十三日 公規 (今出川)

一 同十四日從高倉給使今日参候節自彼方

一 左者可申其節可参候由也其後高倉へ

「(一丁表)

① 大樹公儀―大樹は幕府將軍、公儀は幕府又は朝廷の意。ここでは四代將軍徳川家綱(人名家名等解説及び索引九十一頁参照)と幕府を云う。

② 東叡山―武蔵国上野寛永寺の山号。↓人名家名等解説及び索引九十五頁「伝奏」及び同日一〇〇頁「日野前大納言」。

③ 『公卿補任』及び『諸家伝』には、中院通茂(同九十七頁)ともども延宝三年二月十日に武家伝奏を辞したとある。ただし、日野については

辞任以降に後任の伝奏である花山院(七十八頁)、池尻中納言、高倉大納言(同九十二頁)、今城中納言(七十五頁)と共に上使として江戸へ同道しており、花山院と同等の

品を幕府より贈られていた。『玉露叢』卷第三十九、延宝三年三月十一日―十八日条、三四〇―三四三頁)。また、本書の三月以降の統文には、「伝奏衆」を「日野」及び「中

院」と記した記述や、伝奏に関する事項を中院に相談して回答を得ている例が見られる

他、花山院一名しか伝奏に任じていない時期に、「伝奏衆」、「両伝奏」として複数又は

二名の伝奏の存在を示唆する記述が認められる。

④ 「公規卿記」延宝三年二月十一日条には、日野と中院の後任に花山院と藪(同九十二頁)がそれぞれ補される予定であったが、藪が中風の氣を陳情して出仕しなかつたため、日野が臨時に再任されて花山院を補佐した由が記される。

⑤ 高倉前大納言―前大納言正二位高倉永将。万治元(一六五八)年九月廿八日に名を永敦と改む。

⑥ 「公規卿記」延宝三年二月二十三日条に、公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)は装束について高倉大納言の「旧キ弟子」であり、清閑寺中納言(同九十頁)もまた弟子であつたとされる。↓解題十五頁・注九、人名家名等解説及び索引九十二頁

予―筆者の今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)。延宝二(一六七四)年に正二位権大納言、三十八歳。

⑦ 息女―公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)長女小姫(同八十五頁)か。延宝二年六月頃から不食を患っていたとされる。影印三枚目に「病人」の平癒について記述がある他、同年十二月廿日条には「小ひめ殿御氣色許御快癒」云々とある。

恐々可参候申参別立帽子猶衣<sup>(一)</sup>而参鳥丸<sup>(二)</sup>へ  
参院之由申入候別直合参候由奥江被申

其後出来而<sup>(三)</sup>来四月大猷院殿御年忌御<sup>(四)</sup>

経被進候間参向可申之由畏候由申其後高<sup>(五)</sup>

倉迄申入候處病人有之自然然とも無之候て御

理可申入之由申遣候本院二奉附武家岡部土佐守<sup>(六)</sup>

初而知人二成候

一延宝三年二月從高倉前大納言給使弥<sup>(一)</sup>

病人快然<sup>(二)</sup>而江戸参向迄之由相定者之由也

弥参向之由申遣候 從此方向高倉可申之処失念

一御法事之時轅可入之間伝奏衆ノ可申遣候而<sup>(三)</sup>

可給候由申入別日野<sup>(四)</sup>上野之<sup>(五)</sup> 院江

申遣候由被申<sup>(六)</sup> 四人之分也 中御門 日野へ被申云々<sup>(七)</sup>

一正月年頭之御使大澤兵部大輔也江戸へ御

法事御使初度也萬事指図頼入候由申

又諸大夫之事御目見之義令談合先召具

「(一丁裏)

① 鳥丸―権中納言從三位鳥丸中納言光雄。大猷院廿五回忌へは女院使として下向。↓人名家名等解説及び索引七十九頁

② 病人―六月頃から不食を患っていた「予息女」(前頁)を云う。

③ 武家岡部土佐守―藤原氏為憲流土佐守從五位下岡部正綱。寛文十一年二月五日本院御所附となり、のち從五位下土佐守。↓人名家名等解説及び索引七十六頁

④ 伝奏衆―延宝二(一六七四)年末の朝廷において武家伝奏に任じたのは、前大納言正二位日野弘資(人名家名等解説及び索引一〇〇頁「日野前大納言」と前大納言正二位中院通茂(同九十七頁「中院」)。両名とも延宝三年二月十日にこれを辞しており、後任には同日に花山院定誠が、五月十八日に千種有能が補されている。ただし、二月以降の幕府の記録には前任者が新任者とともに伝奏の任を果たしている様子が記されている他、本書においても三月以降の条に日野と中院を「伝奏」と称する記述が見られる。↓前頁脚注③参照

⑤ 上野之(闕)院―檀那院(人名家名等解説及び索引九十三頁)と円覚院(同一〇六頁)のいずれかまたは両方を云うか。後文の三月六日条参照。

⑥ 中御門―権大納言正二位中御門資熙。大猷院廿五回忌の法皇并新院使に任じた。↓人名家名等解説及び索引九十八頁

⑦ 大沢兵部大輔―藤原氏頼宗流左少将從四位上大澤基将。正保元年十二月廿九日奥高家。これよりさきに後水尾院より大澤の歌を色紙にしたためた宸翰を、また東福門院より鴨の蒔絵の硯箱に色紙を賜る。↓人名家名等解説及び索引七十七頁

可給下向其上ニテ之事由被申候

一 轅之事吉良大澤へ申遣候而も不苦候由也

中御門ハ被頼候由也

一 二月十七日馬組之事於 禁裏伝奏へ中御門予

申談転法輪相談可申候由也

一 同十七日中御門転法輪殿行向談合馬組ヲ談

合也予又行向談合候其後転法輪前右府

馬組書付如此日野重相へ(墨滅)アマリ(墨滅)キ衆

一ツ馬組可然之由申来候間中御門重相令相談

候予烏丸 極蔭 四人一ツ馬組同宿

三条前右府 中御門大納言 久世中将 三人一ツ馬組同宿

如此書付日野大納言へ可遣候可候由申来如何

様とも三条殿次第ノ由申遣候初談合候

馬組

馬組之事

転法輪殿 勅使也

「(二丁表)」

① 吉良―吉良上野介義央。奥高家の一人。朝廷御使らの江戸参向に係る用具の手配や文書の発行等に尽力している。播州赤穂浅野家との因縁から元禄十五(一七〇二)年に襲撃されて落命した。↓人名家名等解説及び索引八十一頁

② 馬組―「うまぐみ」か。馬により同じ日程で旅をする一団の意と解せる。後文によれば、大猷院殿廿五回忌に参向する公卿らの一行は、勅使の転法輪三条公富(人名家名等解説及び索引九十五頁)率いる馬組と、本院使の今出川(菊亭)公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)率いる馬組との二組に分かれて江戸へ向かっている。

③ 伝奏―現時点では花山院定誠(人名家名等解説及び索引七十八頁「花山院」)に該当。前頁脚注④参照。

④ 転法輪―前右大臣従一位転法輪三条公富であろう。大猷院廿五回忌の勅使に任じ、下向する一団との連絡や相談、決定について、責任者としての役割を担った。続文には、下向に際して奥高家等に贈る為に薫物を準備していたことも記される。↓人名家名等解説及び索引九十五頁

⑤ 櫛笥―左中将従四位上櫛笥隆慶。大猷院廿五回忌では久世中将(脚注⑦)と共に執綱御役を拝命した。↓人名家名等解説及び索引八十四頁

⑥ 極蔭―藏人左近将監正六位土御門泰福であろう。寛文十(一六七〇)年十一月廿六日元服。同日禁色、正六位上、十六歳。

⑦ 次頁の続文等に櫛笥殿に次いで「土御門殿」とあり、三月廿七日条に「土御門極蔭」とあることから、ここでの「極蔭」は六位の藏人の中で最も年功を積んだ者の意と解せる。延宝二年に廿歳。大猷院廿五回忌では執蓋御役を拝命した。↓人名家名等解説及び索引八十頁

⑧ 久世中将―従四位上左中将久世通音。大猷院廿五回忌では櫛笥中将(脚注⑤)と共に執綱御役を拝命した他に、儀式において神前の供物や天皇の供御、大饗等の膳部を陪膳に取次ぐ「役送」も務めたらしい。↓人名家名等解説及び索引八十四頁

勅使―大猷院廿五回忌に禁裏(今上天皇内裏又は今上天皇へ盡元天皇)の意。人名家名等解説及び索引八十二頁)の名代として遣わされた朝廷の使者。従一位前右大臣転法輪三条公富(脚注④)が任じた。

① 法皇使也  
② 新院使被参之由也

中御門(資經) (墨滅) 殿  
(明正上皇使者)  
本院使

菊亭殿

右同宿

烏丸殿(光雄)  
女院使也

久世殿(通音)  
役送之殿上人也

土御門殿(藤原・泰徳)  
同

右同宿

如此

後来馬組之事

馬組之覚

一 軫法輪殿(公直)

一 中御門殿

一 久世殿

右同宿

一 菊亭殿(今出川公直)

① 法皇使―当時の後水尾法皇(人名家名等解説及び索引一〇一頁)の名代として遣わされた朝廷の使者。大猷院殿廿五回忌の法皇使並びに新院使は権大納言正二位中御門資熙(同九十八頁「中御門」)が兼任。

② 新院使―当時の新院こと後西院(人名家名等解説及び索引八十九頁)の名代として遣わされた朝廷の使者。大猷院殿廿五回忌の新院使並びに法皇使は権大納言正二位中御門資熙(同九十八頁「中御門」)が兼任。

③ 菊亭殿―今出川公直(人名家名等解説及び索引八十一頁)。菊亭は今出川家の別号。大猷院殿廿五回忌の本院使(明正上皇使者)に任じた。

④ 女院使―当時の女院こと後水尾院中宮東福門院徳川和子(人名家名等解説及び索引九十九頁「女院」)の名代として遣わされた朝廷の使者。大猷院殿廿五回忌の女院使には権中納言従三位烏丸中納言光雄(同七十九頁)が任ぜられた。

⑤ 役送之殿上人―儀式において神前の供物や天皇の供御、大饗等の膳部を陪膳に取次ぐ殿上人。大猷院廿五回忌では久世中将(人名家名等解説及び索引八十四頁)と榊筒中将(同八十四頁)、土御門極藤(同八十頁)の三人がこの御役を拝命したと云う。



一 烏丸殿 (光進)

一 櫛笥殿 (隆慶)

一 土御門殿 (隆慶、泰福)

右 同宿

如此日野へ談合相定候間予<sup>(公規)</sup>次第廻可申之

由申来別烏丸へ遣次第被廻候様申遣候

一 二月十八日從中御門大納言書付来<sup>(實應)</sup>転法輪殿<sup>(公憲)</sup>

參候間次第可廻之由別書留烏丸へ次第

殿上人<sup>(江)</sup>も可被廻候由申遣候

覺

一 聖護院殿 ① 一 梶井殿 ② 一 竹内殿 ③

此三門跡者<sup>(延享三年)</sup>四月三日 四日 五日之比江戸御

到着之様<sup>(二)</sup>可被仰達候事

一 勅使院使者<sup>(中御門、菊亭)</sup>四月十三日十五日迄之内

御到着之様<sup>(二)</sup>可被仰達候事

此書付也

「(三)丁表」

① 聖護院殿―聖護院門跡道覚法親王。後水尾院第十一皇子。母逢春門院。新院こと後西院

(人名家名等解説及び索引八十九頁)は後水尾院第九皇子で同母弟。大猷院殿廿五回忌

につき江戸へ下向した門跡衆の一人。↓人名家名等解説及び索引八十八頁

梶井殿―梶井宮(三千院門跡)盛胤法親王。後水尾院第十八皇子。母四辻季継女。大猷

院殿廿五回忌に列席した門跡衆の一人。↓人名家名等解説及び索引七十八頁

竹内殿―竹内門跡(曼殊院)良尚法親王。八条宮智仁親王御子。母京極高知女。大猷院

殿廿五回忌につき江戸へ下向した門跡衆の一人。↓人名家名等解説及び索引九十三頁

一 延宝三年 (寶熙) (弘寶邸方) (公規) 二月廿日中御門より日野ニテ写申候予ニ (墨滅) 毛見せ

可申候由被申之由ニテ馳走書付来

年頭之御使御馳走

勅使 (転法輪) ① 黒田甲斐守

両院使 (中御門、菊亭) ② 九鬼和泉守

本院使 (公規) ③ 一柳山城守

延宝三年 四月御法事ニ付参向之公家衆御馳走

転法輪 (公規) ④ 京極備中守

中御門 ⑤ 伊達宮内大輔

菊亭 (公規) ⑥ 京極甲斐守

烏丸 (光惠) ⑦ 九鬼大隅守

梶井御門跡 (盛風法親王) ⑧ 相馬出羽守

聖護院御門跡 (道覺法親王) ⑨ 小出備前守

竹内御門跡 (良尚法親王) ⑩ 嶋津飛騨守

右之書付也烏丸中納言へも見せ候

延宝三年二月廿日 (高世) (公規) 同日從京極備中守より転法輪殿へ飛脚進上

「(三丁裏)」

- ① 黒田甲斐守―宇多源氏佐々木庶流黒田長重。延宝元(一六七三)年十二月廿八日從五位下甲斐守。延宝三年に廿七歳。↓人名家名等解説及び索引八十五頁
  - ② 九鬼和泉守―藤原氏支流九鬼隆律(たかのり)。從五位下長門守隆昌一男。母上野氏。実は松平相模守(池田)光仲三男。明暦三年生。寛文十一年十二月二十八日從五位下和泉守。延宝三年四月二十六日封地摂津国三田藩への下向の暇を初めて賜る。↓人名家名等解説及び索引八十三頁
  - ③ 一柳山城守―河野庶流越智氏一柳直治。藏人直頼一男。母藤原氏支流小出伊勢守吉親女。万治三(一六六〇)年十二月廿八日從五位下山城守。延宝三年に卅四歳。↓人名家名等解説及び索引七十四頁
  - ④ 京極備中守―宇多源氏佐々木支流京極高豊。從五位下刑部少輔高和二男。母林氏。寛文九(一六六九)年十二月廿五日從五位下備中守。今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)室宮子は高豊異母姉。延宝三年に廿一歳。↓人名家名等解説及び索引八十頁
  - ⑤ 伊達宮内大輔―江戸時代前期の伊達家において「宮内大輔」に任じた人物は不明。「宮内少輔」であれば藤原氏山蔭流伊達宗純がある。宗純は宇和島藩初代藩主從四位下遠江守秀宗五男。母吉井氏。明暦元(一六五五)年十二月廿九日從五位下宮内少輔。延宝三年に四十歳。↓人名家名等解説及び索引九十三頁
  - ⑥ 京極甲斐守―宇多源氏佐々木庶流京極高住。從五位下伊勢守高盛一男。実は從五位下飛騨守高直四男。延宝二(一六七四)年十二月廿七日從五位下甲斐守。同三年に十六歳。↓人名家名等解説及び索引八十頁
  - ⑦ 九鬼大隅守―藤原氏支流從五位下大隅守九鬼隆常か。ただし、大隅守には日記の延宝二年十二月廿日条から七日後の同月廿七日に任ぜられている(寛政重修諸家譜、卷十五、一五五頁)。
  - ⑧ 隆常は從五位下式部少輔隆季一男。母某氏。延宝二年十一月廿七日從五位下大隅守。同三年に三十歳。↓人名家名等解説及び索引八十三頁
  - ⑨ 相馬出羽守―平氏良將流從五位下出羽守相馬貞胤。從五位下長門守忠胤(実は土屋民部少輔利直二男)一男。母は從五位下大膳亮義胤女。延宝二年に十六歳。↓人名家名等解説及び索引九十一頁
  - ⑩ 小出備前守―藤原氏支流從五位下備前守小出英安。從五位下修理亮吉重一男。母は有馬玄蕃頭豊氏女。寛文六(一六六六)年十二月廿八日從五位下備前守。延宝三年に卅八歳。↓人名家名等解説及び索引八十六頁
- 嶋津飛騨守―清和源氏為義流從五位下飛騨守嶋津忠高。從五位下但馬守久雄一男。母松平大隅守光久女。寛文四(一六六四)年十二月廿八日從五位下飛騨守。延宝三年に廿五歳。↓人名家名等解説及び索引八十八頁

依馳走其次下官(高懸)へも来候京極備中守み状

来候小ひめ殿御気色弥御快氣之由満足仕候

一筆致啓上候先以貴公様愈御勇健可被成御座候

御吉左右可被仰下候以上自筆ニテ進而書

玆重奉侍候然者当四月於東叡山就御法事為

勅使(公高)轉法輪殿御下向然者御馳走私(京極高懸)江被仰付候付而

御案内申進候貴公様儀同名甲斐守(公規)江御馳走

被仰付候(武家伝巻)伝奏屋鋪御同所之筈御座候而於大

慶仕候相応之御用可被仰下候猶期後音之

時恐惶謹言

二月十日 京極備中守

高豊判

菊亭大納言様参人々御中

其返状云

芳簡落手披閱懇望候至侍候先以弥御堅固之由

令承悦候此他無別条候然者当四月東叡山

御法事為 勅使轉法輪殿就参向御馳走

貴殿被 仰出候由御苦勞之程今案候固茲

「(四丁表)

① 下官けくわん 官吏が自身を卑下してそのように云う。筆者公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)の自称。

② 小ひめ殿「小姫殿」。六月頃から不食を患っていた「予息女」(十九頁)に同じ。  
↓人名家名等解説及び索引八十五頁

御案内被仰入候段御尤侍候仍又下官等へも(公規)

御同姓甲斐守殿御肝煎候依内々被仰付(宗極高住)

旅宿伝奏屋敷一所者有之由左候共切之(武家伝奏)

可通萬顔々大悦侍候用事候者可申入候由残以

被入可参候段別而令侍悦候恐々謹言

二月廿二日(延宝三年)

公規(今出川)

京極備中守殿(高懸)

一二月廿四日(延宝三年) 転法輪殿より発足之日限又申来(公高)

其故烏丸へも此方馬組之衆へ被廻候由手紙(光雄)

遣候

一令釣者(延宝三年) 転法輪殿へ四月二日ニ御発足江戸へ十四日ニ御

参着之由申来侍候可増候又転法輪殿へ四月一日ニ御発足

江戸へ十四日御着所之由手前何も四月二日ニ発足同十

四日ニ江戸へ可為参之旨被申受候間●通●者上野(吉良義央)

介殿へ被仰遣御尤侍候右之趣簡笥殿中御門殿御両所へ次第(隆慶)

可被仰遣伝達候也(延宝三年) 二月廿四日

「(四丁裏)

同(延宝三年二月 義忠) (東福門院)①  
一廿三日吉良上野介が給書状女院之三宅玄蕃が

次飛脚之便ニ来由明日早天又次飛脚之便有

之間返事可遣候由也中御門烏丸(實德)へも参候(光繼)

発足之日限之事未定故其通書付返事

遣候 何義相段候上也

一書致啓上候先以 禁裏(靈元) 院中御安全被成(女院 法皇)

御座恐悦奉侍候然者当四月為 院使御(延宝三年)

下向之由及承乍御大儀改重御事候儀之

京極甲斐守御馳走被仰付候尤御参向之(高世)

刻限次迄云々尤礼可申述候得共先達而御用

等承度旨私が可申遣由御座候何比被成御出

京被申候可又今般被召連候人数承知仕度

旨御馳走人被申候間御書付可被下候無贈②

可得御意候之間不能多筆候恐惶謹言

二月十一日 吉良上野介(延宝三年)

義央判

菊亭大納言様(公想)

参人々御中

「(五丁表)」

① 三宅玄蕃―醍醐源氏三宅玄蕃陳忠。玄蕃頭正勝一男。母某氏。生年不明。寛永八(一六三一)年七月廿二日に亡くなった父に継いで東福門院徳川和子(人名家名等解説及び索引九十九頁)に仕え、御賄頭及び御納戸役を務めた。↓人名家名等解説及び索引一〇五頁

② 御馳走人―四月の大猷院廿五年忌に向けて江戸へ下向する予定の公卿七名の接待役を務める武家の諸大夫。三丁裏に「年頭之御使御馳走」としてその一覽の写しが記載される。

一 転法輪殿へも先日備中守使飛脚之時尋来<sup>二</sup>候

発足之日<sup>ハ</sup>朔日品川へ十三日到着又召具

之人<sup>ハ</sup>上下四拾人余候由申遣候由也

右中御門大納言相談<sup>二</sup>而発足之日被定<sup>二</sup>云々

一 廿五日從転法輪殿入江和泉守殿発足之日

朔日品川十三日到着可有候間予馬組<sup>ハ</sup>

四月二日発足品川へ十三日到着可然候由其通烏丸

其外殿上人へも申遣候吉良返事三宅

玄番へ遣候処ハヤ次飛脚発足之由仍下烏丸上中御門<sup>二</sup>

申入候中御門<sup>二</sup>令談合今度年頭之御使伝奏衆下向

二 可言伝候由

其返状云

追而先日者御老中迄年頭之飛脚如例可着赴申候処

御繁多之中毎々被入可●候故首尾相調別而

芳簡落手薫披修然候至侍候先以其御地

之御事御座候如来●然当四月御法事

① 先日―二月二十日か。三丁裏、四丁表「同日（二月廿日）」条参照。

② 入江和泉守―勅使を務める転法輪三条右大臣公富（人名家名等解説及び索引九十五頁）家の家僕。三条家諸大夫正五位下和泉守入江則通か。↓人名家名等解説及び索引七十五頁

③ 御老中―延宝二年末の江戸幕府老中衆の内、酒井雅楽頭（人名家名等解説及び索引八十七頁）、稲葉美濃守（同七十四頁）、久世大和守（同八十四頁）、土屋但馬守（同九十五頁）、阿部播磨守（同七十三頁）、酒井河内守（同八十七頁）の六名、及び前任の阿部豊後守（同七十三頁）を云うか。↓八丁表、人名家名等解説及び索引八十六頁

(明正上皇使者)  
本院使令参向候固茲京極甲斐守殿御馳走

被 仰付候返御苦勞と存候此地発足之日限者

(延宝三年)  
四月二日可被出候間十三日品川迄参着之様(同年同月)

相談候然モ召連候人数之儀別紙申付遣候内

残以又●●由願過分存候(墨滅)京極甲斐守殿へも

① ① 伝奏衆へ言伝候故此已下不書也  
宜願可心得候無程可遂向願候条早々附回御

候恐々謹言

(延宝三年)  
二月廿(墨滅)五日

(今出川)  
公規

(飛込)  
吉良上野介殿

切紙状中へ封加

(今出川公規)  
菊亭召具之人数

四拾四五人

内青侍十五六人

其外 下人

如此書付させ遣也

(基持)  
乍序今度大沢兵部太輔へも状言伝候

┌ (六丁表)

① ① 伝奏衆―当時は中院(人名家名等解説及び索引九十七頁)通茂及び日野弘資(同一〇〇頁「日野前大納言」)が伝奏を辞しており、定員二名のところ花山院定誠(同七十八頁)のみが務めていたとされる時期であるが、本書の後文には「伝奏衆」を「中院」及び「日野」とする記述の他に、「両伝奏」として、武家伝奏が二名あることを念頭に置いた記述も見られる。

其状云

遊而此地被申談候家僕兩人御同見之儀

(勅使・法皇使)可成事候者其者可然様御沙汰頼侍候

御使之衆下向候間令啓候先以先日者为(闕)上使<sup>②</sup>

(墨滅)兩伝へも右之段申談候

御上京候處此地首尾能珎重侍候御繁多之中

私宅へ願可尋遂萬願●尤候至侍候定御道中

無悉可為御参着と定又目出度侍候為院使

手前参向之時分(延宝三年四月)四月二日之比此地発足同

十三日至に早河可令下着と各申談候其元

之首尾諸事頼侍候無程可得芳遣候●

不能細●候恐々謹言

(延宝三年)二月廿二日

(今出川)公規

(基將)大澤兵部大輔殿

右者今城中納言為(後西院)新院年頭御使被下候間

其便遣候(延宝三年七月)廿六日発足也

抑今度家僕兩人御目見え被申事

丹後守へ先(延宝三年)故右府伝奏ニテ下向之節毎年

┌ (六丁裏)

- ① 家僕兩人―二名の家僕。ここでは公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)の代の今出川家家僕「(山本)丹後守」(脚注⑥、同九十三頁)及び「堀川因幡守」(同七十四頁)を云う。
- ② 上使―幕府より朝廷との折衝に遣わされた大澤兵部大輔(人名家名等解説及び索引七十七頁)、吉良上野介(同八十一頁)等の高家衆を云うか。↓高家人物一覽(八丁表・裏)
- ③ 兩伝―「兩伝奏」の略。二名の武家伝奏。↓一丁表・注③

- ④ 今城中納言―今城(冷泉)定淳。元名為尚。延宝二年七月五日權中納言。同三(一六七五)年二月十九日正三位。↓人名家名等解説及び索引七十五頁
- ⑤ 抑今度家僕兩人御目見え被申事、云々―以下の三行は、上使に同行して江戸に下向した家僕が將軍に御目見えした先例として、寛永十七(一六四〇)年当時の武家伝奏の一人で東照宮廿五年忌に上使を務めた今出川家先代の経季(人名家名等解説及び索引八十五頁「故右府」)に、当時の今出川家に家僕として仕えた「丹後守」(脚注⑥、同九十三頁)と「山本奎助」(同一〇五頁)が同行し、大猷院徳川家光(同九十二頁「大猷院殿」)への御目見えに与ったことを引くもの。
- ⑥ 丹後守―今出川家「家僕兩人」の一人。続文には、今出川家先代経季(人名家名等解説及び索引八十五頁「故右府」)の代に家僕として將軍に拜謁したことのある「山本奎助」(同一〇五頁「山本奎助」①)の「(其)子」と解せる。今出川家諸大夫山本家次か。延宝三(一六七五)年二月廿三日従六位上、転丹波(後イ)守。↓人名家名等解説及び索引九十三頁
- ⑦ 故右府伝奏ニテ下向―「故右府」は正二位右大臣今出川経季(人名家名等解説及び索引八十五頁「故右府」)。元名宣季。慶安五(承応元、一六五二)年二月九日任右大臣。同日薨去、五十九歳。正保元年から承応元年まで武家伝奏に任じた。



① 山本李助御目見仕候其子也 仍所望也

又因幡守ハ地下役人<sup>判官也</sup>候といへとも予家僕也是も (公規)

先<sup>今出川経季</sup>故右府伝奏之時町口右衛門尉依<sup>判官</sup>家僕毎年

李助<sup>山本</sup>と同御目見仕候次其例申入也又<sup>照川(貞私)</sup>ハ因幡守

父堀川老岐守 (明正上巻(六)一五、一六、一四) 是ハ本院ニ奉仕 元和年中再度御上洛

伏見於御城 台徳院様<sup>江初</sup>而御目見へ仕候

伝奏 広橋前内府公<sup>三</sup>三条西実條卿也右之外御

上洛之度々無闕御目見へ仕候事

淀之於御城初而御上洛之時大猷院様<sup>江初</sup>御目見え

仕其後御上洛之度々無闕御目見仕

慶安元年於江戸 権現様<sup>三十三</sup>回忌之時

日光<sup>(東照宮)</sup>へ被下候<sup>二</sup>付 大猷院様<sup>(堀川家光)</sup> 当公方様<sup>江</sup>

御目見へ仕候右之通堀川老岐守 入道名 一壽 所<sup>ハ</sup>申越候

右之段々先日伝奏衆へも申入之処長井伊賀守へ

被申之処<sup>三</sup>江戸ニテモ可有御沙汰候由也

## 「(七丁表)」

① 山本李助―公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)の義父経季(同八十五頁「故右府」)の代の今出川家に奉仕した家僕。家僕「丹後守」(人名家名等解説及び索引九十三頁)

② 因幡守―堀川因幡守(四行目)に同じか。続文に、地下役人で今出川家家僕の一人として見える。父「堀川老岐守」(脚注④)、人名家名等解説及び索引一〇三頁)についても記述があり、延宝二年末には既に出家して法名を「一寿」と号したとされることから、老岐守は堀川正弘こと老(一)寿に、因幡守はその養子貞弘に比定する。↓人名家名等解説及び索引七十四頁

③ 町口右衛門尉―故右府今出川経季(人名家名等解説及び索引八十五頁「故右府」)が武家伝奏に任じた時期に今出川家に家僕として仕えた地下役人。山本李助(同一〇五頁「山本李助①」)に同じく將軍への御目見えに与ったと云う。故経季が伝奏として將軍家に遣わされる際に、李助とともに同行して奉仕したのであろう。町口家広(元は家弘)か。元和年中に経季が取り立てて用いたとされる。↓人名家名等解説及び索引一〇四頁

④ 堀川老岐守―「老岐守」、「一寿」に同じ。堀川因幡守(脚注②)父で、延宝二年に出家したと云う。正四位下左衛門大尉兼老岐守堀川正弘であろう。正弘は本院こと明正院に奉仕。今出川家の先代等の公卿が上使を務めた折には、上使の家僕が將軍への御目見えを欠かさなかった旨の先例を公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)に報告し、自身の子息も同じ榮譽に浴せるよう働きかけたか。↓脚注⑩、人名家名等解説及び索引一〇三頁

⑤ 台徳院様―江戸幕府第二代將軍一位太政大臣徳川秀忠。↓人名家名等解説及び索引九十二頁「台徳院殿」

⑥ 広橋前内府公―前文に元和年中に武家伝奏に任じたとあり、内大臣一位広橋兼勝に比定。兼勝は慶長八(一六〇三)年二月十二日から元和七(一六二二)年まで武家伝奏に補された。↓人名家名等解説及び索引一〇〇頁

⑦ 三条西実條卿―從一位右大臣三條西実條。三和年中に「広橋前内府公」(脚注⑥)とともに武家伝奏に任じた。↓人名家名等解説及び索引八十八頁

⑧ 権現様―東照宮大権現。江戸幕府初代將軍一位太政大臣家康。慶安元(一六四八)年は東照宮臨時奉幣發遣の年に当たり、翌二年には東照宮三十三回忌が催された。徳大寺家本「公規卿記」慶安元年(実は寛文五年)日記(請求記号…J1-T-04)には、同年六月廿日に吉良若狭守義冬へ禁中、院中から下された金品について記載される。↓人名家名等解説及び索引八十六頁

⑨ 当公方様―延宝二年当時の將軍。江戸幕府第四代將軍家綱。↓人名家名等解説及び索引九十一頁「大樹」

⑩ 堀川老岐守<sup>遺老</sup>―堀川因幡守(脚注②)養父。法名は「一寿」。↓脚注④

⑪ 長井伊賀守―伝奏衆への連絡を取り次いだ役人か。延宝三(一六七五)年三月下旬以降の条には、同様の役目に任じた所司代「永井伊賀守殿」(人名家名等解説及び索引九十七頁)の動静が記述される。↓人名家名等解説及び索引九十七頁

延宝三年 (公規) (資熙) (転法輪三条公富)  
同三月二日予 中御門 三条前右府へ行向江戸談合

也大方相濟候

(光雄)  
鳥丸ハ輕脈也三条大納言神宮為伝奏  
故被參事不成也相濟候談合ノ分

(公規)  
自予重而可申進  
遣也

延宝三年三月 (基持)  
同四日轅ノ事中御門内々大澤被頼候今日大澤ハ

可相調候間予鳥丸へも其通被申候様ニと申

来候由中御門ハ申来別鳥丸へも申入也

(延宝三年三月) 去  
同六日〇二日ニ三条前右府ニテ大方相定分鳥丸へ

書付遣候

(徳川家綱) 御伏付上り太刀  
一 公方様 御太刀 折紙 白銀一枚 紗綾三白 (三条殿ハ五卷ノ由也)

一 御臺様 江 紗綾二白 (三条殿ハ三卷ノ由也)

一 東照宮 奉幣拝 御太刀 折紙 銀一枚 (徳川秀忠)

一 台徳院殿 増上寺也 御香奠 白銀十兩 (徳川家光)

一 大猷院殿 御贈経 御香奠 白銀十兩 (此御香奠未定先御用意尤候)

紀伊中納言殿 太刀折紙

尾張中納言殿 同

「(七丁裏)

① 三条大納言―権大納言正三位転法輪三条実通。延宝二年二月春日祭上卿。東照宮奉幣發遣日時定上卿。例幣上卿。↓人名家名等解説及び索引八十七頁

② 三条殿ハ五卷ノ由也―「三条殿」ハ転法輪(人名家名等解説及び索引九十五頁)三条邸または同家の人物。ここでは大猷院廿五年忌の勅使を務める「三条前右府」こと公富を云う。將軍家綱(同九十一頁)に届ける香奠の内、紗綾は三卷を準備する案について、転法輪三条公富から五卷とすべき由の意見が聞かれたことを云うのである。

三月二日条には、公規(同八十一頁)と中御門資熙(同九十八頁「中御門」)が転法輪三条邸において相談し、「大方」の取り決めが完了したと記されている。また、病により談合の席に出席できなかった鳥丸中納言(同七十九頁)の為に書付を作成して遣わしたと云う。

③ 御台様―二品式部卿伏見宮貞清親王女頭子。江戸幕府第四代將軍家綱(人名家名等解説及び索引九十一頁)室。↓人名家名等解説及び索引一〇四頁

④ 東照宮―東照宮大権現。江戸幕府初代將軍從一位太政大臣家康を云う。「権現様」(人名家名等解説及び索引八十七頁)に同じ。

⑤ 増上寺―浄土宗大本山三縁山広度院増上寺。台徳院殿(人名家名等解説及び索引九十二頁)靈廟を擁した。↓人名家名等解説及び索引九十一頁

⑥ 紀伊中納言殿―紀州藩第二代藩主徳川光貞。↓人名家名等解説及び索引八十頁

⑦ 尾張中納言殿―尾張藩第二代藩主徳川光友。↓人名家名等解説及び索引七十六頁

① 水戸宰相殿 同

② 尾張三位中将殿 同

③ 水戸少将殿 同

○ 紀伊中納言殿子息 同

右丸ノ兩人ハ殊に江戸御相談可在之候先御用

意尤侍候

老中

⑤ 酒井雅楽頭殿

⑥ 稻葉美濃守殿

⑦ 久世大和守殿

⑧ 土屋但馬守殿

⑨ 阿部播磨守殿

⑩ 酒井河内守殿 未老中

若年寄衆

⑪ 土井能登守殿

同 堀田備中守殿

⑬ 右太刀折紙 ⑬(転法輪三条公富) 三条殿ハ薰物被濟由也

右馬代御香奠奉幣拜等 定是包也

高家

(基持) 大沢兵部太輔殿

「(八丁表)

① 水戸宰相殿―常陸水戸藩第二代藩主徳川光圀。↓人名家名等解説及び索引一〇四頁

② 尾張三位中将殿―尾張藩第三代藩主徳川綱誠。尾張中納言光友(前頁脚注⑦)一男。↓人名家名等解説及び索引七十六頁

③ 水戸少将殿―水戸藩第三代藩主徳川綱條。光圀(脚注①)養子。実は松平讃岐守頼重男。↓人名家名等解説及び索引一〇四頁

④ 紀伊中納言殿子息―紀伊中納言徳川光貞(前頁脚注⑥)一男綱教。↓人名家名等解説及び索引八十頁

⑤ 酒井雅楽頭殿―清和源氏義家流松平別流從四位上雅楽頭酒井忠清。↓人名家名等解説及び索引八十七頁

⑥ 稻葉美濃守殿―越智氏河野支流從四位下美濃守稻葉正則。從五位下丹後守正勝二男。母は稻葉兵庫頭重道養女で後に春日局と号す。子女は堀田備中守(脚注⑫)室。↓人名家名等解説及び索引七十四頁

⑦ 久世大和守殿―村上源氏久我庶流從四位下侍從大和守久世廣之。久世三左衛門廣宣三男。母は今出川家臣奥原日向経重女。↓人名家名等解説及び索引八十四頁

⑧ 土屋但馬守殿―清和源氏義家流足利支流土屋数直。↓人名家名等解説及び索引九十五頁

⑨ 阿部播磨守殿―安倍氏從四位下播磨守阿部正能。從四位下豊後守忠秋(人名家名等解説及び索引七十三頁)養子。実父は修理亮政澄、実母は加藤肥後守清正女。↓人名家名等解説及び索引七十三頁

⑩ 酒井河内守殿―清和源氏義家流松平別流酒井忠挙(ただたか)。從四位上雅楽頭忠清(脚注⑤)一男。↓人名家名等解説及び索引八十七頁

⑪ 土井能登守殿―清和源氏頼光流土岐支流從四位下侍從能登守土井利房。↓人名家名等解説及び索引九十六頁

⑫ 堀田備中守殿―紀氏從四位下左少将堀田正俊。室は稻葉美濃守正則(脚注⑥)女。↓人名家名等解説及び索引一〇二頁

⑬ 三条殿ハ薰物被濟由也―江戸参向に際して、朝廷から老中及び若年寄への進物として準備する品の内、「薰物(たきもの)」について云う。薰物は沈香を始めとした香具を細かく搗き砕き調合するなどして仕上げる芳香剤の一種。ここでは、転法輪三条公富(人名家名等解説及び索引九十五頁)が進物として「太刀折紙(太刀及び折紙の太刀目録)」の他に薰物の準備が必要と判断し、その調合等を既に済ませたことを云う。

転法輪家は南北朝期以来の薰物の名家と伝わる家柄で、室町時代の三条実香の代には後奈良院の薰物の師範を務めたことでも知られる。菊亭文庫に伝来する薰物の秘伝書には、公富の秘方とされる薰物の処方や説が載録されることから、公富もまた合香の道に長じた可能性がある。

吉良上野介殿  
(義史)

① 畠山下総守殿

② 戸田土佐守殿

③ 織田主計殿

④ 上杉伊勢守殿

⑤ 大澤右京殿  
(大澤基將)  
兵部大輔男

右太刀折紙

⑥ 日光御門跡

⑦ 毘沙門堂門跡

右太刀折紙

⑧ 檀那院  
上野ニテ  
二百疋

⑨ 円覚院  
同

右ハ未定先御用意尤侍候

⑩ 宿坊  
百疋  
(墨滅)

⑪ 増上寺方丈  
二百疋

「(八丁裏)

- ① 畠山下総守殿―清和源氏義家流足利支流従四位下下総守畠山義里。元和七(一六二二)年生。寛文三(一六六三)年正月十五日奥高家。元禄四(一六九一)年二月十三日卒、七十一歳。↓人名家名等解説及び索引九十九頁
- ② 戸田土佐守殿―村上源氏従四位下侍従土佐守戸田氏豊。慶安三(一六五〇)年十二月二十九日高家。元禄十一(一六九八)年八月廿九日卒。↓人名家名等解説及び索引九十七頁
- ③ 織田主計殿―平氏清盛流従五位下主計頭織田貞置。従五位下左京亮信貞二男。元和三(一六一七)年生。寛文三(一六六三)年十二月十九日高家。宝永二(一七〇五)年六月二日卒。八十九歳。↓人名家名等解説及び索引七十六頁
- ④ 上杉伊勢守殿―清和源氏義家流従五位下侍従伊勢守上杉長之。寛文五(一六六五)年九月八日奥高家。貞享元(一六八四)年二月十四日卒。四十一歳。妻は畠山義里(脚注①)女。↓人名家名等解説及び索引七十五頁
- ⑤ 大澤右京殿―左少将従四位上大澤基将(人名家名等解説及び索引七十七頁)一男基恒。明暦二(一六五六)年生。寛文十一(一六七二)年十二月二十三日奥高家。元禄十(一六九七)年閏二月二十九日卒、四十二歳。↓人名家名等解説及び索引七十七頁
- ⑥ 日光御門跡―一品輪王寺守澄法親王。元諱幸敬、又尊敬。東叡山(九十六頁)及び日光山貫主。後水尾院皇子。母壬生院園贈左大臣基任女。寛永十一(一六三四)年生。延宝元(一六七三)年諱を守澄と改む。同八(一六八〇)年五月十六日薨去。四十七歳。↓人名家名等解説及び索引九十九頁
- ⑦ 毘沙門堂門跡―大僧正准三后公海。花山院左少将藤原忠長息。関白九条幸家猶子。慶長十二(一六〇七)年十二月十二日生。寛文五(一六六五)年に毘沙門堂を山科に建立。延宝三(一六七五)年大猷院二十五回忌等に奉仕して、同年六月十一日准三后。同八(一六九五)年十月十六日入寂。号久遠壽院。↓人名家名等解説及び索引九十九頁
- ⑧ 檀那院―東叡山寛永寺の院室及びその住職の号。↓人名家名等解説及び索引九十三頁
- ⑨ 円覚院―東叡山寛永寺の院室及びその住職の号。↓人名家名等解説及び索引一〇〇頁
- ⑩ 宿坊―「宝松院」(十一丁表)に同じか。↓人名家名等解説及び索引一〇二頁
- ⑪ 増上寺方丈―増上寺住持の居室および住持を云う。当時の住持は珂天。延寶元年十二月三日上野増上寺住持。同三年閏四月十五日退老。↓人名家名等解説及び索引九十一頁

口上之覚 (光雄)  
鳥丸へ遣口上也  
(三条公富)

一衣之事転法輪殿御着用可被成との事候故先此

方にも用意被申候處に江戸御相談之上三而可被

致着用候転法輪殿先日者不定候故不申

入是如此候事

① (基形)  
一大澤殿吉良殿へハ御太刀折紙ニ薰物候可候

薰衣香候可候可候相済との事

一大沢殿吉良殿家来之もの三四人も可

有候是ハ上下二具ツヽ

右遣物之儀櫛笥殿土御門へも可被仰

入候也殿上人衆ハ御使候衆と相違之

事可有之故此方よりハ今様ニ遣之候

猶先年雲客之衆御参向候方へ被相尋

御了簡尤侍候由可被仰入候歟

一同日又鳥丸へ遣候書付

覚

## 「(九丁表)

①

大澤殿吉良殿へは、云々―高家の大澤基将（人名家名等解説及び索引七十七頁）及び吉良義央（八十一頁）の二名に贈られる進物として予定していた「御太刀折紙（御太刀及びその目録）」に加えて薰物も用意すべきこと、その種類は「薰衣香」（脚注②）であるべきことが説かれる。以上の内容は転法輪三条公富（同九十五頁）の意見を聞き書きしたものである。また、薰物（薰衣香）については後文の進物覚に「御薰物薄様一包」と記される。

三月六日条によれば、筆者公規（同八十一頁）と中御門資熙（同九十八頁「中御門」）の二名は、江戸参向の勅使を務める転法輪三条公富の邸宅を訪問して「談合（相談）」を行つてゐる。同日条の進物の覚には、品々の数量等に関する「三条殿」こと転法輪三条公富の意見の他に、老中及び若年寄衆への進物としてであろう、公富は薰物の準備をすでに済ませたことが書き添えられていた（八丁表・脚注③参照）。

翌七日条には、公富の意見等を反映させた内容による進物の覚が改めて記載され、薰物については、老中七名、若年寄二名、高家七名の内二名、御馳走人（三丁裏に九名列挙）、門跡衆二名、及び徳川御三家の若殿五名に贈られることが新たに書き加えられた。これらの品は「御薰物薄様（薄様の紙で包まれた御薰物）一包」と記されることから、太刀ともども朝廷からの進物として贈られることが分かる。また、薰物の種類がすべて薰衣香であるとするならば、散薬状に調合して薄様の紙に一包ずつ贈られるものと解釈できる。

ただし、「御薰物」の尊称に対して、老中及び若年寄に贈られる薰物は、転法輪三条公富が用意したとされることから、公富による代作であること、具体的には、勅作の秘方をもとに朝廷から支給される香具を用いて公富が調合した可能性を検討すべきであろう。一方で、高家の両名から徳川御三家の若殿までに贈られる薰物については公富が準備したとは記されない。これらについては公富以外の御使が院に代わつて用意すべき品として予定されたということであろう。

なお、三月十六日から二十日までの条には、法皇使に新院使を兼ねた中御門資熙の邸宅において、資熙と本院使の公規が薰物を調合したこと、公卿の清閑寺熙房（人名家名等解説及び索引九十頁）がその「手代」（補佐）を務めたことが記される。翌二十一日条には薰物の一種である「薰（匂）袋」を五種類以上、計十五袋ほど製作した他、「黒方」以下の薰物を三種類と、和合した香具を型抜きして干したと云われる「干（ほし）」と呼ばれる薰物一種も調合していたことが記される。薰物と干については十六日以降に行われてきた調合の成果と解釈できよう。

②

薰衣香 くぬえかう／くむえかう  
クヌエコウ／クムエコウ 薰物（脚注①）の一種。奈良時代には交易品として我が国にもたらされていた。布や衣装に良い匂いを薫き染めるための芳香剤として考案、命名されたと思われるが、服用して身体を香らせたり口臭を改善したりするための医薬品としても用いられたと云う。細かく砕いた香具に蜜等のつなぎを混ぜて丸薬状に仕上げると、つなぎを混ぜずに散薬状に仕上げる調合法とがある。後文によれば、ここでの薰衣香は薄様の紙に包む予定である。

一上野御法事之節召具候事

布衣 六人 持末廣  
着小サ刀

御贈経持 布衣 一人  
右同

自分経持 布衣 一人  
右同

已上布衣八人

白丁 十人 不持扇

退紅 二人

白丁之前上下二人

一道中 立笠袋<sup>ニ</sup>入 ビロウドウ  
候可候

右之談合ニ相究候間内々為御用意申入候

其餘者大形相極候へとも二三ヶ色未定候

故退而転法輪殿<sup>ニ</sup>書付次第<sup>ニ</sup>可廻候条

其節可遣候尤以参可申入候へとも少以

痛着発候間扱如何候其外ニ御不審之儀

候者何無成とも以書付可永年候此方も

事多候故先至申處も可有之候条者●侍候事

「(九丁裏)

一其後櫛笥中将へ人遣候先日何か可申遣(陸奥)

候由申故也進物之処候書付烏丸へ廻候間(光雄)

貴公へも廻可申存候雲客之衆へ先年

下向之雲客、御談合尤候猶以上御不審之

義候ハ、可不給之由申遣候

(延享三年三月) 同(寶曆) (三条公富)

一七日從中御門大納言申来此書付転法輪殿へ

来候間次第可廻之由也

覚

(徳川家綱)

公方様 紗綾 五卷 御太刀目録  
銀老杖常定包

(伏見宮貞清女頼子)

御臺様 紗綾 三卷 白赤

御老中

一御太刀目録  
御薫物薄様老包

(忠清) 酒井雅楽頭殿

一同断

(正則) 稲葉美濃守殿

一同断

(廣之) 久世大和守殿

一同断

(教道) 土屋但馬守殿

一同断

(正徳) 阿部播磨守殿

「(十丁表)」

①

御薫物薄様老包―高貴な由緒の薫物で、具体的には薫物「薫衣香」を薄様の紙で包んだ品であったかと考える。  
朝廷の御使が江戸に持参して老中以下に贈る進物のため「御薫物」と書かれるが、前文によれば、老中及び若年寄に贈られる薫物は禁裏で調合された品ではなく、勅使を拝命した転法輪三条公富(人名家名等解説及び索引九十五頁)による代作と解釈できる。高家以下に対する「御薫物」についても、法皇使等その他の御使が朝廷に代わって調合したと考えられる。↓十四丁表、裏

一同断

一同断

是八江戸承合

若年寄

一 御太刀目録  
御薰物薄様老包

一同断

公家衆<sup>②</sup>

一同断

一同断

一 御  
太刀目録

一同断

一同断

一同断

一同断

一同断 御太刀目録  
御薰物薄様一包  
紗綾三卷

酒井河内守殿<sup>④忠孝</sup>

阿部豊後守殿<sup>①</sup>

土井能登守殿<sup>⑤利房</sup>

堀田備中守殿<sup>⑥正俊</sup>

大沢兵部大輔殿<sup>⑦基符</sup>

吉良上野介殿<sup>⑧義光</sup>

戸田土佐守殿<sup>⑨氏豊</sup>

上杉伊勢守殿<sup>⑩長之</sup>

織田主計殿<sup>⑪貞徳</sup>

畠山下総守殿<sup>⑫義里</sup>

大澤右京殿<sup>⑬基恒</sup>

御馳走人<sup>⑭江</sup>

「(十丁裏)」

① 阿部豊後守殿―從四位下侍從豊後守忠秋。從五位下左馬頭忠吉二男。母は松平五郎左衛門康高女。阿部播磨守正能(人名家名等解説及び索引七十三頁)養父。慶長七(一六〇二)年生。延宝三(一六七五)年五月三日卒。七十四歳。↓人名家名等解説及び索引七十三頁

② 公家衆―「高家衆」の誤りであろう。

③ 御馳走人―影印五枚目に年頭の勅使及び四月の大猷院二十五回忌の勅使以下の公家衆に奉仕する御馳走人の書付あり。ここでは後者に奉仕する御馳走人を云うか。



一 御賄方  
一 御料理人  
御茶道衆

① 徳川家康  
東照宮 御太刀目録  
奉幣料

台徳院殿 御香奠銀壹枚

一 御太刀目録  
御薫物薄様壹包  
日光御門跡

一 御薫物 増上寺方丈

一 金子 ① 百疋 宝松院

一 御太刀目録  
御薫物薄様一包  
尾張中納言様

一同断 同中将様

一同断 紀伊中納言様

一同断 水戸宰相様

「(十一丁表)

① 宝松院 上野ノ宿坊也―上野増上寺(人名家名等解説及び索引九十一頁)の宿坊。二代將軍台徳院殿秀忠公(同九十二頁「台徳院殿」)御霊屋を擁した。↓人名家名等解説及び索引一〇二頁

一同断

御所之若殿<sup>①</sup>

御宿之覚<sup>②</sup>

(延宝三年四月)

朔日	御宿之覚 <sup>②</sup>	大津 <sup>③</sup>
同日	宿	草津 <sup>④</sup>
二日	昼	土山 <sup>⑤</sup>
同日	宿	関 <sup>⑥</sup>
三日	昼	石薬師 <sup>⑦</sup>
同日	宿	桑名 <sup>⑧</sup>
四日	昼	さや <sup>⑨</sup>
同日	宿	宮 <sup>⑩</sup>
五日	昼	池鯉鮒 <sup>⑪</sup>
同日	宿	御油 <sup>⑫</sup>
六日	昼	しらすか <sup>⑬</sup>
同日	宿	濱松 <sup>⑭</sup>
七日	昼	懸川 <sup>⑮</sup>

「(十一丁裏)」

- ① 御所之若殿―紀州徳川家及び水戸徳川家の若殿。「水戸少将殿」(人名家名等解説及び索引一〇四頁)徳川綱條および「紀伊中納言殿子息」(同八十頁)徳川綱教を云うか。
- ② 御宿之覚―延宝三年四月の大猷院二十五回忌に江戸へ下向予定の勅使以下御使の一行が、四月一日に京都を出発して十二日に江戸に到着する為の旅程を記したものの。ただし、続文の記述によれば、実際は御使七名の一向が勅使の転法輪前右大臣公富(同九五頁)を筆頭とする三名と、今出川公規(同八十一頁)を筆頭とする四名から成る二組に分かれ、前者の組は四月二日に発して同十二日に到着し、後者は四月三日に発して同十三日に到着するよう、公儀には内證で変更と調整を行っている。武家伝奏が江戸へ下向する際等には、こうした変更が慣例として行われているので、それに倣ったと云う。発足当日の状況については影印二十七枚目に記載がある。
- ③ 大津―東海道五十三次の大津宿。京都を起点とした場合は三条大橋を發して第一番目の宿に位置する。公規は、表向きには四月朔日朝に出発して当日の昼に大津宿へ到着する予定。
- ④ 草津―東海道五十三次の草津宿。三条大橋を起点とした場合の第二番目の宿。四月朔日の宿泊予定地。洛中からの距離は「六リ半」(十六丁表)と。
- ⑤ 土山―東海道五十三次の草津宿(脚注④)から石部宿、水口宿を経た土山宿。三条大橋を發して第五番目の宿。四月二日の昼餐予定地。
- ⑥ 関―東海道五十三次の土山宿(脚注⑤)から坂下宿(十六丁表)を経た関宿。三条大橋を發して第七番目の宿。四月二日の宿泊予定地。
- ⑦ 石薬師―東海道五十三次の石薬師宿。関宿(脚注⑥)を出て亀山宿、庄野宿(十六丁表)を経て到着。三条大橋を發して第十番目の宿。四月三日の昼餐予定地。
- ⑧ 桑名―東海道五十三次の石薬師宿(脚注⑦)から四日市宿を経た桑名宿。三条大橋を發して第十二番目の宿。四月三日の宿泊予定地。
- ⑨ さや―佐屋。東海道五十三次の桑名宿(脚注⑧)から迂回して宮宿(同⑩)へ至る佐屋街道、又はこの街道の宮宿から岩塚宿、万場宿、神守宿を経た佐屋宿。ここでは後者を云う。四月四日の昼餐予定地。
- ⑩ 宮―東海道五十三次の宮宿。三条大橋を發して第十三番目に位置するが、本旅程では桑名(脚注⑧)から佐屋(さや、同⑨)街道に迂回して宮宿へ向かう。四月四日の宿泊予定地。
- ⑪ 池鯉鮒―東海道五十三次の宮宿(脚注⑩)から鳴海宿を経た池鯉鮒(ちりふ、チリュウ)宿。三条大橋を發して第十五番目の宿。四月五日の昼餐予定地。
- ⑫ 御油―東海道五十三次の池鯉鮒宿(脚注⑪)から岡崎宿、藤川宿、赤坂宿(十六丁表)を経た御油(ごゆ)宿。三条大橋を發して第十九番目の宿。四月五日の宿泊予定地。
- ⑬ しらすか―白須賀。東海道五十三次の御油宿(脚注⑫)から吉田宿、二川宿(十六丁表)を経た白須賀宿。三条大橋を發して第二十二番目の宿。四月六日の昼餐予定地。
- ⑭ 濱松―東海道五十三次の白須賀宿(脚注⑬)から新居宿、舞坂宿を経た濱松宿。三条大橋を發して第二十五番目の宿。四月六日の宿泊予定地。
- ⑮ 懸川―東海道五十三次の濱松宿(脚注⑭)から見附宿、袋井宿(十六丁表)を経た懸川(掛)宿。三条大橋を發して第二十八番目の宿。四月七日の昼餐予定地。

(延宝三年四月七日)

同 宿 嶋田<sup>①</sup>  
 八日 昼 丸子<sup>②</sup>  
 同日 宿 江尻<sup>③</sup>  
 九日 昼 吉原<sup>④</sup>  
 同日 宿 沼津<sup>⑤</sup>  
 十日 昼 箱根<sup>⑥</sup>  
 同日 宿 小田原<sup>⑦</sup>  
 十一日 昼 藤沢<sup>⑧</sup>  
 同日 宿 金川<sup>⑨</sup>  
 十二日 品川<sup>⑩</sup>

如此二返来候別烏丸へ遣次第二  
 殿上人迄可被廻之由申遣候又  
 内證ニテ三条 中御門 久世<sup>(實徳)</sup> 二日立候由也  
(通書) (延宝三年四月)  
 先烏丸へも不書案候ニテ前一二三日候比、  
(発足の二日期頃)  
 申遣候也 烏丸へ候 予ハ内證三日立面向ハ  
(今出川公想) ⑪ (四月)  
 二日立也三条殿ノ内證二日立之宿付  
(四月) (公証) (同日)

「(十二丁表)」

- ① 嶋田―東海道五十三次の懸(掛)川宿(十二丁表)から日坂宿、金谷宿を(十六丁表)経た島(嶋)田宿。三条大橋を發して第三十一番目の宿。四月七日の宿泊予定地。
- ② 丸子―東海道五十三次の島(嶋)田宿(脚注①)から藤枝宿、岡部宿(十六丁裏)を経た丸子(まりこ、鞠子)宿。三条大橋を發して第三十四番目の宿。四月八日の昼餐予定地。
- ③ 江尻―東海道五十三次の丸(鞠)子宿(脚注②)から府中宿(十六丁裏)を経た江尻宿。三条大橋を發して第三十六番目の宿。四月八日の宿泊予定地。
- ④ 吉原―東海道五十三次の江尻宿(脚注③)から興津宿、由比宿、蒲原宿を経た吉原宿。三条大橋を發して第四十番目の宿。四月九日の昼餐予定地。
- ⑤ 沼津―東海道五十三次の吉原宿(脚注④)から原宿を経た沼津宿。三条大橋を發して第四十二番目の宿。四月九日の宿泊予定地。
- ⑥ 箱根―東海道五十三次の沼津宿(脚注⑤)から三嶋(島)宿(十六丁表)を経た箱根宿。三条大橋を發して第四十四番目の宿。四月十日の昼餐予定地。
- ⑦ 小田原―東海道五十三次の小田原宿。三条大橋を發して第四十五番目の宿。四月十日の宿泊予定地。
- ⑧ 藤沢―東海道五十三次の小田原宿(脚注⑦)から大磯宿(十六丁表)、平塚宿を経た藤沢宿。三条大橋を發して第四十八番目の宿。四月十一日の昼餐予定地。
- ⑨ 金川―東海道五十三次の藤沢宿(脚注⑧)から戸塚宿、保土ヶ谷宿を経た金川(神奈川)宿。三条大橋を發して第五十一番目の宿。四月十一日の宿泊予定地。
- ⑩ 品川―東海道五十三次の金川(神奈川)宿(脚注⑨)から川崎宿を経た品川宿。三条大橋を發して第五十三番目に到着する宿で、そこから日本橋を渡って江戸市中に入る。関東から見た東海道第一番目の宿。四月十二日に到着の予定。

⑪ 内證、云々―ここでの「内證」は表向きに明かさないこと、内々にすることの意。公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)が京を發する期日について、表向きには二日とするが、実際は三日に発足予定であることに加えて、この件については同じ馬組の烏丸中納言(同七十九頁)には内実を書き伝えず、発足の二日ほど前に伝える心積りのあることを云う。

烏丸中納言に内證事を明かさぬ理由は書中に明記されない。「公規卿記」延宝三年二月十七日条には、筆者が烏丸の気性に不審の念を抱いていたことが記される。また、同月二十二日条には烏丸と同じ馬組にされたことを「不甘心(甘心せず。同意しない意)」と記しており、この度の内證事の所以を伺う上で暗示的と言える。

中御門大納言被見候別書留也

宿之覺<sup>①</sup>

(延享三年四月)

二日 昼 大津

同日 宿 草津

三日 昼 土山(墨滅)

同日 宿 関

四日 昼 石薬師

同日 宿 桑名

五日 昼 さや

同日 宿 宮

六日 昼 池鯉鮒

同日 宿 御油

七日 昼 しらすか

同日 宿 濱松

八日 昼 懸川

同日 宿 嶋田

「(十二丁裏)」

① 宿之覺―前文「御宿之覺」に対する実際の日程及び宿泊地の一覽で、四月二日に立出して十三日に品川(十二丁裏)へ到着することを予定した内容。勅使の転法輪殿前右大臣(人名家名等解説及び索引九十五頁)、法皇使并新院使の中御門大納言(同九十八頁「中御門」)、執綱御使の久世中将(同八十四頁)の三名から成る馬組の、実際の旅程とされる。

(延宝三年四月)

九日 昼 丸子

同日 宿 江尻

十日 昼 吉原

同日 宿 沼津

十一日 昼 箱根

同日 宿 小田原

十二日 昼 藤沢

同日 宿 金川

十三日 品川

右実者内證ニテ転法輪殿 中御門殿

久世殿 予烏丸中納言殿 櫛笥殿

極藤三日立也十日日中候也是而八道

中遅候之事如何候由又伝奏衆も

中院 日野 道中度々処々ニテ同宿

之由也三条殿 中院殿へ御談合ニテ

今度年頭伝奏ノ下向ニテ候は人

「十三丁表」

①

中院―前大納言正二位中院通茂。前行「伝奏衆」の一人であるが、ここでは前任として名前が見える。任期中に江戸へ下向した折の旅程について、大猷院二十五年忌の勅使である転法輪三条公富(同九十五頁)と法皇使兼新院使の中御門資熙(同九十八頁「中御門」)による談合において参考に引かれる。旅程については十五丁裏の後文にも中院の意見を求めている。

通茂は寛永八(一六三一)年四月十三日生。寛文十(一六七〇)年九月十日辞権大納言。同月十五日武家伝奏。延宝三(一六七五)年二月十日辞武家伝奏。元禄十七(宝永元、一七〇四)年二月廿三日内大臣。同月廿六日これを辞す。宝永二(一七〇五)年正月五日従一位。同七(一七一〇)年三月廿一日薨去、八十歳。号溪雲院。『公卿補任』には延宝二(一六七四)年武家伝奏に任じたとある。↓人名家名等解説及び索引九十七頁

②

日野―日野前大納言弘資。延宝三年二月以前に中院通茂(脚注①)とともに武家伝奏に任じたが、後任に予定されていた藪大納言(同九十二頁「大納言様」)が中風により着任できなかった為、新任の花山院定誠(同七十八頁)とともに引き続き同職に任じたとされる。人名家名等解説及び索引一〇〇頁「日野前大納言」

少之間道中処ニテ同宿之由可然者之  
由ニテ又相替られ而通也道中  
対事人馬共ニイタミタルヨシ也天下其  
通也

三月十二日今日御經書写十三日迄ニテ書候(延喜二年)  
(同日)

勸持品也①  
柳管之事②  
③  
凡題ハ妙法蓮華經勸持品ト書候神力  
品ナドハ何モ如来神力品ト被書ノ由也

「(十三丁裏)

- ① 勸持品―法華經(脚注②)第十三勸持品。薬王、大楽説、並に受記の五百阿羅漢等が法華經の広説供養を仏に誓う他、仏が摩訶波闍波提及び耶輸陀羅に対して当来成仏の記を授けるといふ内容。
- ② 妙法蓮華經―「法華經」に同じ。七(または八)卷二八(梵本は二七)品から成る大乘經典。弘始八(四〇六)に後秦の鳩摩羅什が漢訳した。インド・中国・日本を通じてもつとも広く流通し研究・信仰された仏教經典の一つ。
- ③ 神力品―法華經(脚注②)第二十一如来神力品。仏が無量の諸仏と共に大衆の前で大神力を現じ、上行等の菩薩に対して法華經の功德の要を示して受持を勧めるといふ内容(以上、注①から③は「総合仏教大辞典」参照)。

延宝三年<sup>(一)</sup> 南都<sup>(一)</sup> 今出川家譜大山人家次  
三月十四日今日於吉日春日代官丹後守申付候

予可参候処不得寸隙仍如此江戸之為

祈祷也 御幣両白銀十両

蘭三月十六日今日猶於中御門亭薰物調合

清閑寺中納言手代也<sup>(補佐)</sup>

延宝三年三月<sup>(二)</sup> 同十八日又薰物調合於中御門大納言亭也

廿日今日於転法輪前右府公江戸法事

有習礼<sup>(奉行)</sup> 中御門大納言<sup>(光雄)</sup> 烏丸中納言 予<sup>(通音)</sup> 久世中将

楯笥中将<sup>(隆慶)</sup> 極藤等参候習礼相濟法

事行列ノ事 登城召具之事進物之

事其外色々談合候後各帰宅中御門

予次<sup>(三)</sup> 残薰物ナト有難続夕飯後退

下

廿一日知恩院御門跡へ年頭之御祝義<sup>(儀)</sup>

「(十四丁表)

① 南都春日代官―大和国代官鈴木重祐か。当日の続文に、江戸へ下向する公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)から家僕山本丹後守(同九十三頁)を介して祈祷代を託されたとされる人物。重祐は寛文十一(一六七二)年四月十一日大和国代官職。延宝八(一六八〇)年四月廿八日佐渡奉行。宝永二(一七〇五)年二月三日死、六十五歳。↓人名家名等解説及び索引九十九頁

② 薰物調合―芳香剤の一種である薰物(たきもの。九丁表脚注①)を調合すること。筆者公規は三月十六、十八、廿日の三日間に中御門資熙邸(人名家名等解説及び索引九十八頁)にて薰物を調合しており、十六日には清閑寺熙房(同九十頁)が調合の「手代(補佐)」を務めたと言うが、十六日条には「猶」とあることから同日以前にも調合を実施していた可能性が伺える。二十一日条には、同日に調合したという「薰袋(匂袋)」「(十四丁裏脚注②)の種類と分量とは別に、「薰物」の種類及び分量について記載があり、彼らが「黒方」「花橘」「梅花」の三種類の薰物を調合していたこと、それらは「干(ほし)」と、いわゆる練香に分けて調合されたことが記される。

練香は、搗き篩つて和合した香具に蜜等のつなぎを入れて練り合わせ、丸菓上に仕上げた品であり、干は、糊を入れ練り合わせたものを木型等で成型し、乾燥させて仕上げた品。以上の薰物は十六日以降の調合の成果と見なして良からう。また、調合の場所を提供した中御門資熙と補佐役の清閑寺熙房も、全日程で調合に参加した可能性がある。

なお、延宝三年三月十六日以降に中御門資熙邸で薰物が調合され、清閑寺熙房が「手代」として参加したことについては、本書の他に徳大寺家本「公規卿記」の同日条にも記載があるが、調合の様子を含めた当日の詳しい様子についてはどちらにも記されていない。

③ 清閑寺中納言―清閑寺熙房。寛永十年三月廿九日生。寛文十三(延宝元、一六七三)年七月十一日これを辞す。同年十二月廿六日正二位。延宝四(一六七六)年九月廿七日(廿六日イ)権大納言。翌五(一六七七)年四月廿一日神宮伝奏。同年二月春日祭上卿。東照宮奉幣発遣日時定上卿。例幣上卿。貞享三(一六八六)年十月十日従一位。同日薨去、五十四歳。

なお、「公規卿記」延宝三年二月二十三日条に、清閑寺中納言と公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)は装束において高倉永敦(同九十二頁)の「旧キ弟子」とされる。↓人名家名等解説及び索引九十頁

④ 残薰物―転法輪三条公富(人名家名等解説及び索引九十五頁「転法輪」)が江戸に持参するため調合した薰物の残りであろうか。帰宅前に手土産として中御門(同九十八頁)と公規(同八十一頁)に贈ったものと解釈しておきたい。↓八丁表脚注⑬

⑤ 知恩院御門跡―二品尊光法親王。後水尾院(人名家名等解説及び索引一〇一頁「法皇」)第十一皇子。正保二(一六四五)年九月廿九(又は廿五)日生、号栄宮。慶安四(一六五二)年江戸幕府第三代将軍徳川家光(同九十三頁「大猷院殿」)猶子。承応三(一六五四)年四月六日親王宣下、諱良賢。明暦二(一六五六)年五月八日入寺得度。寛文五(一六六五)年七月十二日二品。延宝八(一六八〇)年正月六日寂、三十六才。尊光法親王は延宝三年東照宮廿五年忌の為に江戸へ下向して奉仕した門跡衆の一人。↓人名家名等解説及び索引九十三頁

付江戸ノ暇乞同巻物色紙短尺頼来候

今薫袋調合 山吹 九重 さらしな

花橘 うてな 等也 一色三さいほとニテ

袋四つホドアリ 袋数三十五 内餘分十

薫物ハ黒方四両合一サイ 花橘四両合一サイ

梅花四両合半サイ也右香合共ニ入此内

ヨケイ八ツ内干ニツ薫物四両一サイ

餘候

延宝三年 三月 (墨滅) 日

一 先日東坊城大納言前の使給明正上皇 本院

関東下向日限尋来四月二日三日之比之由

申遣候先月此方可申入候処延引止迷

惑候仍今日東坊城へ行向候処来廿二日

御暇可被下之由被申畏候由申也

一 三月廿一日来廿三日之朝 内侍所へ可参

之由中御門黄懸申来内々約束也江戸為祈禱 御暇乞也

(墨滅) 今夜三日神事也の神事之事仍明日之御暇之

「(十四丁裏)

① 同巻物色紙短尺頼来候―知恩院門跡尊光法親王(人名家名等解説及び索引九十三頁)

に年頭のご挨拶へ伺った折に、江戸参向の暇乞いと、同じく江戸へ持参する「巻物」「色紙」「短冊」の製作をお頼みして来たとの意であろう。「巻物」「色紙」「短冊」は、後文の三月三十日条に「方々へ頼タル」とある「花短冊」以下の品々の一部を云うか。

② 薫袋―ニオイブクロにほひふくろ 匂袋とも。香具を散葉状態のまま和合して「薫衣香」と呼ばれる状態にし、袋に入れて仕上げた品。贈答品として珍重された。江戸参向時に朝廷からの進物として、高家や武家の若殿、門跡衆らに贈ることを主たる目的として用意されたのである。↓九丁表脚注①・②

③ 山吹―ヤマフキ 薫袋(匂袋、脚注②)の一種で、室町時代以降に考案された新作と見られる種類の一つ。後水尾法皇(人名家名等解説及び索引一〇一頁)皇女で近衛基熙室となつた常子内親王の日次「无上法院殿御日記」延宝九(一六八一)年六月六日条及び貞享二年七月二十四日条には、常子が手づから調合した「にほひふくろ(匂袋)」の名前として、「さらしな(更級)」「うてな(臺)」「九重」「山ふき(吹)」「ねみたれかみ(寝乱髪)」とある。同時代の類纂と見られる薫物書の伝承によれば、常子と後西院(同八十九頁「新院」)の父である後水尾法皇については「法皇御方六種」と呼ばれる薫物の秘方が伝わっており(専修大学図書館菊亭文庫所蔵「万方」載録、「山吹」「サラシナ(更級)」「ウテナ(臺)」「九重」「潤香」「神路のおく」の順に記載される。↓拙稿「京都大学菊亭文庫所蔵「薫物秘蔵抄」翻刻・附・「薫物秘蔵抄」人名家名等解説」四十頁(「薫物書の研究」第二号、平成二十七年四月)

④ 九重―コノノエ 薫袋(匂袋、脚注②)の一種。山吹(脚注③)等と同じく「无上法院殿御日記」同日条に記載のある他、薫物書「万方」載録「法皇御方六種」にも含まれる種類。なお、徳川林政史研究所所蔵の薫物書「衆香類集」及び「薫物之方」には、「万方」に記載される「九重」の処方の同類文が、同じ新作で匂袋の「八重一重」方として伝わる。

⑤ さらしな―更級。薫袋(匂袋、脚注②)の一種。山吹(脚注③)等と同じく「无上法院殿御日記」同日条に記載があり、薫物書「万方」載録「法皇御方六種」にも含まれる。以上の他に、後水尾法皇(人名家名等解説及び索引一〇一頁)皇子で常子内親王同母兄の後西院(同八十九頁「新院」)の宸筆と伝わる宮内庁書陵部所蔵「薫方之書」にも同名の匂袋方一点が載録される。

⑥ 花橘―ハナタチバナ 「盧橘(ロキツ)、ハナタチバナ」とも。山吹(脚注③)や九重(脚注④)と同じく匂袋の一種。後文には、いわゆる練香を意味する「薫物」の一種としても見える(脚注⑩)。新作の中では比較的発祥の早い種類のひとつと見られ、『実隆公記』に薫物の名前として見える他、『拾芥抄』には伝統的な薫物に加筆される形で名前と処方が記載される。江戸時代前期の類纂と見られる薫物書には、練香としての処方の他に、匂袋として調合される場合に共通する特徴(沈香及び貝(甲)香を配合しない等)を有した処方も載録される。例えば前出(脚注③)の薫物書「万方」には、沈香及び貝香を配合しない花橘方が載録されており、匂袋の処方と考えられる。

⑦ うてな―臺。薫袋(匂袋、脚注②)の一種。山吹(脚注③)等と同じく「无上法院殿御日記」同日条に記載があり、薫物書「万方」載録「法皇御方六種」にも含まれる。以上の他に、後水尾法皇(人名家名等解説及び索引一〇一頁)皇子で常子内親王同母兄の後西院(同八十九頁「新院」)の宸筆と伝わる宮内庁書陵部所蔵「薫方之書」にも同名の匂袋方一点が載録される。



義東坊城殿迄申入候御心得ニテ成義ニ候ハ、明日

御延引可給之旨申入候不苦候間坊城殿心得

ニテ其通可申之由也其後状給候

先刻者御光臨奉番侍候被仰聞候趣委

細心得勘解由小路局迄令相談候処ニ

明日御延引不苦候間廿七日ニ可有御参由ニ候

左様心得可被成候恐々謹言

如此申来候

一 廿日從今夜神事也 行水洗髮

一 廿二日今日モ神事番也番代昼大炊巫相宿

伏原少納言頼候

廿三日辰刻行水内侍所へ参 中御門大

納言ハヤ先へ被参候先(墨滅) 手洗

二 拜如常祈念御クマ頂戴

次下ヤニ参御盃出先不戴

四月十九日ニ御スゴ上可申之由刀自ニ持参候

次御供箸ニテハサミ給イタゞキテ食ス次ニスゞ出

「(十五丁表)」

⑧ 一色三さい(臍)ほとニテ袋四つホドアリー「色」は「いろ」と訓み、薫物や匂袋の種

類を数える単位として用いた。ここでは匂袋を一種類ごと(と)に処方三返ずつ調合し、袋四

つほどに分け入れることを云う。出来上がった袋は合計で三十五を数えたというので、

匂袋は九種類程度調合した計算になる。本文には五種類の名前のみ記載される。

⑨ 薫物―ここでは薫袋(前頁脚注②)とは区別し、いわゆる練香の意味で用いられる。

⑩ 黒方―クロボウ。薫物の一種。我が国で平安朝以来調合、継承されてきた伝統的な種類の

一つで、薫物の中で最も優れた香りとも評される。

⑪ 四両合一サイ―薫物の処方筆頭にある香具「沈」の分量が四両云々で始まる処方一

回分(一臍)を調合したもの。

⑫ 花橘―ここでは薫物の一種として見える。専修大学図書館菊亭文庫所蔵「香具撰様」

(菊亭二六)には延宝四年李夏下旬に「三条公富公」こと転法輪三条公富(人名家名等

解説及び索引九五頁)が相伝したとされる秘方五点が伝来しており、それらの内の一

点は「花橘」方である。香具の「沈香」が配合されることから、前述の匂袋「花橘」と

は異なり、いわゆる練香状に成型される処方であったと考えられる。↓十四丁裏脚注⑥

⑬ 梅花―バイカ。薫物の一種。黒方(脚注⑩)と同じく伝統的な種類。

⑭ 四両合半サイ―薫物の処方筆頭にある香具「沈」の分量が四両云々で始まる処方一

回分(一臍)を、半分に分けて調合したもの。

⑮ ナマリ香合―鉛製の香合か。ここでは調合した薫物を取める容器に用いたらしい。【参

考】「雲は雲鉛香合かさねたり」(西鶴大矢数、巻一)

⑯ 干―ほし/ほうし。保志とも。薫物の一種。↓十四丁表脚注②

⑰ 東坊城前大納言―前権大納言正二位東坊城(菅原)知(とし)長。元和七(一六二二)

年十二月十八日生。寛永十九(一六四二)年二月廿日文章博士。同廿(一六四三)年十

一月十五日御侍読。万治四(一六五九)年四月十三日式部大輔。博士如元。延宝元(一

六七三)年十二月廿八日正二位。同二(一六七四)年二月十日権大納言。同四(一六七

六)年二月廿八日名を恒長と改む。元禄十三(一七〇〇)年十月十一(十三イ)日薨去、

八十歳。↓人名家名等解説及び索引一〇一頁

① 坊城殿―原本の現状において初出ながら職名を伴わない。このことから、前文の「東坊

城」(人名家名等解説及び索引一〇一頁「東坊城前大納言」)の略称として記された可能

性をうかがうべきであるが、「坊城殿」のまま正しい場合は前大納言正二位坊城俊廣

に比定する。俊廣は寛永三年十月三日生。万治三年十二月廿四日権大納言。寛文六年正

月五日正二位。貞享元年十二月二日本院伝奏を辞す。同四年十二月廿三日従一位。↓人

名家名等解説及び索引一〇二頁

② 勘解由小路局―「勘解由小路殿」とあるべきところを誤って「一局」に類する書体で記

した可能性を検討すべきか。↓人名家名等解説及び索引七十七頁

③ 大炊巫相―権大納言正二位大炊御門経光。寛永十五(一六三八)年八月八日生。元禄三

(一六九〇)年十二月廿六日右大臣。同七(一六九四)年十月廿三日従一位。同十七(宝

永元、一七〇四)年正月十日左大臣。同月十一日辞退。同年九月六日薨去、六十七才。

↓人名家名等解説及び索引七十七頁

④ 伏原少納言―少納言兼明経博士従四位上伏原宣幸。寛永十四(一六三三)年五月十六日

生。寛文三(一六六三)年正月六日正五位下。同月十二日明経博士を兼ねる。宝永二(一

七〇五)年七月廿八日正二位、八十一才。↓人名家名等解説及び索引一〇一頁

御クマ―神前に供える稲米。【参考】「きよしへ新内侍殿御まいり。御くままいり。」(御

由殿上日記) 延徳二年九月十一日条)

此時取御盃頂戴酒ヲウケ飲ノ數獻

事分酔候跡重々々其後中御門大納言卜(實態)

同道帰宅御クマ今度之供者留守ノ

者ナト火ノキヨキ者ニイタゞセ候① ②  
内證小姫中将  
將姫同

今宿伏原番台ニ參勤シ候也(直書)

今日小野へも江戸為祈禱連歌申付候④

一 先日之宿付之事中院ニ相談之処(延宝三年三月七日)  
(通夜)

伝奏衆毎年ノ通ニテ(墨滅)苦間敷候由

被申ニ付 朝立 昼立ニ同日成候馬組ハ  
宿駅之

通也

転法輪様(三條公富)

朝御立 昼 宿

二日 大津 石邊⑤

三日 土山 関

四日 石薬師 桑名

五日 鳴海⑦

六日 大はま茶屋 御油⑧

「(十五丁裏)

① 小姫—今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)一女。延宝三(一六七五)年に十七才。同二年の夏ごろから不食の病を患い、医師の診察と処方を受けていたとされる。↓人名家名等解説及び索引八十五頁「小ひめ殿」

② 中将—今出川公規男伊季。延宝三年に十六歳。  
万治三(一六六〇)年五月廿九日生。今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)一男。母京極高和女。延宝一(一六七四)年二月八日左中将。翌三年十一月十八日從三位。左中将如舊。宝永五(一七〇八)年正月廿一日、権大納言正二位兼右大将の時内大臣。大將如元。同六(一七〇九)年二月廿六日内大臣を辞す。同日薨去、五十才。号深修院。↓人名家名等解説及び索引九十四頁「中将①」

③ 将姫—今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)二女。延宝三年に十五才。↓人名家名等解説及び索引一〇四頁

④ 小野—今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)が江戸への下向に際して祈禱を受けた場所。京都山科の小野の地にある真言宗小野流の随心院等を云うか。祈禱に加えて奉納連歌も申し付けたとされる。↓人名家名等解説及び索引一〇六頁

⑤ 石邊—東海道五十三次の石部(邊)宿。三條大橋を發して大津宿(十一丁裏)、草津宿(十一丁裏)を経た第三番目の宿。  
直前の記述によれば、以下の旅程は、三月七日条(十一丁表・裏)において諸卿に触れ回った宿付の内、勅使の転法輪三條公富(人名家名等解説及び索引九十五頁)を中心とした一行の旅程を改めたもの。元武家伝奏の中院通茂(同九十七頁)に相談したところ、伝奏の例年の旅程に同じであり問題無からう、との回答が聞かれたと云う。転法輪一向は朝に、公規(同八十一頁)一向は昼にそれぞれ出發するよう改めたのは、宿場の混雑をあらかじめ避けることで、昼餐や宿泊に支障の無いようはからう目的からであろう。

⑥ 此所御了簡次第—三月五日に昼餐を予定する宿場について、転法輪三條公富の意見を尊重して決定する旨を記したものの、東海道を直進する他に、前夜に宿泊した桑名宿(十一丁裏)を發して佐屋海道に迂回するという選択肢もある。

⑦ 鳴海—東海道五十三次の鳴海宿。東海道と迂回路の佐屋街道の合流及び分岐点となる宮宿(十一丁裏)を過ぎて一つ目、三條大橋を發して第十四番目の宿。  
大はま茶屋—愛知県安城市猿渡川流域に位置する。旧東海道の岡崎宿、池鯉鮒宿(十一丁裏)のほぼ中間、また大浜湊から挙母、足助に通じる道と交差する交通の要地にあり、行き交う人馬の休息のために茶屋があったことから地名が生じた(『角川地名大辞典』参照)。

⑧

(延宝三年四月)

七日	白濱賀 <sup>①</sup>	濱松
八日	掛川 <sup>(懸川)</sup>	嶋田
九日	丸子	江尻
十日	神原 <sup>②</sup>	三嶋 <sup>③</sup>
十一日	箱根	小田原
十二日	大磯 <sup>④</sup>	金川
十三日	品川	
菊亭殿 <sup>(今出川公規)</sup>	昼立	宿
⑤ 六リ半 (約 35.6km)	大津	草津
⑥ 十一リ (約 42.2km)	水無口	坂下 <sup>⑦</sup>
⑦ 八リ半 (約 33.4km)	庄野 <sup>⑧</sup>	四ヶ市 <sup>⑨</sup>
⑧ 十二リ八丁 (約 48.0km)	桑名 <sup>⑩</sup>	宮
⑨ 十二リ半六丁 (約 49.7km)	池鯉鮒	赤坂 <sup>⑪</sup>
⑩ 十二リ六丁 (約 47.8km)	二川 <sup>⑫</sup>	濱松
⑪ 十リ半七丁 (約 42.0km)	袋井 <sup>⑬</sup>	金谷 <sup>⑭</sup>
⑫ 八日		

「(十六丁表)」

- ① 白濱賀―「白須賀」の誤りであろう。東海道五十三次の白須賀宿(十一丁裏)は御油宿(十一丁裏)から吉田宿、二川宿(脚注⑩)を経た先にあり、三条大橋を發して第二十二番目の宿。
- ② 神原―東海道五十三次の蒲(神)原宿。江尻宿(十二丁表)から興津宿、由比宿を経た先にある。三条大橋を發して第三十九番目の宿。
- ③ 三嶋―東海道五十三次の三嶋(島)宿。蒲原宿から吉原宿(十二丁表)、原宿、沼津宿(十二丁表)を経た先にある。三条大橋を發して第四十三番目の宿。公儀に対して「内證」の旅程においては、十日に吉原で複数の一向が合流することが検討されていた。
- ④ 大磯―東海道五十三次の大磯宿。三条大橋を發して小田原宿(十二丁表)を経た第四十六番目の宿。
- ⑤ リー里。度量衡の距離の単位。約 3,926.88メートル。
- ⑥ 水無口―東海道五十三次の水口(水無口、みなくち)宿。三条大橋を發して草津宿(十一丁裏)、石部宿(石邊宿、十五丁裏)を経た第四番目の宿。
- ⑦ 坂下―東海道五十三次の坂下宿。三条大橋を發して水口(水無口)宿(脚注⑤)から土山宿(十一丁裏)を経た第六番目の宿。
- ⑧ 庄野―東海道五十三次の庄野宿。三条大橋を發して坂下宿(脚注⑥)から関宿(十一丁裏)及び亀山宿を経た第九番目の宿。
- ⑨ 四ヶ市―東海道五十三次の四ヶ(日)市。三条大橋を發して庄野宿(脚注⑦)から石薬師宿(十一丁裏)を経た第十一番目の宿。
- ⑩ 丁―「町」。度量衡の距離の単位。一町は六十間(けん)、約 19,090.8メートル。
- ⑪ 赤坂―東海道五十三次の赤坂宿。三条大橋を發して池鯉鮒宿(十一丁裏)から岡崎宿及び藤川宿を経た第十八番目の宿。
- ⑫ 二川―東海道五十三次の二川(ふたかは/フタカワ)宿。三条大橋を發して赤坂宿(脚注⑨)から御油宿(十一丁裏)及び吉田宿を経た第二十一番目の宿。
- ⑬ 袋井―東海道五十三次の袋井宿。三条大橋を發して濱松宿(十一丁裏)から見附宿を経た第二十八番目の宿。
- ⑭ 金谷―東海道五十三次の金谷宿。三条大橋を發して袋井宿(脚注⑬)、懸(掛)川宿(十一丁裏)、日坂宿を経た第三十番目の宿。

八リ半 (約33.4km) ① 岡部 ② 府中  
 九日 十三リ半 (約55.8km) ③ 油井 沼津  
 十日 九リ半 (約37.5km) ④ 菅根 小田原  
 十一日 十三リ半八丁 (約53.9km) 大磯 金川  
 十二日 五リ (約19.6km) 品川  
 十三日

右可相触候由從転法輪殿申来

中御門へハはや (墨滅) 相談ノ由也此儀も三条殿

朔日立下官馬組並無子細事也

朔日日悪其上朔日不為足者之由

④ 三条キラハレ如此先最 (墨滅) ハ三日ニ三条殿

中御門久世四日ニ予烏丸櫛笥極臈也中御門

三条へ逢遣ニテ二日ハ禁裏御徳日也

如何其上四日立ノ衆日ツマリテ可為難

儀候間朔日二日ニ何モ発足可然カノ由被

申其分ニ成候処 (墨滅) 中御門被談実ハ二日立

二日立ノハ三日立之由也如様ノ通ニテハ三日立

「(十六丁裏)

① 岡部―東海道五十三次の岡部宿。三条大橋を發して金谷宿(十六丁表)から嶋(島)田宿(十二丁表)及び藤枝宿を経た第三十三番目の宿。  
 ② 府中―東海道五十三次の府中宿。三条大橋を發して岡部宿(脚注①)から鞠子(丸子、十二丁表)宿を経た第三十五番目の宿。  
 ③ 油井―東海道五十三次の由比宿を奥州街道の油井宿と誤って記したか。由比宿は三条大橋から府中宿(脚注②)、江尻宿(十二丁表)、興津宿を経て至る第三十八番目の宿。

④ 三条―勅使の転法輪三条公富(人名家名等解説及び索引九十五頁「転法輪」)。続文によれば、四月一日には勅使に同行する一行が、二日には本院使の公規(同八十一頁)に同行する一行及び馬組が京都を出立する案が示されたが、勅使の三条が吉兆等の都合によりこの日程に難色を示した。このため、三日に三条、中御門(同九十八頁)、久世(同八十四頁)の一行が、続いて四日に公規、烏丸(同七十九頁)、櫛笥(同八十四頁)、極臈(同八十頁)の一行が出立すると案が再度提出されたが、三条と入れ違いに中御門の都合が悪くなった上に、三日は禁裏の御徳(衰)日に当たること、更に、四日に立出する菊亭以下に於ては、下向に要する時間的余裕が乏しくなってしまうことから、最終的には一日と二日に立出するのが宜しかろうとの結論に到ったようである。

⑤ 本条の記された三月二十三日は、朝廷における東照宮奉幣使發遣日時定の当日であり、奉幣使の公卿らの中からは中御門中納言がこれに出席している(「重総宿祢日次記」、同日条、大日本史料データベース)。ただし、影印十八枚目の中ほどの記述によれば、一日にと二日に立出するというのは表向きで、実は二日と三日に立出する計画であったと云う。朝廷から下された決定を基準として、それぞれの事情や希望をある程度加味して実際の日程を調整することが、従来黙認されていたようである。

禁裏御徳日―禁裏の衰日(すいにち)。「衰」の語を忌み「徳」に代えて称した。

ニテハ予(公規) 烏丸(光雄) 櫛笥(隆慶) 中御門(實勝) 道中小田原品川

一番立ノ衆追付事難成自然人馬トヅコヲ

ルトキハ難成候由三条之和泉守ニ此方ノ

因幡守申処ニ付如此成候是ニテサヘ七人

同宿候時ハ(墨滅) 後ノ衆ホドヲソク宿ニ

可被付可為遅惑候也無是段者同ハ朔日二日可

然也

右宿付ニ相済相触口上書候

口上之覚

一前後馬組与御同宿之時宿之儀

先達而内屋方同江差紙ニ御下向之衆中

悉上首次第御称号被書付肩ニ一二二三

付いたし候御宿之儀定直候次ニ上首ハ

可申遣との儀候間手前(転法輪三条公意)可相触候可事

一宿々にて御出立之時前後衆なく

諸事次第ノに可被仰付事

「(十七丁表)」

① 三条之和泉守「入江和泉守」(人名家名等解説及び索引七十五頁) こと正五位下和泉守入江則通。転法輪三条右大臣公富家の家僕(諸大夫)。  
② 此方ノ因幡守「今出川家家僕(諸大夫)」の「因幡守」(人名家名等解説及び索引七十四頁) こと正四位上右衛門大尉兼因幡守堀川貞弘。

一 来ル廿七日卯之上刻家来衆老人道筋

可候間此方へ御寄候て伝馬人足之數前々

之例御聞合被書付御朱印請ニ何義

① 永井伊賀守殿 被参候談ニ可被仰付候との事

右之通次第ニ被触候様にと(光徳)鳥丸へ申遣候(墨滅)

(墨滅)

(墨滅)

一 廿七日今日卯上刻ニ 三条殿和泉守 中御門

殿 山本奎助 予 堀川因幡守 其外鳥丸 久

世 櫛笥 極藤等之家僕同道ニテ二条

永井伊賀守へ行候帰来様子委曲聞候

何義面々ニ先々ノ下馬上人ノ數書付参候

先々ノ様子被聞候時被出用意也如用意

被尋別面々が書付候其印出由也其上

発足ノ日限申入候二日三日可然者之由被

申候処入江和泉守道中人馬ツカル之由也

「(十七丁裏)

①

永井伊賀守殿―大江氏從四位下侍從伊賀守永井尚庸(なをつね)。寛永八(一六三一)年生。寛文五(一六六五)年十二月廿三日若年寄。同十(一六七〇)年二月十四日所司代に転じ同年六月三日從四位下侍從。延宝五(一六七七)年三月二十七日卒、四十七才。七丁表及び二十五丁表に、伝奏衆への連絡を取り次ぐ等した人物として「長井伊賀守」(人名家名等解説及び索引九十七頁)とあり。永井氏と同一人物であろう。↓人名家名等解説及び索引九十七頁

②

山本奎助―中御門資熙(人名家名等解説及び索引九十八頁「中御門」)家の諸大夫。人物の詳細については調査中。今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)の義父経季(同八十五頁「故右府」)の代の今出川家に仕えた同姓同職名の家僕(七丁表一行目「山本奎助」)は別人。↓人名家名等解説及び索引一〇五頁「山本奎助②」

左様ナラハ一日モハヤ立テ自然道ニテ遅々之

(墨滅) 時日限江戸へ申遣候故如何之間如此其

上毎年伝奏衆ナトモ如此候由 是ハ四五人  
也同宿

ナトモ不苦候今度ハ已上七人下藤ノ人運可  
着宿候予悉立(墨滅)也 (軀法輪) 申入候由也

其故如別儀朱出候 二通出候三条殿  
馬組予馬組共二二

(軀法輪)(寶懸)(公親)  
通也此馬組ノ何モ三条中御門何モ上首能ハツナレドモ 三  
条中御門(墨滅)如此朱印ハ此(墨滅)方ニ留置也一番立  
之朱印ハ三条殿被留置候

人馬

朱印之留 カタチテ  
細中奉書也  
表包之紙ニ御朱印ト被書付

(墨滅)

朱印 人足三拾四人馬貳拾六疋從京都江戸迄上下可出候

是者於東叡山当四月御遠忌之御法事ニ付 (龍永寺)

本院御所御使菊亭大納言殿 (明正上皇) 今出川公親

女院御所御使烏丸中納言殿 (東福門院徳川和子) (元雄) (隆慶)  
并榎笥中将殿

土御門極蔭下向之時被遣候者也 (泰福)

延宝三卯年四月二日 伝馬宿中

舟川渡之證文 左 朱印サヘアレバ是ハ不入之由伊賀守雖被申和泉守  
是も申書候可候之由申ニ依テ出候 (永井尚廉 (入江則通))

今度於東叡山 (上野寛永寺)

御遠忌之御法事ニ付為

院使菊亭大納言殿 (今出川公規)

烏丸中納言殿 (光隆) 并 (隆慶) 榎笥

中将殿土御門極蔭御下向 (泰福)

候間路次中舩川渡之

所々可致御馳走者也

延寶三卯

四月二日伊賀 (永井尚廉) 印

從京都江戸迄

舩川渡之所々

年寄

肝煎

右上包紙ニ舩川渡之證文ト云也

右朱印舟渡之證文等長キアタラシキ文箱ニ入

道中夾箱ニ入為持スル也

ㄥ (十八丁裏)



(墨滅)

(墨滅)

右之證取之案文

御伝馬人足之覺

(靈元天皇使者  
勅使)

(三条公富)

轉法輪前右大臣

人足拾三人  
伝馬拾三疋

(後水尾法皇、後西院使者  
法皇并新院使)

中御門大納言

(寶熙)  
人足拾二人  
伝馬拾一疋

(明正上皇使者  
本院使)

菊亭大納言

(今出川公親)  
人足拾人  
伝馬拾疋  
手前馬四疋自分二益候

(東福門院者  
女院使)

烏丸中納言

(光雄)  
人足八人  
伝馬七疋

(通音)

久世中将

人足八人  
伝馬五疋

同

櫛笥中将

(隆慶)  
人足八人  
伝馬五疋

(土御門泰通)

極藤

人足八人  
伝馬四疋

合人足六拾七人馬五拾五疋

依 (徳川家光) 大猷院様廿五回之御忌各江戸参向<sub>二</sub>付

右之馬人足 御朱印壹枚請取所申如件

土御門極藤内<sup>(秦極)</sup>

白井右京<sup>①</sup>

延寶三乙卯年三月廿七日

櫛笥中将内<sup>(陸塵)</sup>

衣笠主水<sup>②</sup>

久世中将内<sup>(通音)</sup>

横地主膳<sup>③</sup>

烏丸中納言内<sup>(光極)</sup>

人見帯刀<sup>④</sup>

菊亭大納言内<sup>(今出川公規)</sup>

城川因幡守<sup>⑤</sup>

中御門大納言内<sup>(實熙)</sup>

山本木工<sup>(三条公高)</sup>

転法輪前右大臣内<sup>(三条公高)</sup>

入江和泉守<sup>(則通)</sup>

右<sup>八</sup>人々判候

右表書

永井伊賀守様<sup>(尚輔)</sup>

御當番衆中

ㄥ (十九丁裏)

① 白井右京―土御門家家僕。陰陽道役所を司る土御門家の江戸役所に雑掌として代々仕えた家系の生まれで、延宝三年前後の時期に同職に任じたと見られる。三河の森下万歳の実務を取り仕切ったとされる人物に「白井右京大夫」があり、同一人物か。↓人名家名等解説及び索引八十九頁

② 衣笠主水―櫛笥家家僕。↓人名家名等解説及び索引八十頁

③ 横地主膳―久世(八十四頁「久世中将」)家家僕。藤原氏支流横地氏の一族か。人物の詳細は探索中。

④ 人見帯刀―烏丸(人名家名等解説七十九頁)家家僕。人物の詳細は探索中。↓人名家名等解説及び索引一〇〇頁

⑤ 城川因幡守―菊亭(今出川)家家僕。堀川因幡守(人名家名等解説及び索引七十四頁)の誤りか。ただし、筆者公規(同八十一頁)による日次「公規卿記」延宝三(二六七五)年二月十八日条にも家僕「城川因幡守」の名前が見える。↓人名家名等解説及び索引七十四、八十九頁

(延宝三年三月)

(尚書)

去廿五日中午御門、状給廿七日八九日之内永井伊賀守へ

透次第可参候内々左様御心得烏丸久世

(除塵)

櫛笥極蔭へも其心得候様ニ申度候右者次第

可申入候間急々申来事も可有之由申来候

仍而次第相触候

(重元天巻)  
此内證ハ中御門 禁裏ニ奉付  
武家牧野撰津守ニ被開候也

烏丸殿ニ候可人口上之覚

来ル廿七八九日之内永井伊賀守透次第ニ何モ

(永井尚書)

御同道申可参候伊賀守謹候儀急ニ申来候

儀も可有候間内々左様ニ可有御心得候

右之通中御門垂相、申来候久世殿

櫛笥殿極蔭へも次第ニ尋之可被仰

伝候伊賀守謹候事申来候共猶従是

可申入候已上

(延宝三年)  
二月廿五日

皆何も相心得候由返事也中御門へ又申

此由

遣候

「(二十丁表)」

① 牧野撰津守—田口氏從五位下撰津守牧野成喬(しげつね)か。延宝二(一六七四)年七月九日禁裏附。同年十月二十七日從五位下撰津守。正徳二(一七一三)年十二月二十五日死去、八十六才。↓人名家名等解説及び索引一〇三頁

延享三年三月

七 (寶曆)

廿八日中御門ハ明廿七日辰刻ハ巳刻迄之

内●之由申来候而明日辰刻同道

今日小番ハ下向日道理之由相番中へ申遣候

可申之由也下官所道筋能間何

(菊亭)

於愚亭へ辰刻前ニ参会同道アルヘキ

由也其通申遣候此中次第触

達相廻候間下官ハ四人之衆へ皆相

触候何モ返事ノ後相触候処心得

申通申参候由中御門へ申遣候

廿八日辰刻於愚亭参集何モ

七六人ナガラ伊賀守へ令同道候

(永井尚書)

乍序下官知行普請并加事ノ(墨滅)

申候 今日殿上人へ路銀被乞請之由伝奏衆(墨滅)

(日野、花山院)

被申之事也

一今日転法輪殿 禁裏江御暇乞被参

(公高)

(重元帝)

中御門予御暇乞ニ参候三条殿御対

(転法輪三条公高)

面也中御門予御前へ仕候小時ニ御暇申

退出

「(二十丁裏)

① 小番—こはん。コバン。内裏の宿直を云う。

② 六人—烏丸光雄(人名家名等解説及び索引七十九頁)、久世通世(同八十四頁)、櫛笥隆慶(同八十四頁)、極藹泰福(同八十頁)の「四人」(七行目)に中御門資熙(同九十八頁「中御門」と筆者今出川公規(同八十二頁)の二名を加えた六名。前日条に予定の記載された通り、筆者の住む菊亭に参集して永井伊賀守(同九十七頁)のもとへ同道した。

一今日京之馬借之●ヤへ人馬ノ事先に宿之

相可触之由申遣也

(公通)  
宿付相●也是へ一番立三条殿  
(實照)  
中御門殿一ツニ一番子烏丸一ツニスル也  
(公親家の諸大夫)  
予家僕相触候

昼御立宿付之覚

(延享三年四月)

二日 昼 大津  
泊 草津

三日 昼 水無口  
泊 坂ノ下

四日 昼 庄野  
泊 四日市

五日 昼 桑名  
泊 さやへ廻り申宮

六日 昼 池鯉鮒  
泊 赤坂

七日 昼 二川  
泊 濱松

「(二十一丁表)」

① 坂ノ下―「坂下」に同じ。東海道の坂下宿(十六丁表)。

八日	泊 昼	袋井 金谷
九日	泊 昼	岡部 府中
十日	泊 昼	由井 <sup>①</sup> 沼津
十一日	泊 昼	箱根 小田原
十二日	泊 昼	大磯 金川
十三日		品川

又別紙<sup>二</sup>  
今出川公親御伝馬人足之覚  
 一菊亭大納言殿  
 人足 拾人

「(二十一丁裏)

① 由井―「由比」に同じ。東海道の由比宿(十六丁裏)。

馬 拾疋（「人」に「疋」と上書き）

右之外駄賃伝馬参疋<sup>四</sup>

一烏丸中納言殿<sup>（光雄）</sup>

人足 八人

馬 七疋（「人」に「疋」と上書き）

一櫛笥中將殿<sup>（隆徳）</sup>

人足 八人

馬 五人<sup>（マヅ）</sup>

一土御門極藤殿<sup>（泰福）</sup>

人足 八人

馬 四人<sup>（マヅ）</sup>

人足合三拾四人

馬合 貳拾九疋

右者四月二日之昼御立候之間<sup>（延享二年）</sup>

其心得<sup>ニ</sup>而人馬用意可有之候以上

烏丸中納言家<sup>殿</sup>

① 木曳帯<sup>刀</sup>

田中内近

「（二十二丁表）」

① 田中内近―人見帯刀（人名家名等解説及び索引一〇〇頁）に同じく烏丸（同七十九頁）家家僕と見られる。「内近」は「右近」の誤りか。↓人名家名等解説及び索引九十三頁

卯  
延宝三年  
菊亭殿家  
城川因幡守  
四月朔日  
城川因幡守  
右表書ハ

從京都江戸迄

年寄中

肝煎中

一通  
右飛脚文箱<sup>二</sup>入遣候其後馬借来テ馬<sup>一</sup>  
上書  
從京都江戸迄  
菊亭殿家  
堀川因幡守  
馬丸殿家  
田中右近  
宿之  
肝煎中  
年寄中

之事ハ相心得候人足之義五味藤九郎<sup>①</sup>へ

申遣五味藤九郎<sup>①</sup>下知之由申也入江和泉守と<sup>①</sup>

令證合又藤九郎へ申遣候其書様

人足 十三人

右者転法輪右大臣  
(三条公直)

人足 十二人

右者中御門大納言  
(寛熙)

人足 八人

「(二十二丁裏)

① 五味藤九郎―藤原氏秀郷流五味藤九郎豊旨(とよむね)。從五位下備前守五味豊直二男。母は塚原次左衛門昌重女。正保三年七月六日御小姓組に列す。寛文三年十二月十一日兄政長が父に先立ちて死するにより家督を相続。同四年四月九日御代官。延宝八年十月十七日洛中に死す。↓人名家名等解説及び索引八十六頁



右者久世中将(通書)

来ル 四月二日寅ノ上剋ニ参候様被仰(延宝三年)

付可被下候

右包紙書付

人足覚書

右三条殿(転法輪二条公高)以藤九郎申被遣候由也(五味)

此方之書様此通ニ申付遣候藤九郎

他出番候者相心得申之由申参候

廿日先日(延宝三年三月)今城中納言之下向之時分大澤(冷泉定淳)へ遣候状之(基将)

返事①今日到来也

尊書悉致拜見候其許弥御堅固被成

御座候旨目出度奉侍候如被仰下候先頃者

被上久々ニ而御尊意大慶奉侍候私儀

其御地恐々存候能相勤無事下着仕大悦

奉侍候事御座候然者今度御下向之儀目

出度奉侍候可候四月二日三日比ニ其御地御発足(延宝三年)駕

「(二十三丁表)」

① 先日(中略)返事―延宝三年二月二十五日条に記載のある二月二十二日付け大澤基将(人名家名等解説及び索引七十七頁)宛今出川公規(同八十一頁)書状(六丁裏)に対する大澤の返事。今城中納言(同七十五頁)は下向の際に公規書状を携えていた。

(延宝三年三月)

同十三日可至品川御着被遊候様ニ而何も被仰

談之由御尤奉侍候可候於此許御用等御座

候ハ、可被仰聞可触御首尾能様ニ御取

持可仕由清閑寺中納言殿(無房)も被仰下候

外も諫意ニ不奉侍候転亦御家来衆兩人

之義御書状遣も御両伝(花山院、日野丸)へ御渡被遊候由

其段何も可申談候間左様御心得可被遊候

猶無程可奉侍高意候間不能久恐惶

謹言

(転法輪 中御門、菊亭)  
候可候今日 勅使 院使衆首尾能  
御 ●●候か事ニ御座候可候

(基持)

大澤兵部大輔

判

三月十二日

(延宝三年三月)(公直)

廿日転法輪殿ニテ談合ニ候分并行列ノ事

登城之時

(公直)

三条殿

進物持参

「(二十三丁裏)

(別通)  
入江和泉守

召具

(堀川正弘)  
老岐守 布衣三人

白丁二人 沓笠

納言

進物持参

布衣一人 (今出川公規)  
予ハ大紋 諸大夫也

召具

布衣三人

白丁二人

殿上人

進物

布衣一人

召具

布衣二人 白丁二人

被物 三重 (實照)  
引様重而中御門殿ハ江戸ニテ  
申合候

「(二十四丁表)」

行列ハ列ニ有之

一道中宿取之事入江和泉守七人之分

(則通)

一ツニ先へ可申遣之由也能宿モ次第ニ上着ホト  
能ノニ可取候由来尤之由遣也

(延享二年三月)  
一廿七日下午向進之故今日小番ハ不申候キ相番中へも

申遣候

「(二十四丁裏)

一 廿八日從中御門申來道中何義同宿  
(延宝三年三月) (實照)

候時モ又其外モ○次第ニ混乱無候次第ニ可立  
(同宿)

候由次第ニ可触之由其通触候

今日中御門予(今出川公規) (重光)禁裏へ御暇ニ參候転法輪も同被參候  
御対面也其後御暇退出候

一 廿九日今日 本院御暇可被下候中○東坊城前大納言  
(延宝三年三月) (明正上巻) 内々 (知長)

申來(永教) (高倉大納言) (江戸下向) (東坊城前) (大納言) 東坊城  
御●為也

本院へ被參候ハ、可被知候間節可參候由申遣候

午下刻東坊城へ本院(江)只今參候間追付可參候由

申未刻折烏帽子猶衣參候東坊城被出合別參候

通可申上之由○申候次岡部土佐守神尾下總守被出別  
(被) (正禮) ①

持殘候次御菓子御酒ナド出キヨスナドイテ、アヒシ

ライ候御酒スミテ御經入可相出東坊城大納言取

出之被見御經ヲヌキ見之候兩人之武家  
②

東坊城等見候入箱(桐之箱也) (萌黄ノ緒付也)

御經筆者相尋ノ処梶井御門跡ノ由也此御○經後別  
(必可) (●) (候也) (盛胤) (法親王)

(墨滅) 為持可給之由申サル相心得候由申也次キヨス又相

心得可然之様ニ可申之由勘解由小路殿被申之由也畏ノ由申

又キヨス白銀十枚持來(案其至) 是ハイサ、カ物ナレハドモ被下

之申別イタゞキ忝之由勘解由小路殿宜頼御心得之由申候

日光御門跡へ御薰袋ナト御言伝之事も(墨滅) 有之由被申今度無其

儀

「(二十五丁表)」

① 神尾下總守―從五位下下總守神尾守政。延宝元年九月十八日本院御所に附属せられ、十二月十六日從五位下下總守に叙任。元禄十年七月六日致仕。同十二年六月七日死去、七十七歳。↓人名家名等解説及び索引七十九頁

② 兩人之武家―今出川公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)等が本院明正上皇御所へ参向の折に公家に奉仕した二名の武家。翻刻二十五丁表から二十六丁裏に記載の条によれば、江戸下向直前に本院御所へ暇乞いに参候した際に、岡部土佐守(人名家名等解説及び索引七十六頁)と神尾下總守(脚注①)が同様の役割を果たしている。

③ 勘解由小路殿―非参議正三位勘解由小路資忠。寛永九(一六三二)年正月六日生。寛文十(一六七〇)年正月六日正三位。延宝六(一六七八)年十二月十九日参議。同七(一六七九)年正月十二日薨去、四十七歳。↓人名家名等解説及び索引七十七頁

④ 御薰袋―「薰袋」は匂袋。「御」とあり、朝廷から守澄法親王らへの進物として筆者公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)らの用意した「御薰物薄様一包」(十丁表)について云うか。

後其 法皇 新院 女院 禁裏ノ女御院ノ女御へ御暇ニ参  
 皆何<sup>モ</sup>御返事承出退御留守之御所モアリ 其後有栖  
 川宮 飛鳥井 其後日野<sup>(弘安)</sup> 花山院ノ留守へ見舞候  
 明日何上洛之由ソレ<sup>ハ</sup> (墨滅)<sup>掃候</sup> 御妙法イトマゴイニ  
 入来 本院留守之内来候此方自分ノ経ト寸法不違  
 ナカミ少五分ホド長キバカリ也此御経ノソトイヘナシ  
 ヲツテザツトウヌク此方申付候 法皇 新院ナト  
 ノハアナタ<sup>ハ</sup>ソトイヘ入テ参之由也今日もイトマコイ公家  
 衆御前有花ムケ等  
 一卅日 清閑寺ニ頼タル装束猶衣等イツレモ今日スキト出来也  
 又此中方々へ頼タル花短冊 色紙 源氏詞書 是ハタシナミニ  
 古歌仙<sup>⑨</sup> 是モタシナミニ 短冊六十枚<sup>⑩</sup> 是モ 三代集之歌内拔書  
 三卷 八景詩歌大色紙 十二月歌大色紙 今日皆出来也  
 御経ノ事自分ノトアマリ無相違故中御門所ニ清閑寺  
 被居中御門ノハウタガワシキノ由承故清閑寺ニ尋遣状云  
 御経自分ノト無相違如何其方ノヲ承取候又明朝日  
 両伝衆上洛ノ由ニ候間同道可参之由申遣其返事云  
 本院御経可参候御自分之経柳菖之足高廣相違無  
 之由此方之も是可取出くらへ見申処高サ二分斗自分ノ  
 足ヒキク候ハハモ一ケタセハク長ヲハ一寸ミジカク候別中御門へ  
 相談候処自分ノ何モ同通云々其上御経ト自分之経ト並候

「二十五丁裏」

- ① 有栖川宮―幸仁親王。後西院(人名家名等解説及び索引八十九頁「新院」)第二皇子。母前大納言正二位清閑寺共綱女新大納言局共子。明暦一(一六五六)年三月十五日生。延宝六(一六七八)年四月五日二品。貞享三(一六八六)年四月廿一日能書方を主上より伝授。元禄元(一六八八)年十二月十六日天仁遠波(てにをは)を仙洞より伝授。同十(一六九七)年五月十四日式部卿。翌十一(一六九八)年七月廿一日入木道(書道)灌頂を仙洞より伝授。同十二(一六九九)年七月十三日一品。同月二十五日薨去、四十四才。↓人名家名等解説及び索引七十三頁
- ② 飛鳥井―前権大納言正二位飛鳥井雅章か。元名雅昭。権大納言從二位雅庸三男。慶長十六(一六一一)年三月一日生。承応四(明暦元、一六五五)年十月十五日入木道伝授を後水尾院(人名家名等解説及び索引一〇二頁「法皇」)より直々に賜る。延宝五(一六七七)年閏十二月十一日從二位。同七(一六七九)年十月十二日薨去、六十九歳。「公規卿記」には、今出川公規(同八十一頁)と雅章とが公務や和歌を通じて親交を持ったことが記される。↓人名家名等解説及び索引七十三頁
- ③ 五分―「分」は長さの単位。「寸」の十分の一。五寸は曲尺なら約1.5センチ、鯨尺なら約1.9センチに相当。「ナカミ」とは経箱に入れる経典のことであろう。筆者は自分の用意した経典と東坊城知長(人名家名等解説及び索引一〇二頁)の用意したそれとを見比べており、筆者の経典のほうが1.5から1.9センチ程度長かったが、それ以外の寸法は違わなかったと云う。書写者や底本が異なることにより、写経の際の行配りがやや違ってくるのであるが、他の本に比べてあまり長すぎたり短すぎたりするのはよろしくないと考えたのであろう。
- ④ 清閑寺ニ頼タル装束猶衣等、云々―筆者公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)が、江戸下向に際して用意すべき衣装の制作を清閑寺熙房(同九十頁)に依頼していたことを云うらしい。徳大寺家本「公規卿記」延宝三年正月八日条によれば、清閑寺は装束に関して高倉大納言永敦(同九十二頁)の「旧キ弟子」であり、公規自身も「弟子」であるとされる。公規は薰物調合について清閑寺に「手代」を依頼していた。装束直衣の準備においても清閑寺の手腕に頼むところが多かったようである。方々―筆者が江戸へ持参する色紙等の製作を依頼していた知恩院御門跡(人名家名等解説及び索引九十三頁)等を云うか。↓十四丁表脚注①
- ⑤ 花短冊―花の絵を下地に描いた短冊で、未使用のものを云うか。色紙―未使用の色紙か。筆者は知恩院門跡(人名家名等解説及び索引九十三頁)等に色紙、短冊等の製作を依頼していた。↓脚注⑤
- ⑥ 源氏詞書―「源氏物語」五十四帖から文言や和歌を抜き書きしたものか。「たしなみ」に江戸へ持参するべく準備したとされる。【参考】宮内庁書陵部所蔵桂宮本「源氏詞書」一冊(霊元天皇編、尾崎兄興写、抜粋、請求記号 20-613-6、書陵部所蔵資料目録・画像公開システム参照)
- ⑦ 古歌仙―三十六歌仙の名歌を抜き書きしたものか。「源氏詞書」(脚注⑥)に同じく「たしなみ」に江戸へ持参するべく準備したとされる。
- ⑧ 短冊六十枚―未使用の短冊六十枚を云うか。筆者は知恩院門跡(人名家名等解説及び索引九十三頁)等に色紙、短冊等の製作を依頼していた。↓脚注⑤
- ⑨ 三代集之歌内拔書三卷―勅撰集である『古今和歌集』『後撰和歌集』『拾遺和歌集』の採録歌の一部を抜き書きして各一巻、計三巻に整えたものか。

事も無之候間其分ニテ子細有間敷候侍候由被進候

(日野・花山院)

又伝奏衆へ可参侍候夕飯後御供可申之由申候間さ様ニ

可有御心得候扱又御頼候装束共出来候間参候由先刻

被仰下候御氣ニ入候ハ如何無心許侍候三月廿九日

如此申来候へとも無心得自分ノ経二分ハカリ足キラセ

申候 後持明院中将書状給候明後弥御発

足之由從京侍候少々御●●可入存候處此比者持病

強様発平心之躰候故無其儀候然者今度御下向

之由候間御用等も候共承候様先延而大澤方へ

申遣候間若於江戸御用等も候ヒ可被仰付候其段者

参候而可申入存候へとも尤之返々付乍●●由以●●

申入候可候三月卅日如此申来候待是候由申遣

今日軫法輪殿院中御暇乞御参之由也

入夜甘露寺○入来是、日光例幣使也從其十九日之

比江戸へ被出云々統目ノ御礼被次被申云々扱今度

次目ノ御礼軫法輪殿 烏丸殿 榎筒殿 甘露寺殿参也

此春内々伝奏ニ被申テハ伊賀守ニ御礼被次申度候由

被申云々甘露寺明日被立候間為暇乞又於江戸

万事可申合之由也

昨日ハ本院御所ハ首尾能御暇致銀ナト拝領忝

候由

「二十六丁表」

⑫ 八景詩歌大色紙―中国大陸で古くからの名勝と名高い瀟湘八景や、それにちなんで名

付けられた日本の近江八景、南都八景等についての漢詩文と、それらの漢詩に寄せて詠

⑬ 十二月歌大色紙―一年十二月の景観の美しさを描いた色紙に、それぞれの景観に寄せ

た和歌を書き込むなどした色紙か。

⑭ 二分―「分」は長さの単位。「寸」(前頁脚注③)の十分の一。二分は曲尺なら約〇.〇セ

ンチ、鯨尺なら約〇.〇センチに相当。

⑮ 一寸―曲尺なら約3.〇センチ、鯨尺なら約3.8センチに相当。

① 二分↓前頁脚注⑭

② 持明院中将―参議正三位持明院藤原基時。寛永十二(一六三五)年九月五日生。延宝元

(一六七三)年十二月廿七日参議。同三(一六七五)年二月廿二(廿一イ)右衛門督。元禄四(一六九一)年十二月十一日正二位。同十二(一六九九)年十二月廿八日權大納言。同十七(宝永元、一七〇四)年三月十日薨去、七十才。↓人名家名等解説及び索引九十四頁

③ 甘露寺中将―参議兼民部卿從三位甘露寺方長か。ただし中将任官については公卿補任、諸家伝共に記載が無い。

方長は慶安元年十二月三日生。延宝元年十二月十七日從三位(正月五日分)。同二年二月八日左大弁を辞す。同三年三月廿八(十八イ)日民部卿を兼ねる。同年十(二一イ)月二日權中納言。天和元年十一月廿二(廿一イ)日權大納言。元禄七年二月十二日正二位(正月五日分)。同年二月廿日薨去、四十七歳。↓人名家名等解説及び索引七十九頁

④ 五条殿―公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)から見て「殿」の尊称を用いるべき人物。前權中納言正二位式部大輔五条為庸か。為庸子息為致は延宝三年に少納言正四位下式部權大輔。

為庸は權中納言從二位為適男。元和五(一六一九)年六月廿三日生。寛文八(一六六八)年正月五日從二位。延宝元(一六七三)年十月八日聽直衣。同五(一六六七(七イ))年七月廿四日權大納言。同年八月十三(二一イ)日薨去、五十九(六十イ)歳。↓人名家名等解説及び索引八十五頁

⑤ 七条三位―左中将從三位七条隆豊。元名隆良。寛永十七(一六四〇)年三月廿六(廿八イ)日生。延宝四(一六七六)年十二月廿三日正三位。天和元(一六八一)年十一月廿一日参議。同三(一六八三)年正月十五日左兵衛督。同三(一六八六)年二月廿八日薨去、四十七才。↓人名家名等解説及び索引八十八頁

(正續) 岡部土佐守 神尾下総守へ伝遣候 本日大方荷ラツ

神女之比巴も為用心持参也 メサセ候

(延宝三年四月一日カ)

禁裏ノ武家也 (成通)

四月 牧野撰津守来留守中用ノ事可承タメ終ニ不得

御意之間参候由申也過分之由申候岡部土佐守神尾

下総守門迄イトマゴイニ来候夕飯後ニ岡部土佐守神

尾下総守牧野土佐守前へ門迄暇ニ行候今朝伝奏

院使上着々々人遣候高倉ハ少申度事可候間夕飯

後可参之由下官も以参可申候間從此方可参候由

申遣候夕飯後先清閑寺へ行向此中装束 (墨滅)

已下肝煎満足暇乞傍ニ参たる由申也留守也

藪へ暇乞ニ行大納言様病氣奥へトヲリニ所中将

三人ナカラニ和候有盆江戸ノ事ト少々不審

相尋候 此内高倉ハ只今藪ニ居ヨシ也下官

所へ可参敷是ニテ可合力ノ由被申別是 (墨滅)

可和之由申藪ニテ逢候 江戸ノヤドハ伝奏

屋ノ由上野社参候時手洗スレバマガトレテ悪

敷候由被申小時ハナシテ暇乞シテタガイニ

帰也徳大寺殿へ暇乞ニ行向入夜三人犬丸殿已上

四人也有盃御暇申帰候中御門入来伝奏衆へ

通スベキヨシ也両伝奏へ令同道帰候

今朝日野大納言入来於江戸諸大夫御目見之

① 牧野土佐守―牧野撰津守 (三行目。人名家名等解説及び索引一〇三頁) の誤りか。

② 藪へ暇乞ニ行大納言様病氣奥へトヲリニ所中将三人ナカラニ和候―「藪」は前大納言正二位藪嗣孝邸。公規(同八十一頁)は四月二日の発足を前に嗣孝邸へ暇乞いに出かけ、「大納言様」こと嗣孝及び「中将」こと子息嗣章の二人と同席し、公規を含めた三人で対面している。

藪嗣孝は権大納言正二位嗣良男。元和五(一六一九)年九月六日生。同十(一六七〇)年九月廿九日権大納言。延宝元(一六七三)年十二月廿六日正二位。天和二(一六八二)年五月廿七日薨去、六十四才。↓人名家名等解説及び索引九十二頁「大納言様」  
藪嗣章は嗣孝男。慶安三(一六五〇)年十月廿日生。貞享元(一六八四)年十二月三十日参議。中将元の如し。同二(一六八五)年正月六日従三位。元禄二(一六八九)年正月七(六イ)正三位。同十一(一六九八)年七月三日薨去、四十九才。↓人名家名等解説及び索引九十四頁「中将②」、同一〇五頁「藪」

③ 徳大寺殿へ暇乞ニ行向入夜三人犬丸殿已上四人也―「徳大寺殿」は公規(人名家名等解説及び索引八十一頁)生家の徳大寺公信(同九十六頁「徳大寺」)・実維(同九十六頁「徳大寺」)【参考②】邸。

「二十六丁裏」

徳大寺家本「公規卿記」の記述から、今出川家に養子として迎えられ家督を継いだ後、公規と徳大寺家の実父及び実兄とは日常的に行き来していたことが知られる。江戸への出立を目前としたこの時期に、禁裏や院、朝廷の同僚への暇乞いをして歩いた後に、夜になってから生家の徳大寺邸を訪問したのである。また、当夜の対面には「三人犬丸殿已上四人」が同席したと云う。「犬丸」(人名家名等解説及び索引七十四頁)は公規実兄徳大寺実維子息公観の幼名であろう。

以上のことから、「三人犬丸殿已上」とは「犬丸」こと公観を最年少とする徳大寺家の貴頭を意味するのであって、「四人」とは彼らに公規を加えた人数を記したものと解せる。



事申候処先是ハヲソクモナキ事ノヨシ何モ可申  
候間下着之節可申之被申事候也入夜中將<sup>(伊季)</sup>  
比巴三ツ教御陪ノ事モ教候

<sup>(延宝三年)</sup>

四月二日今日発足天氣能珍重く從今<sup>①</sup>

日十二日迄ノ間ノ事別有之

御贈経柳莒之寸法自分之経柳莒之寸法先年之義藪<sup>(備考)</sup>

巫相ニ相尋候処為後日経之今度不然今度之寸法右ニアリ

一御贈経<sup>柳莒</sup>高サ九寸 ハゞ老尺五分 長サ老尺六寸但十二本也

一自分贈経ノ柳莒足高サ七寸五分 ハゞ八寸五分 長一尺五寸<sup>但八本</sup>

賄人已下 馳走人家来已下へ遺物ノ事 是モ先年藪下向ノ時ノ

様子藪巫相ニ尋註●也是も今度不然今度之分有左

覚

一賄人 太刀具 一庖人上下三具 一茶堂二人 二歩宛<sup>公義</sup>

一伝奏屋敷留守居二人 同一歩宛

馳走人家来

一家老二人 銀子一枚宛 一肝煎二人上下二具宛 一使番三人同断

一(墨滅) 奏者番二人同断 一膳番三人同断 一歩行五人同断

先年如此候由也

<sup>(延宝三年)</sup>

一四月十日沼津之宿<sup>(高住)</sup>江着京極甲斐守ハ飛脚到

来

「(二十七丁表)

「(裏表紙)

① 従今日十二日迄ノ間ノ事別有之―延宝三年四月二日に京を發足してから十二日迄の間の動静については「別」の文書に記録が有る、との意に解せる。

徳大寺家本「公規卿記」及び謄写本には当該期間中の日記は見当たらない。一方で、

菊亭文庫にはこの度の江戸への道中に心得ておくべき諸事について記したと見られる

「江戸道中自分心得」(京都大学附属図書館所蔵菊亭文庫、整理番号・菊エ19。表紙脚

注③【参考】参照)も伝来する。箇条書きや覚書を転写したと見られる記述が大半であ

り、日次形式による記述は確認できていないが、「江戸道中自分心得」が本書に云う「別」

の文書に該当する可能性については検討を要する。

② 九寸―曲尺なら約27.3センチ、鯨尺なら約35.7センチに相当。

③ 老尺五分―曲尺なら約34.9センチ、鯨尺なら約39.8センチに相当。

④ 老尺六寸―曲尺なら約48.5センチ、鯨尺なら約60.6センチに相当。

⑤ 但十二本也―写経を取める柳箱の脚の本数を云うか。

⑥ 七寸五分―曲尺なら約22.1センチ、鯨尺なら約28.4センチに相当。

⑦ 八寸五分―曲尺なら約25.8センチ、鯨尺なら約32.2センチに相当。

⑧ 一尺五寸―曲尺なら約45.5センチ、鯨尺なら約56.9センチに相当。

## 附・「江戸下向雑々覚」 人名家名等解説及び索引

凡例

- 一、京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「江戸下向雑々覚」（菊エ11）にあらわれる人物の呼称と家名及びその他団体、施設名について解説した。
- 一、人名や家名の内、次の拙著及び拙稿において解説したものについては、既出の内容に大幅な加筆修正を加えて掲載した。

- ・ 『薫集類抄の研究』附・薫物資料集成』、三弥井書店、平成二十四年十二月
- ・ 『徳川林政史研究所所蔵『薫物之方』翻刻』、『薫物書の研究』創刊号、薫物書研究会、平成二十六年四月

・ 「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『薫物秘蔵抄』翻刻』附・『薫物秘蔵抄』人名家名等解説』、『薫物書の研究』、第二号、薫物書研究会、平成二十七年四月

- 一、解説は、書中の人称や呼称を標目として行い、人物の場合は氏名、生没年、享年（数え年）、家系、略歴、号、その他の動静、薫物との関わり並びに「江戸下向雑々覚」翻刻中の掲出先及び掲出時の呼称について記した。家名等の場合はその沿革と翻刻中の掲出先及び掲出時の呼称について記した。なお、格標目に関連する事項が本誌掲載の解題及び本解説に記載される場合は、次のように当該箇所の記載頁数を示して参考に供した。

（例）解説中のある人物について『江戸下向雑々覚』人名家名等解説及び索引の別の頁に関連する解説が記載される場合

…花山院定誠（七十八頁）は、…

…櫛笥中将（八十四頁「櫛笥」）家家僕…

- 一、解説は、氏名など呼称の旧仮名遣いによる五十音順に行った。
- 一、仮名遣いの「ん」及び「む」は「ん」に統一した。
- 一、標目となる呼称には、原則として掲載元の本文における初出のそれを使用した。一般に通用する呼称と異なる場合は、一般の呼称も標目に加え、該当する書中の呼称を示した。

（例）今出川公規 ↓ 公規

- 一、標目の読みは、既存の辞書類において確定された通例及び類例を採集して示した。標記には、歴史的仮名遣いによる音訓に平仮名を、現代仮名遣いによる音訓に片仮名を用いた。

- 一、人物の履歴は『公卿補任』、『尊卑分脈』、『本朝皇胤紹運録』、『歴代編年集成』、『皇年代私記』、『諸家伝』、『系図纂要』、『徳川諸家系譜』並びに『寛政重修諸家譜』の記述に依った。履歴及び伝承及び考察結果の出典、並びに薫物書の所蔵情報やテキストの掲載先については、伝本や典籍により説の分かれる場合等に、必要に応じて併記した。

- 一、標目とした人名家名等の掲出箇所については、丁数及びその表裏及び行数、並びに各箇所における表現を収集して、解説の末尾に次のように記した。

（例）【掲出丁数および表裏】二十五裏（3「飛鳥井」）

## あ行

### 飛鳥井

あすかゐ  
アスカイ

—前権大納言正二位飛鳥井雅章か。元名雅昭。権大納言從二位雅庸三

男。慶長十六（一六一一）年三月一日生。翌十七（一六一二）年正月五日從五位

下。元和五（一六一九）年六月十日元服、從五位下侍從。慶安二（一六四九）年

六月二十八日權中納言。翌三（一六五〇）年正月五日從二位。同五（承応元、一

六五二）年十一月二十六日權大納言。承応三（一六五四）年正月五日正二位。同

年四月四日賀茂伝奏。同四（明暦元、一六五五）年正月二十日これを辞退するも

容れられず、同月二十五日大納言及び賀茂伝奏を辞す。同年十月十五日入木道伝

授を後水尾院より直々に賜る。万治四（寛文元、一六六一）年武家伝奏。寛文十

（一六七一）年九月十日武家伝奏を免ぜらる。延宝五（一六七七）年閏十二月十

一日從一位。同七（一六七九）年十月十二日薨去、六十九歳。（①諸家伝、四（上）、

三七一・三七二頁。②飛鳥井家譜、大日本史料データベース）

徳大寺家本「公規卿記」には、今出川公規（八十一頁）家と雅章家との間に公務

や和歌の催しを通じて行き来があったことが記される。（拙稿「京都大学附属図書

館菊亭文庫所蔵「薫物秘蔵抄」翻刻・附・「薫物秘蔵抄」人名家名等解説」解題参

照、『薫物書の研究』第二号、薫物書研究会、平成二十七年）

【掲出丁数および表裏】二十五裏（3「飛鳥井」）

### 阿部播磨守殿

あへはりまのかみとの  
アヘハリマノカミトノ

—安倍氏從四位下播磨守阿部正能。從四位下豊後守忠秋

（阿部豊後守、七十三頁）養子。実父は修理亮政澄、実母は加藤肥後守清正女。

寛永四（一六二七）年生。承応元（一六五二）年六月二十五日忠秋の養子となる。

同年十二月二十八日從五位下播磨守。延宝元（一六七三）年十二月二十三日老職、

同月二十八日從四位下。同三（一六七五）年五月三日老中稲葉美濃守正則（七十

四頁）に養父忠秋の喪を吊らせる。同五（一六七七）年七月四日致仕。貞享二（一

六八五）年四月十三日卒、五十九歳。

【掲出丁数および表裏】八表（10「阿部播磨守殿」、十表（16「阿部播磨守殿」）

### 阿部豊後守殿

あへふんこのかみとの  
アヘフンゴノカミトノ

—從四位下侍從豊後守阿部忠秋。從五位下左馬頭忠吉二

男。母は松平五郎左衛門康高女。阿部播磨守正能（七十三頁）養父。慶長七（一

六〇二）年生。元和九（一六二三）年七月從五位下豊後守。寛永十（一六三三）

年三月二十三日、松平伊豆守信綱、堀田加賀守正盛、三浦志摩守正次、太田備中

守資宗、阿部対馬守重次等と共に政務の小事を審議、決定する権限を賜る。翌十

一年閏七月二十九日從四位下。慶安四（一六五二）年八月十六日侍從。延宝三（一

六七五）年五月三日卒。七十四歳。

【掲出丁数および表裏】十裏（2「阿部豊後守殿」）

### 有栖川宮

ありすかはのみや  
アリスガワノミヤ

—幸仁親王。後西院（八十九頁「新院」）第二皇子。母前大納言

正二位清閑寺共綱女新大納言局共子。明暦一（一六五六）年三月十五日生。寛文

七（一六六七）年四月八日高松殿を相続。同九（一六六九）年八月二十七日親王

宣下。上卿権大納言從二位花山院定誠（七十八頁）、弁意光、勅別当権大納言從二

位今出川大納言公規（八十一頁）、奉行中将正四位下今城定淳（七十五頁）。翌十

（一六七〇）年八月二十九日新院（八十九頁）御所に渡御。同日兵部卿。同十二

（一六七二）年六月八日称号を有栖川宮と改む。延宝六（一六七八）年四月五日

二品。貞享三（一六八六）年四月二十一日能書方を主上より伝授される。元禄元

（一六八八）年十二月十六日天仁遠波（てにをは）を仙洞より伝授される。同十

（一六九七）年五月十四日式部卿。翌十一（一六九八）年七月二十一日入木道灌

頂を仙洞より伝授される。同十二（一六九九）年七月十三日一品。同月十六日牛

車宣下。同月二十五日薨去、四十四才。号本空院宮。（有栖川宮家系、大日本史料

データベース。科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

「近世禁裏文化圏内における入木道伝授の形成と伝授内容の推移に関する研究」、

研究代表者・中村健太郎、課題番号・23720132）

【掲出丁数および表裏】二十五裏（2「有栖川宮」）

吉岐守 ↓ 堀川吉岐守

和泉守 ↓ 入江和泉守

一寿 ↓ 堀川耆岐守

一柳山城守

いちやなぎましましろうのかみ  
イチヤナギヤマシロノカミ

—河野庶流越智氏一柳直治。藏人直頼一男。母藤原氏支流小出伊勢守吉親女。寛永十九（一六四二）年生。万治三（一六六〇）年十二月

二十八日従五位下山城守。享保元（一七一六）年三月十五日卒、七十五歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（6）一柳山城守（）

稲葉美濃守殿

いなばみののかみとの  
イナバミノノカミドノ

—越智氏河野支流従四位下美濃守稲葉正則。従五位下丹

後守正勝二男。母は稲葉兵庫頭重道養女で後に春日局と号す。元和九（一六一三）

年生。寛永三（一六二六）年十二月二十日母が亡くなり、父方の祖母である春日

局の許に養育される。同十一（一六三四）年二月三日家督を継ぐ。同年十二月二

十九日従五位下美濃守。明暦三（一六五七）年九月二十八日老中。十二月二十七

日従四位下。天和三（一六八三）年閏五月二十七日致仕。元禄九（一六九六）年

九月六日卒、七十四歳。

延宝六（一六七八）年五月に東福門院徳川和子（九十九頁「女院」）の違例に際

して上洛し、六月七日に参内して本院（一〇三頁）、女院御所にも参候。同月八日

に法皇御所へも参候して御水尾法皇（一〇一頁）より盃を賜る。同月十五日に女院

崩御。七月六日の暇乞いに際して皇室の宝物を多数拝領しており、法皇より緞紳家

（貴人）の写した伊勢物語、薫物、束帛を賜った他、御筆の懐紙と修学院焼の陶器

も拝領した。本院からも古筆懐紙の屏風、匂玉丁子風炉等を拝領。翌七日には禁裏

より勅製の薫物、古筆短冊の手鑑、海辺松風の御製の懐紙を賜り、新院（八十九頁）

からは自製の薫物、大覚寺宮随庵筆の三部抄、慈円五首の和歌を賜る。その他、東

福門院の遺言により法皇御製の懐紙新歌仙、手鑑、三部抄、唐木青貝の冠棚の恩賜

に与り、十月二日にも女院の遺物である青貝卓、堆朱香盆、御服三領、香具、薫衣

香、橙の茶入、香合等を拝領したと伝わる。

【掲出丁数および表裏】八表（7）「稲葉美濃守殿」、十表（13）「稲葉美濃守殿」

因幡守

いなほのかみ  
イナハノカミ

「堀川因幡守」（七丁表・4行目）に同じか。続文に、地下役人で

今出川家家僕の一人として見える。父堀川耆岐守（一〇三頁）についても記述が

あり、延宝二（一六七四）年末には既に出家して法名を「一寿」と号したとされ

ることから、耆岐守は堀川正弘こと耆（一）寿に、因幡守はその養子貞弘に比定

する。

堀川貞弘は寛永十二（一六三五）年生。一説に同年二月十五日生とも。実父は八

条殿家司で寛文二（一六六二）年十月二十九日に卒した従四位上玄蕃頭生嶋（平）

秀成。堀川耆岐守正弘は養父。初名武弘。慶安四（一六五二）年名を弘次に改める。

寛永二十（一六四三）年十月三日、新院（八十九頁）讓位の節において九歳の「武

弘」に供奉が仰せつけられ、無位無官の身による供奉と官位の勅許を賜り、口宣案

を下される。正保二（一六四五）年正六位上。同月十一（三とも）日左衛門少尉。

慶安四（一六五二）年二月五日従五位下。明暦元（一六五五）年十二月十五日右衛

門大尉。翌二（一六五六）年正月五日従五位上。寛文元（一六六一）年十二月二十

四日正五位下、兼因幡守。同六（一六六六）年十二月十七日従四位下。同年に名を

貞弘と改める。同十二（一六七二）年十一月二十三日従四位上。延宝八（一六八〇）

年十二月二十三日正四位下。宝永二（一七〇五）年十二月十八日正四位上。享保二

（一七一七）年五月十四日卒、八十二才。（地下家伝・芳賀人名辞典データベース、

国文学研究資料館ホームページ）

【掲出丁数および表裏】七表（2）「因幡守」、4「堀川因幡守」、十七表（3）「此方ノ因幡守」、

十七裏（9）「堀川因幡守」、十九裏（11）「堀川因幡守」※以下、「堀川」は「堀川」の誤り

か。、二十二裏（1）「堀川因幡守」、5「堀川因幡守」

犬丸殿

いぬまるとの  
イヌマルドノ

「犬丸」の呼称は雑色の童子や上流の子息の幼名等として古くか

ら広く用いられた。ここでは今出川公規（八十一頁）実兄の徳大寺実維（九十六

頁「徳大寺殿」）子息の内、延宝三（一六七五）年三月当時に存命した公観の幼名

と見なすのが穏当であろう。

徳大寺公観は実維二男。母家女房。延宝二(一六七四)年正月十一日叙爵。同三年二月二十二日に侍従に任ぜられるも、同年五月二十一日に卒した。系譜類には生年及び享年が伝わらず、幼名についても記載がない。父実維は三歳又は二歳、延宝元年に卒した兄の公逸は二歳の時に叙爵したとされることから推して、公観も二、三歳頃に叙爵した可能性が考えられる。右の推測が正しければ、叙爵の翌年に当たる延宝三(一六七五)年には三、四歳であり、幼名で呼ばれていたと考えてしかるべきである。

なお、徳大寺家本「公規卿記」延宝三年二月二十二日条及びその頭書によれば、この日丸丸及び大寺家・今出川家諸大夫の加階について朝廷より仰せがあり、丸丸は正月十一日分として侍従に叙され、名を公観と称したことも含めて披露されたと云う。

以上のことから、「三名丸丸殿已上」とは「丸丸殿」こと公観を最年少とする徳大寺家の貴顕を意味するのであって、「四人」とは彼らに今出川公規を加えた人数を記したものと解せる。

【掲出丁数および表裏】二十六裏(18「丸丸殿」)

### 今城中納言

いままぢらうごん  
イマキチユウナゴン

—今城(冷泉)定淳。元名為継。権中納言従二位為尚男。

母家女房。寛永十二(一六三五)年二月二十四日生。同十七(一六四〇)年十二月九日従五位下。正保二(一六四五)年十一月二十二日元服、昇殿。同日従五位上侍従。慶安二(一六四九)年正月五日正五位下。同年十一月十三(三とも)日左少将。承応三(二とも)(一六五四(一六四三とも))年正月五日従四位下。同四(明暦元、一六五五)年正月十一日右中将。明暦四(万治元、一六五八)年正月六日従四位上。寛文二(一六六二)年正月五日正四位下。同年十二月二十六日名を定敦と改む。同六(一六六六)年十月二十二日藏人頭。同月十七日正四位上。同九(一六六九)年十二月十八日参議。右中将元の如し。十一(一六七二)年十一月九日従三位(正月五日分)。延宝二(一六七四)年七月五日権中納言。同三(一

六七五)年二月十九日正三位(正月五日分)。同六(一六七八)年九月十六日辞権中納言。同八(一六八〇)年十二月二十三日従二位。天和四(貞享元、一六八四)年十二月十八日新院(八十九頁)御気色により蟄居。貞享五(元禄元、一六八八)年五月二十七日薨去、五十四歳。(諸家伝、十三(下)、九七八頁)

「公規卿記」には、当時の今出川家と今城家との間で「香具ふるい」の貸し借りの行われていた旨が記される。本文は拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『薫物秘蔵抄』翻刻・附・『薫物秘蔵抄』人名家名等解説」(『薫物書の研究』第二号、平成二七年四月、薫物書研究会) 38頁・注一八に抜粋して掲載しており参照されたい。

【掲出丁数および表裏】六裏「15「今城中納言」、二十三表(9「今城中納言」)

### 今出川公規 ↓ 公規

### 今出川経季 ↓ 故右府

### 入江和泉守

いりえいつみのかみ  
イリエイヌミノカミ

僕。三条家諸大夫正五位下和泉守入江則通か。

則通は一条家諸大夫参河守則具朝臣二男。寛永二十(一六四三)年生。承応二(一六五三)年十二月二十二(三とも)日正六位上和泉守。万治元(一六五八)年正月六日従五位下。寛文五(一六六五)年十二月二十三日従五位上。同十一(一六七二)年十二月二十七日正五位下。延宝五(一六七七)年正月十一日没、三十五才。(正宗敦夫『地下家伝』、地下家伝・芳賀人名辞典データベース、国文学研究資料館ホムページ) 翻刻二十一頁「和泉守」に同じ。

【掲出丁数および表裏】五裏(5「入江和泉守」、十七表(3「和泉守」、十七裏(8・16「入

江和泉守)、十九裏(15「入江和泉守」、二十二裏(9「入江和泉守」、二十四表(1「入江和泉守」、二十四裏(2「入江和泉守」、

**上杉伊勢守殿** うえすきいせのかみ  
ウエスキイセノカミ—清和源氏義家流従五位下侍従伊勢守上杉長之。従四位

下侍従長貞一男。母近藤彦九郎用義女。正保元（一六四三）年生。寛文五（一六六五）年九月八日奥高家。同年十一月六日従五位下侍従、伊勢守。法皇御所炎上に際して延宝五（一六七七）年正月四日上洛。同八（一六八〇）年閏八月二日後水院崩御の御法会に上洛。天和三（一六八三）年四月二日務めを辞す。貞享元（一六八四）年二月十四日卒。四十一歳。妻は畠山義里（九十九頁）女。

【掲出丁数および表裏】八裏（5）「上杉伊勢守殿」、十裏（11）「上杉伊勢守殿」

## 上野之（闕）院 ↓ 檀那院／円覚院

### 岡部土佐守

お(を)かへとさのかみ  
オカベトサノカミ

藤原氏為憲流土佐守従五位下岡部正綱。永綱男。母某氏。元和五（一六一九）年生。寛永十四（一六三七）年正月御書院番。承応二（一六五三）年十二月將軍家綱（九十一頁）の仰せにより西城御廐の普請を奉行す。寛文五（一六六五）年有馬松千代頼利の御目付に加わり筑後国久留米に赴く。寛

文十一（一六七二）年二月五日本院御所附となり、のち従五位下土佐守に叙任す。

貞享四（一六八七）年八月七日務めを辞して寄合に列す。元禄五（一六九二）年十

二月五日致仕。同十三（一七九九）年六月十五日卒、八十一歳。

【掲出丁数・表裏（行数）】一裏（6）「岡部土佐守」、二十五表（11）「岡部土佐守」・14「両人

之武家」、二十六裏（1・4・5）「岡部土佐守」※「両人之武家」は本院御所に附属の神尾

下総守（七十九頁）及び岡部土佐守（七十六）を云うか。二十五丁表・脚欄①参照。

### 織田主計殿

おたかすへのかみ  
オダカエノカミ

平氏清盛流従五位下主計頭織田貞置。織田信長九男従五位下左京亮信貞二男。母某氏。元和三（一六一七）年生。寛文三（一六六三）年十二月十九日高家となり、同月二十五日従五位下侍従兼主計頭。延宝元（一六七三）年六月八日禁裏炎上及び同三（一六七五）年十二月朔日本院御所火災の見舞いに御使として上洛。同七（一六七九）年三月十五日務めを辞し、天和二（一六八二）年六月二日致仕。宝永二（一七〇五）年六月二日卒。八十九歳。

【掲出丁数および表裏】八裏（4）「織田主計殿」、十裏（12）「織田主計殿」

## 小野 ↓ 小野（をの）

### 尾張三位中将殿

お(を)はりさんみ(の)ちうしやうどの  
オワリサンミ(ノ)チュウジョウウドノ

—尾張藩第三代藩主徳川綱誠。「尾張中納言殿」（七十六頁）光友一男。母大猷院家光長女千代姫、号靈仙院。承応元（一六五二）年八月二日生。明暦三（一六五七）年四月五日元服。綱義と名乗る。寛文三（一六六三）年十二月二十七日右近衛権中将、従三位。延宝八（一六八〇）年七月朔日、名を綱誠に改む。元禄四（一六九一）年三月二十六日参議。中将如故。同六（一六九三）年四月二十五日家督相続。同年十二月朔日権中納言。同十二（一六九九）年卒、四十八歳。

【掲出丁数および表裏】七裏（14）「尾張三位中将殿」、十一表（10）「同中将（殿）様」※「同

は尾張

## 尾張中納言様 ↓ 尾張中納言殿

### 尾張中納言殿

お(を)はりちゅうなごんの  
オワリチュウナゴノ

—尾張藩第二代藩主徳川光友。従二位権中納言義直一男。母浅野紀伊守幸長女。実母吉田甚兵衛姉於尉、号歛喜院。寛永二（一六二五）年七月二十九日生。同十（一六三三）年十二月二十九日元服、光義と名乗る。同十七（一六四〇）年三月二十九日参議兼右近衛権中将、同年七月十一日従三位。慶安三（一六五〇）年六月二十八日家督相続。承応二（一六五三）年八月十二日正三位権中納言。寛文十二（一六七二）年名を光友に改む。元禄三（一六九〇）年五月四日権中納言、同月十一日従二位。同六（一六九三）年四月二十五日隠居。同十三（一七〇〇）年十月十六日逝去、七十六歳。

【掲出丁数および表裏】七裏（15）「尾張中納言殿」、十一表（9）「尾張中納言（殿）様」※「殿」に「様」を上書き

大沢／大澤殿／大澤兵部大輔殿 ↓ 大澤兵部大輔

大澤右京殿

おほさわはらまやうとの  
オオサワウキョウノ

―続文に「兵部大輔男」とあることから、左少将従四位上

大澤基将（七十七頁「大澤兵部大輔」）一男基恒に比定。母某氏。明暦二（一六五

六）年生。寛文十一（一六七二）年十二月二十三日奥高家。翌十二（一六七二）

年十一月二十八日従四位下侍従兼右京大夫。以後度々御使として上洛。延宝八（一

六八〇）年八月十二日従四位上。貞享四（一六八七）年五月二十五日少将。元禄

十（一六九七）年閏二月二十九日卒、四十二歳。

【掲出丁数および表裏】八裏（6「大澤右京殿 兵部大輔男」）、十裏（14「大澤右京殿」）

大澤兵部大輔

おほさわひやうぶのたいふ  
オオサワヒョウブノタイフ

―藤原氏頼宗流左少将従四位上大澤基将。従四位下右

京亮基重一男。母は近藤助季養女。元和五（一六一九）年生。正保元（一六四四）

年十二月二十九日奥高家、従四位下兵部大輔。同三（一六四六）年十二月晦日侍

従。慶安三（一六五〇）年八月十日家督相続。寛文三（一六六三）年六月三日従

四位上少将。これ以降に後水尾院宸翰大澤の歌の色紙を、東福門院徳川和子（九

十九頁「女院」）より鴨の蒔絵の硯箱に色紙を賜ることあり。延宝六（一六七八）

年七月二十日卒、六十歳。法名性実。妻は大嶋弥三郎吉久女。

【掲出丁数・表裏（行数）】一裏（14「大澤兵部大輔」）、二表（2「大沢」）、六表（16「大沢

兵部大輔」）、六裏（14「大沢兵部大輔」）、七裏（4「大澤」）、八表（18「大沢兵部大輔殿」）、

八裏（6「兵部大輔」）、九表（6「大澤殿」）、8「大沢殿」）、十裏（8「大沢兵部大輔殿」）、

二十三表（9「大澤」）、二十三裏（10「大澤兵部大輔」）、二十六表（9「大沢方」）、

大炊重相

おほひのあしやう  
オオイノアショウ

―権大納言正二位大炊御門経光。後光福寺左大臣経孝（元名

経教）男。母家女房。寛永十五（一六三八）年八月八日生。慶安三（一六五〇）

年七月二十五日正五位下。同日侍従。同五（承応元、一六五二）年五月十四日従

四位下、同日左少将、禁色。寛文三（一六六三）年正三位。同月十二日権大納言。

同年六月十九日神宮伝奏。同六（一六六六）年元日外弁。同八（一六六八）年十

二月二十二日従二位。延宝元（一六七三）年十二月二十六日正二位。同三（一六

七五）年十月十七日右大将を兼ねる。同年十一月六日右馬寮御監。同日拝賀着陣。

同五（一六七七）年十二月二十六日内大臣。右大将如元。翌六年十一月十九日右

大将を辞す。同九（天和元、一六八一）年七月十日内大臣を辞す。元禄三（一六

九〇）年十二月二十六日右大臣。同五（一六九二）年十二月十三日右大臣を辞す。

同七（一六九四）年十月二十三日従一位。同十七（宝永元）年正月十日左大臣。

同月十一日辞退。同年九月六日薨去、六十七才。（諸家伝、四（上）、三五四頁。

出典を「イ」及び「い」として掲載された異文は公卿補任の記述に照らして削除

した。）

【掲出丁数および表裏】十五表（10「大炊重相」）

か行

勘解由小路局

かかげゆこうぢのつぼね  
カケユコウジノツボネ

―不明の人物。三月二十一日付けによる本条において、

筆者である公規（八十一頁）は下向にまつわる何事かについて「勘解由小路局」

に相談するべくこの人物を訪ねたが、神事等の多忙による為であろうか、同月二

十七日に相談を延引したと云う。ただし後文には、二十七日に公規が宿直の番に

あつた為「不申候」とあり、翌日は中御門（九十八頁）と同道して禁裏へ御暇に

参候。二十九日になって本院（一〇一頁）に御暇に伺った折に、江戸へ持参する

べく準備していた経箱について、東坊城前大納言（一〇一頁）や「勘解由小路殿」

の検討に付した旨記される。

内侍所に出仕した宮女の内、寛文元年七月二十三日に卒した参議従二位西洞院時

慶女時子（新内侍局、平内侍）も同じ呼称で呼ばれている。（「基熙公記」同日条、

大日本史料データベース、『後水尾天皇 千年の坂も踏みわけて』、久保貴子、ミネ

ルヴァ書房、平成二十年）

「一局」は「一殿」の誤りであると仮定した場合、以上の経緯から、二十一日に

「勘解由小路殿」に経箱について相談したかったが都合により二十九日に延引した

ものと推察される。本書においては「一殿」とあるべきところを誤って「一局」と書き写されたものと考えておきたい。

【掲出丁数および表裏】十五表(5)「勘解由小路局」

### 勘解由小路殿

かげゆこうぢの  
かてこウジドノ

非参議正三位勘解由小路資忠。権大納言正二位鳥丸光廣末子。母家女房。寛永九(一六三二)年正月六日生。同十五(一六三八)年三月十三日叙爵。正保元(一六四四)年十二月二十二日元服昇殿。同日侍従禁色。同二(一六四五)年正月六日従五位上。慶安二(一六四九)年正月五日正五位上。承応三(一六五四)年正月五日従四位下。同四(明暦元、一六五五)年正月七日治部大輔。同年十月二十六日左衛門佐。明暦四(万治元、一六五八)年正月六日従四位上。寛文二(一六六二)年正月五日正四位下。同六(一六六六)年正月五日(十二月十七日イ)従三位。同十(一六七〇)年正月六日正三位。延宝六(一六七八)年十二月十九日参議。同七(一六七九)年正月十二日参議を辞す。同時薨去、四十七歳。法名宗格。

【掲出丁数および表裏】二十五表(18・20)「勘解由小路殿」※「勘解由小路局」(七十七頁)

参照

### 花山院

くわさんいん  
かさんいん

前大納言正二位花山院定誠。従一位淳貞院左大臣定好三男。母関白従一位左大臣鷹司信尚女。寛永十七(一六四〇)年二月二十六日生。慶安五(承応元、一六五二)年正月五日叙爵。承応二(一六五三)年十二月二十日従五位上。同日侍従。万治四(寛文元、一六六一)年正月五日従三位。左中将元の如し。寛文三(一六六三)年正月十二日權中納言。同年八月七日正三位(正月六日分とも)。同五(一六六五)年八月十日權大納言。同六(一六六六)年五月十日神宮伝奏。同年十一月一日伝奏を辞す。同八(一六六八)年十二月二十二日従二位。延宝元(一六七三)年九月十三日幸智親王家別当。同二(一六七四)年十二月二十九日正二位。同三(一六七五)年二月十九日權大納言を辞す。天和二(一六八二)年十一月十八日大納言に還任。同日右大将。同年十二月二日輔仁親王家別当。同三

(一六八三)年正月六日右馬寮御監。貞享元(一六八四)年十二月十二日内大臣。

右大将元の如し。同二(一六八五)年七月十三日右大将を辞す。同月二十三日隨身兵杖元の如し。同三(一六八六)年三月二十四日内大臣を辞す。元禄五(一六九二)年二(三とも)月二十六日入道、法名自寛(二観とも)。宝永元(一七〇四)年十月二十一日薨去、号文恭院。

延宝三(一六七五)年二月から貞享元(一六八四)年八月まで武家伝奏に任じた。(公卿補任、第四篇、四二―七三頁)「公規卿記」延宝三年二月条には、花山院が新任の伝奏に補される一方で、もう一人の伝奏に予定されていた藪大納言嗣孝(九十二頁)が中風の為任に適わず、前任の日野前大納言(一〇〇頁)弘資がその任を補った由が記される。

【掲出丁数・表裏(行数)】二十五裏(3)「花山院」※伝奏/伝奏衆/両伝奏の解説参照

### 梶井殿 ↓ 梶井御門跡

### 梶井御門跡

かじいごもんせき  
かじいごもんせき

梶井宮(三千院門跡)盛胤法親王。後水尾院第十五皇子。母四辻大納言藤原季継女梶井中納言局。大猷院殿二十五回忌に列席した門跡衆の一人。

慶安四(一六五二)年八月二十二日生。号房(英とも)宮。万治三(一六六〇)年七月二十一日親王宣下。俗名常尹。同年八月二十二(二十七とも)入室得度。寛文三(一六六三)年三月九日一身阿闍梨。同十三(延宝元、一六七三)年四月十日天台座主。延宝五(一六七七)年八月二十一(五月七とも)日天台座主に再任。同八(一六八〇)年六月二十六(二十五とも)日入寂、三十歳。号正法院。(①執次詰所記、②華頂要略、門跡伝、大日本史料データベース、延宝八年六月二十六日条)【掲出丁数および表裏】三表(11)「梶井殿」、三裏(12)「梶井御門跡」、二十五表(16)「梶井御門跡」

### 上野介殿 ↓ 吉良



**神尾下総守** かんおしもつふさのみ—從五位下下総守神尾守政。藤原氏支流。寛永五年に

七歳で將軍秀忠(九十二頁「台徳院殿」)に拜謁。寛文十一年より安房、上総、下総、常陸、下野等の国々を巡見。延宝元年九月十八日本院御所に附属せられ、十二月十六日從五位下下総守に叙任。元禄五年六月二十五日に罷免され小普請となり、同十年七月六日致仕。同十一年六月七日死去、七十七歳。

【掲出丁数・表裏(行数)】二十五表(14「両人之武家」、二十六裏(1・4・5「神尾下総守」)

※「両人之武家」は本院御所に伺候する神尾下総守及び岡部土佐守(七十六頁)を云うか。二十五丁表脚欄①参照。

**烏丸** からすまる—權中納言從三位烏丸中納言光雄。延宝二年に同三年大猷院二十五回忌の女院使に任せられた。

光雄は權大納言正二位資慶男。母は内大臣從一位清閑寺共房女。正保四(一六四七)年三月十二日生。慶安四(一六五二)年正月五日從五位下。明曆一(一六五六)年四月二十五日元服。同日從五位上侍從。万治元(一六五八)年閏十二月二十六日權右少弁。同二(一六五九)年十二月二十五日右少弁。同三(一六六〇)年正月五日正五位下。同年十月二十七日藏人。同日禁色。寛文元(一六六一)年十二月二十四日正五位上。同二(一六六二)年十二月十四日左少弁。同三(一六六三)年八月七日右中弁。同月十日藏人頭。同日從四位下。同年十一月二十日從四位上。同年十二月十四日正四位下に叙されて年中三ヶ度の叙位に与る。同四(一六六四)年閏五月三日正四位上。同六(一六六六)年十一月十五日左中弁。同九(一六六九)年十一月二十三日右大弁。同年同月二十六日参議。右大弁元の如し。同十(一六七〇)年正月五日從三位。同月二十五日左大弁。同十三年正(二ととも)月十九日左大弁を辞す。延宝元(一六七三)年十二月某(十七ととも)日参議を辞す。同二(一六七四)年二月八日權中納言。同三(一六七五)年二月九(二十二ととも)日正二位。同五(一六七七)年五月二十七日賀茂伝奏。同六(一六七八)年八月七日賀茂伝奏を辞す。同八(一六八〇)年正月五日從二位。天和元(一六八一)年十一月二十一日權大納言。同四(貞享元、一六八四)年正月二十七日神宮伝奏。同年八月二十日神宮伝奏

を辞す。貞享二(一六八五)年五月十八日賀茂伝奏。同日これを辞す。元禄元(一六八八)年十二月二十六日權大納言を辞す。同三(一六九〇)年十月二十(十七ととも)七日薨去、四十四歳。

【掲出丁数・表裏(行数)】一裏(1「烏丸」)、二表(10「烏丸」)、二裏(4「烏丸殿」)、三表

(1「烏丸殿」、8「烏丸」)、三裏(11「烏丸」、15「烏丸中納言」)、四裏(9「烏丸」)、五表(3「烏丸」)、五裏(7・9「烏丸」)、七裏(2・5・6・7「烏丸」)、九表(1・1・15「烏丸」)、十表(2「烏丸」)、十二表(11・14・15「烏丸」)、十三表(11「烏丸中納言殿」)、十四表(8「烏丸中納言」)、十六裏(11「烏丸」)、十七表(1「烏丸」)、十七裏(5・9「烏丸」)、十八表(14「烏丸中納言殿」)、十八裏(5「烏丸中納言殿」)、十九表(8「烏丸中納言」)、十九裏(8「烏丸中納言」)、二十一表(2「烏丸」、6「烏丸殿」)、二十二表(3「烏丸中納言殿」、16「烏丸殿(中納言)家」)、二十二裏(5「烏丸殿家」)、二十六表(16「烏丸殿」)

### 烏丸殿／烏丸中納言／烏丸中納言殿 ↓ 烏丸

**甘露寺中将** かんろしちゆうじやう—参議兼民部卿從三位甘露寺方長か。ただし中将任官については公卿補任、諸家伝共に記載が無い。

方長は参議嗣長朝臣男。母家女房。慶安元年十二月三日生。承応元年十一月十六日叙爵。明曆二年十二月二十三日元服、昇殿。同日勘解由次官從五位上。万治三年正月五日正五位下。同年十一月十三日權少弁。寛文二年十二月十四日藏人。同日右少弁禁色。同三年正月十二日正五位上。同年八月七日左少弁。同六年十一月十五日右中弁。同九年十二月二十七日從四位下藏人頭。同月二十八日左中弁(十一月二十三日分)。同十年九月二十九日從四位上(正月五日分)。同月三十日右大弁(正月五日分)。同年十一月九日正四位下。同年十二月二十八日正四位上。同十二年六月八日参議。右大弁元の如し。(以上、公卿補任、寛文十二年条)同十三年正(二ととも)月十九日左大弁。延宝元年十二月十七日從三位(正月五日分)。同二年二月八日左大弁を辞す。同三年三月二十八(十八ととも)日民部卿を兼ねる。同年十(二ととも)

月二日權中納言。民部卿元の如し。同五年五月二十四日〔正月五日とも〕正三位。同六年八月八日賀茂伝奏。同八年四月二十四日伝奏を辞す。同年十二月二十三日從二位。天和元年十一月二十二〔二十一とも〕日權大納言。民部卿元の如し。同二年十一月十八日權大納言を辞す。民部卿元の如し。同三年正月二十五日還任。同月二十六日民部卿元の如し。同三年十一月十七日武家伝奏。貞享元年十二月二十三〔二十七とも〕病により武家伝奏等を辞す。元禄五〔元とも〕年十二月二十六日權大納言に還任。同七年二月十二日正二位〔正月五日分〕。同年二月二十日權大納言を辞す。同日薨去、四十七歳。法名寂圓。）

【掲出丁数・表裏（行数）】二十六丁表（14「甘露寺中将」、16「甘露寺殿」、18「甘露寺」）

## 紀伊中納言様 ↓ 紀伊中納言殿

### 紀伊中納言殿

きいちゅうなごんの  
きいちゅうなごんどの

—紀州藩第二代藩主徳川光貞。初代藩主頼宣一男。母中

川氏。寛永三（一六二六）年十二月十一日生。同八（一六三一）年五月從五位下。同十（一六三三）年九月從四位下常陸介。同十七（一六四〇）年三月右近衛權中將、参議。同年七月從三位。寛文七（一六六七）年五月に藩主となる。翌八年十二月權中納言。同九（一六六九）年正月正三位。元禄三（一六九〇）年五月權大納言從二位。同十一（一六九八）年四月老職。同十五（一七〇二）年五月剃髪して対山と称す。宝永二（一七〇五）年八月八日卒、八十歳。天保三（一八三二）年三月從一位追贈。

【掲出丁数および表裏】七裏（14「紀伊中納言殿」、八表（2「紀伊中納言殿子息」、十一表（1

1「紀伊中納言（殿）様」※「殿」に「様」を上書き）

### 紀伊中納言殿子息

きいちゅうなごんのしやく  
きいちゅうなごんどのしやく

—「紀伊中納言殿」（八十頁）徳川光貞一男綱

教であろう。母伏見宮二品貞清親王女安宮。実母山田氏。寛文五（一六六五）年八月二十六日生。同十二（一六七二）年五月十八日元服。常陸介と称す。延宝四（一六七六）年十二月二十五日從三位左近衛權中將。元禄四（一六九一）年三月

二十六日参議。中将如故。同十一（一六九八）年四月二十二日家督相続。同年十二月朔日權中納言。宝永二（一七〇五）年五月十四日卒、四十一歳。

【掲出丁数および表裏】八表（2「紀伊中納言殿子息」、十一裏（1「御所所之若殿」※「御所所」は紀伊家及び水戸家を云う）

## 菊亭／菊亭殿／菊亭大納言／菊亭大納言殿 ↓ 公規

### 衣笠主水

きぬかさしゅすい  
きぬかさしゅすい

—櫛笥中将（八十四頁「櫛笥」）家家僕。人物の詳細は探索中。

【参考】（一案）治家記録、延宝三年、十一月朔日乙酉ノ條ニ、綱村君入国ノ賀トシテ、櫛笥中将隆慶朝臣ヨリ、仙台マデノ使者ニ、衣笠主水見ユ、櫛笥ノ諸大夫ノ由ナリ、「『伊達騒動実録』、附録、辨妄の一、一三二九頁）

【掲出丁数および表裏】十九裏（5「衣笠主水」）

### 京極甲斐守

きょうごくけいしゅ  
きょうごくけいしゅ

—宇多源氏佐々木庶流京極高住。從五位下伊勢守高盛一男。

実は從五位下飛騨守高直四男。万治三（一六六〇）年生。寛文七（一六六七）年八月二十九日高盛嗣子となり、延宝二（一六七四）年十二月二十七日從五位下甲斐守。宝永六（一七〇九）年六月十二日、先に仙洞（靈元院）、女院（新上西門院鷹司房子）両御所造営に勤めた功により、仙洞より勅製の薫物及び和歌三部抄を賜る。享保十五（一七三〇）年八月十三日卒、七十一歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（10「京極甲斐守」、四表（7「同名甲斐守」、四裏（2「御同姓甲斐守殿」、五表（9「京極甲斐守」、六表（1・5「京極甲斐守殿」、二十七表（19「京

極甲斐守」）

### 京極備中守

きょうごくびちゆうしゅ  
きょうごくびちゆうしゅ

—宇多源氏佐々木支流京極高豊。從五位下刑部少輔高

和二男。母林氏。今出川公規（八十一頁）室宮子は高豊異母姉。

明暦元（一六五五）年生。寛文二（一六六二）年十二月四日に亡父高和の遺領讃岐国丸亀城主となり、所領六万石の内三千石を弟高房に分与。同九（一六六九）年

十二月二十五日従五位下備中守。元禄七（一六九四）年五月十八日卒、四十歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（8・16「京極備中守」、四表（1「京極備中守」、11「京極備中守高豊」、四裏（7「京極備中守殿」、五裏（1「京極備中守」）

極臈きよくらふキョクローフ―蔵人左近将監正六位土御門泰福。大猷院二十五回忌では執蓋御役を拝命した。

泰福は従二位左兵衛督泰重養子。実は泰重二男隆俊男。母家女房。承応二（明暦元とも）（一六五三、一六五五とも）年六月十八（二十とも）日生。寛文十（一六七〇）年十一月二十六日元服。同日蔵人左近将監禁色、正六位上。延宝八（一六八〇）年七月十六日従五位下。同月二十一日兵部少輔。天和元（一六八一）年十一月二十一日従五位上。同二（一六八二）年十二月二十九日陰陽頭。同三（一六八三）年正月五日正五位下。同年二月九（十とも）日春宮少進。貞享三（一六八六）年十二月二十八日従四位下。元禄三（一六九〇）年十二月二十六日従四位上（正月五日分）。同七（一六九四）年十二月二十五日正四位下。同十一（一六九八）年十二月九日従三位。宝永二（一七〇五）年正月五日正三位。正徳四（一七一四）年二月六日従二位。享保二（一七一一）年六月十七日薨去、六十三歳。（諸家伝、十四（下）、一〇〇六頁）『諸家伝』記載の享年によれば、生年は『公卿補任』に云う明暦元（一六五五）年が正しい。

【掲出丁数・表裏（行数）】二表（10「極臈」、二裏（7「土御門殿」、三表（3「土御門殿」、九表（10「土御門」、十三表（12「極臈」、十四表（9「極臈」、十六裏（11「極臈」、十七裏（10「極臈」、十八表（15「土御門極臈」、十八裏（6「土御門極臈」、十九表（1「極臈」、十九裏（1「土御門極臈」、二十一表（3・11「極臈」、二十二表（9「土御門極臈殿」）

吉良きら―上野介従四位上侍従吉良義央（よしなか）。侍従従四位上若狭守義冬一男。母は酒井紀伊守忠吉女。寛永二十（一六四三）年生。明暦三（一六五七）年十二月二十七日従四位下侍従、上野介。寛文三（一六六三）年二月十九日従四位上。

同八（一六六八）年家督相続。同月二十五日、父義冬の遺物である土佐光信筆の画卷物を献ず。延宝八（一六八〇）年十月二十八日左少将。天和三（一六八三）年三月七日より大澤右京大夫基恒（七十六頁）、畠山義里（九十九頁）と共に交代で直月を務める。元禄十四（一七〇二）年三月十四日榮中にて浅野内匠頭長矩に刀を振るわれ負傷。同月二十六日務を辞して寄合に列す。同年十二月十二日致仕。翌十五（一七〇二）年十二月十五日、浅野長矩旧臣等が居宅へ乱入して殺害される。六十二歳。

【掲出丁数・表裏（行数）】二表（2「吉良」、四裏（14「上野介殿」、五表（1「吉良上野介」、15「吉良上野介義央」、五裏（8「吉良」、六表（9「吉良上野介殿」、八裏（1「吉良上野介」、九裏（6・8「吉良殿」、十裏（9「吉良上野介殿」）

### 吉良上野介／吉良上野介殿／吉良上野介義央／吉良殿 ↓ 吉良

公規きんのり―権大納言正二位今出川公規。右大臣正二位経季（八十五頁「故右府」）嗣子。養母は京極高次養女、従五位下内膳正氏家行広女。実は前右大臣従一位徳大寺公信（九十六頁「徳大寺殿」）二男。実母は岩国領主吉川内蔵助広正女。寛永一五（一六三八）年正月二日生。承応二（一六五三）年正月五日正五位下。同年二月一三日聴禁色、元服。同月二九日又は九日従四位下、一六歳。同三（一六五四）年二月二六日又は二一日左中将。万治二（一六五九）年二月二二日又は正月五日従三位。同三（一六六〇）年又は二年二月二四日権中納言。寛文三（一六六三）年正月一二日又は六日正三位。同四（一六六四）年五月一日権大納言。同三（延宝元、一六七三）年二月二六日正二位。延宝六（一六七八）年一月一九日権大納言に右大将を兼ねる。同八（一六八〇）年白馬外弁。東照宮奉幣發遣上卿。將軍宣下上卿。遺詔奏上卿。天和二（一六八二）年一月一日転左大将。同三（一六八三）年正月一三日任内大臣。元禄五（一六九二）年二月一三日任右大臣。同七（一六九四）年一〇月二三日叙従一位、五七歳。同二〇（一六九七）年一〇月二五日薨、六〇歳。号一林院、一林院右大臣。同月二九

日に今出川家の菩提寺である本国寺に葬られた。

公規が嗣子として迎えられた菊亭家こと今出川家には、薫物の秘方秘説を写した秘伝書の類がまとまった形で伝来しており、専修大学図書館と京都大学附属図書館に収蔵される菊亭文庫本の一部として分置される。管見に、識語等に書写年次の明記される文書の大半は、公規が今出川家に迎えられてから薨去するまでの間に書写が終えられたと伝わるものである。それらの内、薫物の秘方秘説を類纂した京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「薫物秘蔵抄」及び「薫物合様」各一卷は、公規が寛文年間に類纂した可能性が高いと見られる秘伝書である。これらの内容によれば、公規の生家徳大寺家（九十六頁「徳大寺殿」）には鎌倉時代の当主であり後徳大寺左府と呼ばれた実定が写したとされる薫物の秘伝書が伝来しており、そこには平安時代の公卿で合香家としても知られた藤原公任が考案ないし所持したとされる六種類の薫物方七点が載録されたと云う。

また、徳大寺家に伝来して現在は東京大学史料編纂所に収蔵される公規の日記「公規卿記」の記事によれば、公規は寛文五（一六六五）年までに薫物書の古筆一卷及び一冊を伝承しており、室町時代の合香家による自筆と、後者は由緒の不明な古本であったと云う。同年七月にこれら二点の貴重書を皇室に献上することとなり、代わりに後水尾法皇（一〇一頁）と後西院（八十九頁「新院」）によりそれぞれ書写された辰翰一卷及び辰筆一冊の下賜に与るといふ栄誉に浴している。他日の条には、公規が手づから薫物を調合して幕府大名に分け与えたり、薫物調合の道具類を他家の求めに応じて貸し与えたり、朝廷の御使として江戸に下向する際の贈答品として薫物を調合したりしたことも記されている。それらの記述の内、御使として薫物を準備した件は延宝三（一六七五）年三月の日記に言及されるが、詳細は京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「江戸下向雑々覚」一冊の同月条を中心とする箇所記述されることが明らかになった。「江戸下向雑々覚」には、本院使の公規が法皇使に新院使を兼務した中御門資熙（九十八頁「中御門」）と共同で合香を行い、清閑寺熙房（九十頁）が彼らの補佐を務めたことや、これらの薫物の贈り先や調合した薫物の種類、分量等について詳しく記されている（本稿

解題及び翻刻参照）。

公規は、薫物の貴重な古書が伝来する家系に生まれてそれらを相伝し、合香の故実に精通するのみならず、朝廷の代理として薫物を調合するだけの確かな技能と優れた嗅覚を兼ね備えていた。公規は江戸時代前期の朝廷を代表する合香の名家、「合香家」と呼ばれるだけの素養を持ち、それに相応しい業績を残した人物と評価できよう（以上、公規の薫物についての閩歴は拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『薫物秘蔵抄』翻刻・附・『薫物秘蔵抄』人名家名等解説」『薫物書の研究』第二号、薫物書研究会、平成二七年四月発行）参照）。

【掲出丁数・表裏（行数）】表紙（2「本院使」、一表（2「本院使」、6「予」、14「公規」、二表（4・7・10「予」、二裏（2「菊亭殿」、2「本院使」、16「菊亭殿」、三表（5「予」、14「院使」、三裏（1「予」、6「本院使」、10「菊亭」、四表（1「下官」、7「貴公様」、13「菊亭大納言様」、四裏（1「下官」、6「公規」、五表（7「院使」、17「菊亭大納言様」、五裏（6「予」、六表（1「本院使」、8「公規」、11「菊亭」、六裏（4「御使」、8「院使」、13「公規」、七表（2「予」、七裏（1・5「予」、九裏（4「自分」、十表（3「貴公」、十二表（15「予」、十三表（11「予」、16「院使」、十四表（2・8・12「予」、十六表（8「菊亭殿」、十六裏（8「下官」、11「予」、十七表（1「予」、十七裏（9「予」、十八表（13「菊亭大納言殿」、十八裏（4「院使」、十九表（7「菊亭大納言」、7「本院使」、10「自分」、十九裏（10「菊亭大納言」、二十裏（4・7・12「下官」、5・10「愚亭」、11「六人」の内の一人、15・16「予」、二十一表（2「予」、二十一裏（9「菊亭大納言」、二十二裏（1・3「菊亭殿家」、二十三裏（9「院使」、二十四表（7「予」、二十五表（4「予」、二十五裏（5・14・16・19・21（2件）「自分」、二十六表（5「自分」、二十六裏（7「院使」、8・13「下官」、二十七表（6・9「自分」）

### 禁裏

きんりー第一二三代靈元天皇。後水尾天皇第一九皇子。母は正二位贈左大臣園基

音女新広義門院国子。承応三（一六五四）年五月二十五日生。幼名高貴宮（あてのみや）。明暦四（万治元、一六五八）年正月二十八日識仁の名を賜り親王宣下、

二品に叙される。寛文元年正月十五日禁裏炎上により識仁親王御所も焼亡。妙法院に行幸の後、二月十八日伏見宮に遷宮。翌二年五月十二日仮宮に遷り、同年十二月十三日元服。翌三年正月二十六日後西院（八十九頁「新院」）より讓位されて土御門殿にて受禪。同年四月二十七日新殿にて即位。同十三（一六七三）年再び禁裏炎上。近衛基熙邸に行幸して皇居となし、同年七月十二日仮殿に渡る。貞享四（一六八七）年三月二十一日東宮朝仁親王（東山天皇）に讓位。正徳三（一七一三）年八月十九日落飾、法名素浄、戒師道仁親王。享保十七（一七三二）年八月六日崩御、七十九歳。同日遺詔により靈元院と追号された。

近年の調査研究により、靈元天皇が延宝年間から貞享年間にかけて、皇族や公武の臣下に対して匂袋を含む薫物を、頻繁かつ定期的に下賜したことが明らかとなった（本間洋子『中世後期の香文化：香道の黎明』、思文閣出版、平成二十七年）。

管見によれば、靈元天皇は寛文十二年三月から四月にかけて禁中にて「黒方」、「玉椿」、「花橘」という三種の薫物を調合しており、その手伝いとして、天皇の異母妹で近衛基熙に降嫁していた品宮常子内親王が召し出された他、女一宮や女御を始めとした皇族の女性方も合香に加わっている。翌十三年には禁中へ後水尾法皇（一〇一頁）が御幸になり、和合した香具を型押する等して乾燥させた「ほし（干、保志）」と呼ばれる種類の調合を、法皇自ら天皇に伝授したことも分かっている（東京大学史料編纂所所蔵謄写本「无上法院殿御日記」）。また、讓位後の宝永五（一七〇八）年には靈元上皇が禁裏に御幸して東山天皇に薫物を伝授したとされる（「院中番衆所日記」、「仙洞女房日記」）。靈元天皇が以上の合香活動において相伝、蒐集し抛り所としたはずの秘方秘説については探索中である。東山御文庫所蔵「後水尾天皇薫物調合御覚書」（請求記号：ニ三―ト―二―20）には、「靈元院御覚書御反故」の逸文として、香葉「貝（甲香）」及び「薫陸」を、薫物に処方する場合の加減やその効果に関する説が伝来する。

靈元天皇は、現在までに判明している合香活動の比較的初期の段階において、親族の手伝いや相伝を受けながら薫物を調合していた。延宝年間以降に行っている匂袋の下賜は多方面に対して行われており、相当量を要したものと理解できる。

讓位後に、皇子の東山天皇に対して薫物を伝授していることから、在位中の多忙な合香活動により、靈元天皇の合香家としての知識や技能が洗練されていた可能性をうかがわせる。また、皇室における親族間の薫物相伝が継続して行われていることから、皇室における皇族を主体とした薫物の流派の存在及びそれを皇統において存続させんとする意欲が推察され、これらについても検討を要す。

靈元天皇は、当時の皇室において代表的な合香家たる素養と技量を備えた人物として評価できよう。靈元天皇の調合した薫物の処方や調合法の詳細については探索中であるが、後水尾法皇や後西院（八十九頁「新院」）を始めとした同時代の天皇に同じく、秘方秘説を載録した秘伝書等を蒐集、類纂していた可能性が高い。

【掲出丁数および表裏】二表（4「於禁裏」、16「勅使」、三表（14「勅使」、三裏（4「勅使」、四表（6・17「勅使」、五表（6「以禁裏院中御安全」、五裏（10「年頭之御使」）、四表（6・17「勅使」、五表（6「以禁裏院中御安全」、五裏（10「年頭之御使」）、六裏（4「御使之衆」、十三表（16「勅使同院使」、十六裏（12「禁裏御徳日」、十九表（5「勅使」、二十表（5「禁裏三奉仕二付」、二十裏（14「禁裏江御暇乞被参」、二十三裏（9「勅使院使」、二十五表（4「禁裏へ御暇二参候」、二十五裏（1「禁裏ノ女御」、二十六裏（3「禁裏ノ武家」）

### 九鬼和泉守

くまのすみののかみ  
くきいずみののかみ

藤原氏支流従五位下和泉守九鬼隆律（たかのり）。従五位

下長門守隆昌一男。実は松平相模守（池田）光仲三男。母上野氏。明暦三（一六五七）年因幡国鳥取に誕生。寛文九（一六六九）年六月二十八日、隆昌卒去により養子となり、隆昌女（松平石見守（池田）輝澄所生）を室とする。同年九月六日遺領の摂津三田藩を継ぐ。同月二十五日、初めて嚴有院殿徳川家綱（九十一頁）に拝謁し、父の遺物の刀劍備前長光を献上。同十一（一六七二）年十二月二十八日従五位下和泉守。延宝三（一六七五）年四月二十六日初めて封地の摂津三田藩へ赴く暇を賜る。貞享三（一六八六）年六月六日卒、三十歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（5「九鬼和泉守」）

### 九鬼大隅守

くまのすみののかみ  
くきオオスミノノカミ

藤原氏支流従五位下大隅守九鬼隆常か。大隅守には「江

戸下向雑々覚」延宝二（一六七四）年十二月二十日条から七日後の同月二十七日に任ぜられた。

隆常は従五位下式部少輔隆季一男。母某氏。正保三（一六四六）年生。延宝二年十一月十六日に家督を相続し、同月二十七日従五位下大隅守。元禄十一（一六九八）年四月一日卒、五十三歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（11「九鬼大隅守」）

榊 将（八十四頁）と共に執綱御役を拝命した。

榊 隆慶は左少将正五位下隆胤（早逝）猶子。実は権中納言従二位園池宗朝三男。母

家女房。承応元（一六五二）年四（十とも）月十四日生。明暦四（万治元、一六五八）正月五（六とも）日叙爵。寛文二（一六六二）年十二月二十七日元服昇殿。同日従五位上侍従。同六（一六六六）年十二月十七日正五位下。同年十二月十七日左

権少将。同十（一六七〇）年正月五日従四位下。同月十一日左中将。延宝二（一六七四）年正月五日従四位上。同七（一六七九）年正月五日正四位下。天和三（一六八三）年八月二十三（十二月二十七とも）従三位（正月五日分）。貞享四（一六八七）年二月二十九日右兵衛督。元禄元（一六八八）年十二月二十六日参議。右兵衛

督旧の如し。同二（一六八九）年正月七（五）日正三位。同九（一六九六）年十二月二十八日参議及び右兵衛督の両官を辞す。同十（一六九七）年十二月二十六日權

中納言。同十一（一六九八）年十二月二十七日従二位（正月五日分）。同十四（一七〇一）年十月十六日權中納言を辞す。宝永四（一七〇七）年五月一日名を隆賀に

改む。同六（一七〇九）年三月十九日權大納言。同八（正徳元、一七一）年二月四日權大納言を辞す。同年七月二十四日正二位。享保八（一七二三）年二月一日内

大臣。同月四日未拝賀のままこれを辞退。同九（一七二四）年六月六日従一位。同

十三（一七二八）年十二月五日出家。成足院は空と号す。同十八（一七三三）年七

月十四日薨去、八十二歳。廢朝三日。

【掲出丁数・表裏（行数）】二表（10「榊」、二裏（6「榊殿」、三表（2「榊」、四裏

（15「榊殿」、九表（10「榊殿」、十表（1「榊」、十三表（11「榊殿」、十

四表（9「榊中将」、十六裏（11「榊」、十七表（1「榊」、十七裏（10「榊」、

十八表（14「榊中将殿」、十八裏（5「榊中将殿」、十九表（10「榊中将」、十九

裏（4「榊中将」、二十一表（3「榊」、11「榊殿」、二十二表（6「榊中将殿」、

二十六表（16「榊殿」）

榊中将／榊中将殿／榊殿 ↓ 榊

久世中将 久世中将 ↓ 久世

久世大和守殿 久世大和守殿 ↓ 久世

三左衛門廣宣三男。母は今出川家臣奥原日向守経重女。慶長十四（一六〇九）年

生。寛永十三（一六三六）年十二月二十九日従五位下大和守。寛文二（一六六二）

（15「榊殿」、九表（10「榊殿」、十表（1「榊」、十三表（11「榊殿」、十

四表（9「榊中将」、十六裏（11「榊」、十七表（1「榊」、十七裏（10「榊」、

十八表（14「榊中将殿」、十八裏（5「榊中将殿」、十九表（10「榊中将」、十九

裏（4「榊中将」、二十一表（3「榊」、11「榊殿」、二十二表（6「榊中将殿」、

二十六表（16「榊殿」）

榊中将／榊中将殿／榊殿 ↓ 榊

久世中将 久世中将 ↓ 久世

久世中将 久世中将 ↓ 久世

久世大和守殿 久世大和守殿 ↓ 久世

三左衛門廣宣三男。母は今出川家臣奥原日向守経重女。慶長十四（一六〇九）年

生。寛永十三（一六三六）年十二月二十九日従五位下大和守。寛文二（一六六二）

【掲出丁数・表裏（行数）】二表（11「久世中将」、二裏（5・14「久世殿」、十二表（13

「久世」、十三表（11「久世殿」、十四表（8「久世中将」、十六裏（11「久世」、十九

表（9「久世中将」、十九裏（5「久世中将」、二十一表（2「久世」、10「久世殿」、二

十三表（1「久世中将」） ※八表（8「久世大和守殿」）は武家の別人。八十四頁参照。

久世殿／久世中将 ↓ 久世

久世大和守殿 久世大和守殿 ↓ 久世

三左衛門廣宣三男。母は今出川家臣奥原日向守経重女。慶長十四（一六〇九）年

生。寛永十三（一六三六）年十二月二十九日従五位下大和守。寛文二（一六六二）

【掲出丁数・表裏（行数）】二表（10「榊」、二裏（6「榊殿」、三表（2「榊」、四裏

（15「榊殿」、九表（10「榊殿」、十表（1「榊」、十三表（11「榊殿」、十

四表（9「榊中将」、十六裏（11「榊」、十七表（1「榊」、十七裏（10「榊」、

十八表（14「榊中将殿」、十八裏（5「榊中将殿」、十九表（10「榊中将」、十九

裏（4「榊中将」、二十一表（3「榊」、11「榊殿」、二十二表（6「榊中将殿」、

二十六表（16「榊殿」）

榊中将／榊中将殿／榊殿 ↓ 榊

久世中将 久世中将 ↓ 久世

年二月二十二日若年寄。翌三（一六六三）年八月十五日老職。同年九月二十二日從四位下。同十（一六七〇）年十二月二十九日侍從。延宝二（一六七四）年八月十四日、同三年に東叡山（九十六頁）において行われる大猷院殿二十五年忌の奉行を拝命。同七（一六七九）年六月二十五日卒、七十一歳。

【掲出丁数および表裏】八表（8「久世大和守殿」、十表（14「久世大和守殿」）

愚亭 ↓ 公規

公方様 ↓ 大樹

黒田甲斐守 くろたがいのかみ — 宇多源氏佐々木庶流黒田長重。從五位下甲斐守黒田長興一

男。母は佐竹修理大夫義隆女。父方の祖母は徳川家康養女栄姫。万治二（一六五

九）年生。延宝元（一六七三）年十二月二十八日從五位下甲斐守。寛永七年十月

二十九日卒、五十二歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（4「黒田甲斐守」）

家僕兩人 ↓ 丹後守／因幡守

故右府 こさふ — 正二位右大臣今出川経季。元の名宣季。権中納言從二位季持男。母権

大納言正二位親綱女。文禄三（一五九四）年十一月二十日生。寛永五（一六二八）

年正月六日正二位。同六年月日、名を経季に改める。寛永二十一（正保元、一六

四四）年武家伝奏。同年十一月二十六日除服宣下。軽服也。慶安二（一六四九）

年に院別当を兼ねる。同五（一六五二）年二月九日任右大臣。同日薨去、五十九

歳。

【掲出丁数および表裏】六裏（18「故右府」、七表（3「故右府」）

御自分 ↓ 本院

五条殿 ごじょうどの — 筆者の今出川公規（八十一頁）から見て「殿」の尊称を用いるべ

き人物。前権中納言正二位式部大輔五条為庸か。為庸子息為致は延宝三年に少納言正四位下式部権大輔。

為庸は権中納言從二位為適男。母は福嶋正則弟の掃部頭孝治（寛政重修諸家譜に

「高晴」二女。元和五（一六一九）年六月二十三日生。寛永四（一六二七）年十

二月十三日穀倉院学問料を給はる。同八（一六三二）年十一月二十八日元服。同日

文章得業生。同年十二月十五日献策。同月十八日從五位下、侍從。同十（一六三三）

年正月五日從五位上。同十四（一六三七）年正月五日正五位下。同十七（一六四〇）

年十二月九日文章博士。同十八（一六四二）年正月五日從四位下、侍從元の如し。

同月十一日少納言、侍從元の如し。同十九（一六四二）年二月二十日大内記。同日

博士を辞す。同二十（一六四三）年十一月十五日御侍読。同月二十八日、侍読の賞

として冠に懸緒を賜う。同二十一（正保元、一六四四）年正月五日從四位上。正保

五（慶安元、一六四八）年正月五日正四位下。承応三（一六五二）年四（五とも）

月二十八日式部権大輔。同年十二月二十二（二十一とも）從三位。同四（一六五三）

年正月二十五日大学頭。明暦四（万治元、一六五八）年正月六日正三位。万治二（一

六五九）年正月十一日参議、式部権大輔元の如し。寛文三（一六六三）年六月十一

日式部権大輔を辞す。同六（一六六六）年十二月二十三日権中納言。同七（一六七

七）年正月十三日勅授帶劔。同八（一六六八）年正月五日從二位。延宝元（一六七

三）年十月八日聴直衣。同年十二月二十七日正二位。同月二十九日辞権中納言。同

二（一六七四）年十二月二十八日式部大輔。同五（六とも）（一六六七（七とも））

年七月二十四日権大納言。同年八月九日権大納言を辞す。同月十三（二とも）日薨

去、五十九（六十とも）歳。

【掲出丁数および表裏】二十六表（19「五条殿」）

小ひめ殿 こひめどの — 今出川公規（八十一頁）長女小姫。「江戸下向雑々覚」及び「公

規卿記」延宝二、三年日次によると、同二年六月頃から翌年春頃まで不食（ふじ

き）の病のため養生している。一丁裏に「病人」の平癒について記述がある他、

同年十二月二十日条には「小ひめ殿御気色許御快癒」云々（四丁表）とある。  
徳大寺家本「公規卿記」寛文六（一六六六）年日記の表紙裏には、禁裏以下の皇族及び將軍並びに公規家の人々年齢及び衰日について、次の記述が伝わる。

寛文六 丙午 曆

禁裏御歳十三 午 御衰日 己未

法皇御歳七十一 申 御衰日 辰戌

本院御歳四十四 亥 御衰日 辰戌

新院御歳三十 己 御衰日 卯丙

女院御歳六十 未 御衰日 己未

大樹御歳二十六 巳 御衰日 子午

予歳二十九 寅 衰日 己未

妻歳二十六 巳 衰日 子午

伊季歳七 子 小姫歳八 亥 将姫歳五 寅

右によれば、寛文六年の公規家には小姫と将姫という姉妹の姫君があり、延宝二年に小姫は十六歳、将姫は十四歳であった計算となる。また、徳大寺家本「公規卿記」延宝二年二月二日条には、幕府若年寄堀田正俊が長女の小姫を見舞いに今出川家に来訪した旨が記される。

『系図纂要』今出川家系譜には公規息女として水戸藩第三代藩主徳川綱條室季君しか記載されないが、『徳川諸家系譜』水戸徳川家系譜には季君の他に綱條養女として公規実子とされる益姫の名も記載される。益姫は元禄三（一六九〇）年八月二十日生。松平播磨守頼明に嫁したが、正徳二（一七一二）年二月二十七日に二十三才で卒した。（徳川諸家系譜、第二、二五四頁）公規正室で伊季らの母である京極高和女は、天和三（一六八三）年十二月八日に亡くなっていた。

益姫は高齢の公規が側室等との間に儲けた庶子であり、公規の薨じた元禄十（一六九七）年から遠からざる時期に水戸徳川家養子となり、姉の手元で養育された

可能性を検討すべきかと考える。季君が小姫と将姫のいずれかに該当し、姉妹の内一人が成人前に亡くなった可能性も含めて、公規家の家族構成を解明するには、公規の日記を含む関係資料の調査に基づく諸系譜の検証を要する。

【掲出丁数および表裏】一表（6、「予息女」）、一裏（5、「病人」）、四表（2、「小ひめ殿」）、十五裏（小姫）

#### 五味藤九郎

こみたくろう 藤原氏秀郷流五味藤九郎豊旨（とよむね）。従五位下備前守

五味豊直二男。母は塚原次左衛門昌重女。正保三（一六四六）年七月六日御小姓組に列す。寛文三（一六六三）年十二月十一日兄政長が父に先立ちて死するにより家督を相続。同四（一六六四）年四月九日御代官。延宝八（一六八〇）年十月十七日洛中に死す。

【掲出丁数および表裏】二十二裏（8・9「五味藤九郎」、10「藤九郎」、二十三表（6・7「藤

九郎」）

#### 小出備前守

こいでひせんのかみ 藤原氏支流従五位下備前守小出英安。従五位下修理亮吉

重一男。母は有馬玄蕃頭豊氏女。寛永十四（一六三七）年生。寛文六（一六六六）年十二月二十八日従五位下備前守。延宝元（一六七三）年十二月十二日到家督を継ぐ。延宝三年に卅八歳。元禄四（一六九二）年十二月二十六日卒、五十五歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（13「小出備前守」）

#### 御両所之若殿 ↓ 水戸少将殿／紀伊中納言殿子息

#### 御老中

ころうぢゆう 江戸幕府老中衆。本書に記された覚書には、延宝二年末の老中衆

として酒井雅楽頭（八十七頁）、稲葉美濃守（七十四頁）、久世大和守（八十四頁）、土屋但馬守（九十五頁）、阿部播磨守（七十三頁）、酒井河内守（八十七頁）、阿部豊後守（七十三頁）の七名が記される。以上の内、阿部豊後守は寛文六年に老中



を退いており、また実際は井伊掃部頭直澄が老に任じていた。東照宮二十五年忌の実務については、井伊掃部頭に代わって前任の阿部豊後守が代行したか。

【掲出丁数および表裏】五裏(13「御老中」、八表(5「老中」※阿部豊後守を除く六名を記載、

11「末老中」※酒井河内守)、十表(11「御老中」)

### 権現様

こんげんさま  
ゴンゲンサマ

—東照大権現。江戸幕府初代將軍従一位太政大臣家康を神格化して

云う。元和二(一六一六)年四月十七日に病死、七十五歳。

慶安元(一六四八)年は東照宮臨時奉幣發遣の年に当たり、翌二年には東照宮三

十三回忌が催された。徳大寺家本「公規卿記」慶安元年(実は寛文五年)日記(請

求記号：40—7—04)には、慶安元年六月二十日に上使の吉良若狭守義冬へ禁中、

院中から下された金品の覚書が記載される。

【掲出丁数および表裏】七表(11「権現様」、七裏(11「東照宮」、十一表(4「東照宮」)

## さ行

### 酒井雅楽頭殿

さかあうたのかみとの  
サカイワタノカミトノ

—清和源氏義家流松平別流従四位上雅楽頭酒井忠清。従

四位下阿波守忠行一男。母は松平隠岐守定勝女。寛永元(一六二四)年生。同十

五(一六三八)年十二月十六日従五位下河内守。同十七(一六四〇)年東照宮二

十五年忌の日光山詣に供奉。慶安四(一六五二)年十月十五日少将に任ぜられ、

雅楽頭にあらたむ。承応二(一六五三)年閏六月五日、老中の上首を命ぜられる。

寛文六(一六六六)年三月二十九日大老。天和元(一六八一)年五月十九日卒、

五十八歳。

【掲出丁数および表裏】五裏(13「御老中」、八表(6「老中」※酒井雅楽頭殿)、十表(12

「御老中」・「酒井雅楽頭殿」)

### 酒井河内守殿

さかあかはちのかみとの  
サカイカワチノカミトノ

—清和源氏義家流松平別流酒井忠孝(ただたか)。従四

位上雅楽頭忠清(八十七頁「酒井雅楽頭殿」)一男。母は松平越中守定綱女。慶安

元(一六四八)年生。寛文元(一六六一)年十二月二十七日従五位下河内守。同  
五(一六六五)年十二月二十七日従四位下。同十(一六七〇)年十二月二十九日  
侍従。天和元(一六八一)年二月二十七日家督を継ぐ。元禄十一(一六九八)年  
二月十八日雅楽頭にあらたむ。翌十二(一六九九)年八月九日、藤四郎吉光等の  
短刀及び小倉色紙、大燈の墨跡を献じて金五千両を賜う。宝永二(一七〇五)年  
二月十五日少将。同年十一月致仕。勘解由にあらたむ。享保五(一七二〇)年十  
一月十三日卒、七十三歳。

【掲出丁数および表裏】八表(11「酒井河内守殿」、十裏(1「酒井河内守殿」)

### 三条前右府／三条殿 ↓ 転法輪

### 三条大納言

さんてうたいなごん  
サンジョウタイナゴン

—七丁裏面に延宝二年当時に神宮伝奏であつた由の記さ

れることから、転法輪三条実通に比定する。転法輪前右府公富(九十五頁「転法

輪」)男。母家女房。慶安三(一六五〇)年十二月六日生。明暦元(一六五五)年

某月某日叙爵。季房と名付く。万治二(一六五九)年正月五日従五位上。寛文三

(一六六三)年二月十六日正五位下。同日侍従。同四(一六六四)年正月十九日

従四位下。同五(一六六五)年十二月二十三日従四位上。同七(一六六七)年十

二月十二(七とも)日正四位下。同月十二日元服、名を実通と改む。同日禁色、

昇殿。左近衛中将。同八(一六六八)年正月三(六とも)日従三位。中将元の如

し。同十(一六七〇)年十二月二十七日権中納言。同十一(一六七二)年十二月

二十八日正三位。同十二(一六七三)年十二月二十五(二六とも)日権大納言。

同十三(延宝元、一六七三)年七月十一日神宮伝奏。延宝二(一六七四)年大納

言正三位の時神宮伝奏、東照宮奉幣發遣日時定上卿、例幣上卿、二月春日祭上卿。

延宝三(一六七五)年八月二十四日神宮伝奏を辞するも同日に復任。同五(一六

七七)年四月二十一日伝奏を辞す。延宝六(一六七八)年十二月二十九(二十と

も)日従二位。天和三(一六八三)年二月十四日中宮大夫。貞享二(一六八五)

年七月二十三(二十二とも)日右大将。同年十二月二十三日右馬寮御監。同四(一

六八七)年三月二十五日讓位につき中宮大輔を止む。元祿二(一六八九)年十二月十九日名を実治に改む。同四(一六九二)年十二月二十一日正二位。同六(一六九三)年八月七日内大臣。右大将元の如し。同年十一月六日右大将を辞す。同七(一六九四)年二月十三日正二位(一昨年十二月二十一日分)。同十七(宝永元、一七〇四)年正月二十二日右大臣。同年二月五日右大臣を辞す。宝永二(一七〇五)年二月一日従一位(正月五日分)。正徳五(一七二五)年三月十二日左大臣。未拝賀のまま同年八月十二日左大臣を辞す。享保九(一七二四)年八月十二日薨去、七十五歳。号暁心院。

【掲出丁数および表裏】七裏(2)「三条大納言」

### 三条殿 ↓ 転法輪

三条西実條卿 さんじょうにしじねえたまやう | 従一位右大臣三条西実條。元和年中に「広橋前内府公」(一〇〇頁)とともに武家伝奏に任じた。

実條は圓智院内大臣公国(元公光、公明)男。母不明。天正三(一五七五)年正月二十六日生。慶長十八(一六一三)年正月十二日權大納言。翌十九(一六一四)年正月五日従二位。同年より寛永六(一六二九)年まで武家伝奏。寛永十二(一六三五)年正月五日従一位。同十七(一六四〇)年六月二十四日右大臣。同年十月九日薨去、六十六歳。号香雲院右大臣。

【掲出丁数および表裏】七表(7)「伝奏」・「三条西実條卿」

### 七条三位 しちてうさんみ | 左中将従三位七条隆豊。元名隆良。左中将従四位上隆脩男。

母不明。寛永十七(一六四〇)年三月二十六(二十八とも)日生。正保二(一六四五)年正月六日従五位下。慶安四(一六五二)年三月十三日元服昇殿。同日侍従、従五位上。承応四(明暦元、一六五五)年正月五日正五位下。同年三月二十三日名を隆豊に改む。同年四月七日左權少将。万治二(一六五九)年十二月二十二日従四位下。正月五日分。同三(一六六〇)年十二月二十四日左中将。正月十

一日分。寛文三(一六六三)年正月六(十二とも)従四位上。同五(一六六五)年十二月二十三日正四位下。去年十二月二十三日分。同十(一六七〇)年正月五日従三位。延宝四(一六七六)年十二月二十三日正三位。去年正月五日分。天和元(一六八二)年十一月二十一日参議。同三(一六八三)年正月十五日左兵衛督。貞享元(一六八四)年十月二十日参議及び左兵衛督を辞す。同三(一六八六)年二月二十八日薨去、四十七才。(1)諸家伝、十四(下)、一〇二六・一〇二七頁。(2)公卿補任、四、四六頁)

【掲出丁数および表裏】二十六表(19)「七条三位」

### 執綱御役 ↓ 櫛笥／久世中将

### 執蓋御役 ↓ 極臈

### 自分 ↓ 公規

嶋津飛驒守 しまつひたのかみ | 清和源氏為義流従五位下飛驒守嶋津忠高。従五位下但馬守久雄一男。母松平大隅守光久女。慶安四(一六五二)年生。寛文四(一六六四)年二月十九日到家督を継ぐ。同年十二月二十八日従五位下飛驒守。延宝三年に二十五歳。翌四(一六七六)年八月十一日卒、二十六歳。

【掲出丁数および表裏】三裏(14)「嶋津飛驒守」

### 聖護院御門跡 ↓ 聖護院殿

聖護院殿 しやうごんどの | 聖護院長吏二品道寛法親王。後水尾院第十一皇子。母は贈左大臣櫛笥隆致女逢春門院(初称御匣局)。正保四(一六四七)年四月二十八日生。号聰宮。承応元(一六五二)年入室。明暦二(一六五六)年十二月十七日親王宣下。俗名喜(嘉とも)退。同三(一六五七)年四月二十一日得度。寛文五(一六

六五) 年七月十二日二品に叙される。同月二十五日入峰、同年十月十日出峰。同八(一六六八)年三月二日一身阿闍梨。同月十五日園城寺大師堂にて受法灌頂。

延宝三(一六七五)年白川照高院に移る。同四(一六七六)年三月八日入寂、三十歳。浄願寺または浄願寺宮と号す。(執次詰所記、大日本史料エータベース、延宝四年三月八日条)

「新院」(八十九頁)こと後西院は後水尾院第九皇子で聖護院宮の同母皇弟。大猷院殿二十五回につき江戸へ下向した門跡衆の一人。

【掲出丁数・表裏(行数)】三表(11「聖護院殿」、三裏(13「聖護院御門跡」)

上使 ↓ 大沢兵部大輔／吉良／畠山下総守殿／戸田土佐守殿／織田主計殿／上杉伊勢守殿／大沢右京殿

白井右京しらゐうきやうシライキョウ | 土御門家家僕。陰陽道役所を司る土御門家の江戸役所に雑掌として代々仕えた家系の生まれで、延宝三年前後の時期に同職に任じた人物と見られる。

【参考】「三河万歳のひとつ森下万歳について『西尾町史』(現在愛媛県西尾市)には三河万歳は京都の公家土御門家の支配下であり、実務は白井右京大夫がとりしきっていたことが記されている。『小坂井町誌』でも小坂井(愛媛県小坂井町)三河万歳の仲間どうして紛争があったとき、その調停にあたったのが、土御門家の家臣白井右京大夫であったと記されている。万歳は鎌倉時代に発生したとされるが、江戸時代、諸国の万歳師は公家土御門家の支配下であったことが知られている。土御門家は代々陰陽博士・陰陽頭に任じられ、陰陽道役所の長官の地位にあった。京都役所と江戸役所があり、その職制として雑掌(複数)があり、江戸役所には白井右京という人がいて、京都役所には白井左近という人がいた。三河万歳の記録にある通り右京と右京大夫は同一であり、代々世襲していたと推定される。」(田口昌樹「菅江真澄の福島県紀行―天明七年・八年の旅を検証する―」、『菅江真澄研究』第五十七号、平成十七年十二月三十一日発行、五頁)

【掲出丁数および表裏】十九裏(2「白井右京」)

城川因幡守しろがわいなほのかみシロガワイナノカミ | 菊亭(今出川)家家僕。堀川因幡守(七十四頁)の誤りか。ただし、筆者公規(八十一頁)は自身の日次「公規卿記」における同時期(延宝三年二月十八日条)の記述の中でも家僕について「城川因幡守」と記していることから、「堀川」及び「城川」の二人の因幡守が同家に奉仕した可能性も検討すべきである。

【掲出丁数および表裏】十九裏(11「城川因幡守」、二十二裏(1「城川因幡守」)

新院しんゐんシンイン | 第一百二代後西院帝。後水尾天皇第七皇子。御母東福門院、実は御匣局(贈左大臣櫛笥隆致女、追号逢春門院)、寛永十四(一六三七)年十一月十六日生。号秀宮。正保四(一六四七)年九月十五日親王宣下。諱良仁。慶安元(一六四八)年七月十九日一品。同四(一六五一)年十一月二十五日元服。承応三(一六五四)年十一月二十八日踐祚。明暦二(一六五六)年正月二十三日即位。寛文三(一六六三)年正月二十六日皇太弟に讓位。同年二月三日太上天皇。貞享二(一六八五)年二月二十二日崩御、四十九歳。(執次詰所記、大日本史料データベース、貞享二年二月二十二日条)。

後西院が皇室間や公武の有力者との間で匂袋を含む薫物の授受に及んだことについては、『御湯殿上日記』等の当時の記録類に記載される(本間洋子『中世後期の香文化・香道の黎明』、思文閣出版、平成二七年)。薫物が上層社会における贈答品として重宝され、有力者間での社交を円滑に進める役割を果たしていたことがうかがえる。また、和田秀松『皇室御撰之研究』(明治書院、昭和八年)には、皇室内の御文庫に後西院宸翰と伝わる薫物秘伝書が「正方」の書目により伝来すること、その概要について報告が為されていた。

後西院の所持した薫物についての詳細や、調査や贈答、秘方の伝授と及び秘伝書の蒐集といった活動の実態については、当時の皇族や貴族の日記類及び皇室や公武の家々に伝来する薫物の秘伝書に、関連する記事が散見する。

例えば、後水尾法皇（一〇一頁）皇女で後西院異母妹の常子内親王の日次「无上法院殿御日記」には、寛文年間から天和年間にかけての時期に常子内親王が後西院調合の匂袋を拝領したり、後西院御所に赴いて薫物や匂袋の調合を手伝ったり、後西院勅作の薫物方を直々に相伝されたりする様子が記されている。勅作の伝授については常子の夫である近衛基熙の日次「基熙公記」にも記載がある（以上、拙稿「徳川林政史研究所所蔵『薫物之方』翻刻」注一七、拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『薫物秘蔵抄』翻刻」附・「薫物秘蔵抄」人名家名等解説」注二一、「薫物書の研究」創刊号・第二号、平成二六・二七年）。

また、徳大寺家本「公規卿記」寛文五（一六六五）年七月四日条によれば、同日、今出川公規（八十一頁）が家伝の薫物書の古筆一卷及び一冊を禁裏に献上したのに対して、それぞれの写しである後水尾法皇の宸翰一卷及び後西院の宸筆一冊が公規に与えられている（拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『薫物秘蔵抄』翻刻」附・「薫物秘蔵抄」人名家名等解説、『薫物書の研究』第二号、平成二七年）。

その他に、宮内庁書陵部には後西院宸筆と伝わる「薫方之書」が伝来しており、伝統的な種類から新作の薫物及び匂袋の秘方まで複数収録されるし、東山御文庫伝来の薫物書「薫物方秘伝書」によれば、平安時代以来の伝統的な種類の薫物方を収録した「新院御所伝古筆一卷」が存在したと伝わる。「薫物方秘伝書」に云う「新院」は後西院に比定する。

以上の史実や伝承から、後西院御所では薫物秘方の蒐集から調査、相伝までの活動が熱心に行われていた可能性が高いと考えられる。こうした活動は父の法皇を始めとした近親者間で行われることがままたり、親族間で薫物という趣味を共有していたこと、また、特に父法皇については、院の薫物の知識や技能の源泉としての役割を果たしていたことが伺える。

【掲出丁数・表裏（行数）】一裏（1「新院使」、三裏（5「両院使」、五表（6「院中」、六裏

（4「御使之衆」（内の新院使、15「新院年頭御使」、十九表（7「法皇并新院使」、二

十五裏（1・7「新院」）

新院使 ↓ 中御門

宿坊 ↓ 宝松院

清閑寺中納言

せいかんじちゅうなごん

—清閑寺熙房。共綱男。母中院通村女。寛永十年三月

二十九日生。同十一年正月六日従五位下。同十七（一六四〇）年十二月二十四日元服。同日従五位上左兵衛権佐昇殿。正保三（一六四〇）年十二月二十二日藏人。

同月二十七日正五位上。翌四年十二月三十日右少弁。慶安元（一六四八）年十二月十四日名を保房から熙房と改める。翌二（一六四九）年十一月八日右中弁。承応元（一六五二）年十一月二十六日従四位下。同年十二月十日藏人頭。同二（一六五三）公卿補任に同。年七月二十一日正四位上（叙位について公卿補任に年中心力度と記載）。同三（一六五四）年十二月十八日右大弁。同四（明暦元、一六五五）年正月十一日参議、大弁如元。同月二十九日左大弁。同年二月八日従三位。

明暦三（一六五七）年正月二十六日辞大弁。元日踏歌等外弁（雑事催）。万治元（一六五八）年十月十九日權中納言。同年十二月十六日勅授帶剣。同夜拝賀着陣。同月二十二日聴直衣。翌二年正月五日正三位。白馬外弁。踏歌外弁。寛文三（一六六三）年讓位外弁（宣命使）。同四（一六六四）年白馬節会外弁。同年十一月春日祭上卿。同五、六（一六六五、一六六六）年白馬節会外弁。同八（一六六八）年元日節会外弁。同年十一月春日祭上卿。同九（一六六九）年二月某日神宮伝奏。

同十三（延宝元、一六七三）年七月十一日これを辞す。同年十二月二十六日正二位。延宝四（一六七六）年九月二十七日（二十六日とも）日權大納言。同年十二月三日拝賀着陣。翌五（一六七七）年四月二十一日神宮伝奏。白馬外弁。同年二月春日祭上卿。東照宮奉幣発遣日時定上卿。例幣上卿。同六（一六七八）年神宮伝奏。同年十月二日辞伝奏。同年十一月七日着陣。元日外弁。踏歌外弁。叙品宣下上卿。遣令奏上卿。同七（一六七九）年八月十二日神宮伝奏。元日平座参仕。

賀茂上下社并河合社造宮木作始日時定上卿。大祓日時定上卿。翌八年神宮伝奏。

同年五月二十七日辞伝奏。元日外弁。贈官位宣下上卿。東叡山（九十六頁）仏殿木作始地曳日時定上卿。石清水放生会上卿。天和二（一六八二）年九月二十二日賀茂伝奏。月日辞伝奏。踏歌外弁。伊勢公卿勅使發遣日時定上卿。同三年賀茂伝奏。踏歌節会外弁。内宮上棟日時定上卿。立太子節会外弁。石清水放生会上卿。同年九月二日辞権大納言。同月十六日辞賀茂伝奏。天和四（貞享元、一六八六）年十二月二十九日還任。翌貞享二（一六八五）年例幣上卿。同年十一月四日春日祭上卿。同三（一六八六）年踏歌節会外弁。十月十日辞権大納言。同日従一位。同日戌刻に薨去、五十四歳。（諸家伝、七（上）、六一〇・六一一頁。また公卿補任により補い改める）

徳大寺家本「公規卿記」及び本書の延宝三年三月十六日条には、中御門大納言資熙（九十八頁「中御門」）邸で薫物が調査されたこと、清閑寺中納言熙房が「手代」として参加したことが記される。調査の様子を含めた当日の詳しい様子については記されておらず、薫物の種類等についても、調査と分配の終了した翌日の二十一日に詳しく記されている。

延宝三年三月三十日条等によれば、公規（八十一頁）は下向の際に任用となる装束や経箱の制作を清閑寺に依頼していた。十六日条の「手代」とは、熙房が本院使である公規の補佐として、武家への贈物等の用意を手伝っていたことを意味するかと考える。十六日に熙房が中御門邸を訪ねて薫物を調査したのも、公規の補佐としてであろう。

本書の同年三月六日条には、三条殿こと勅使の転法輪前右大臣公富（九十五頁「転法輪」）が薫物の準備を済ませた由が記される他、同日条の下文には、大沢（七十六頁）、吉良（八十一頁）の両奥高家に対しては折紙に薫物、薫衣香を添えるべきことが記される。今回調査された薫物は、こうした社交上の謝礼として武家の使者等にふるまう目的から準備されたかと考える。

なお、徳川林政史研究所所蔵「衆香類集」（旧蓬左 36—37）は、某年正月から二月の日付により記載された、清閑寺熙房と見られる人物の合香の口上数点の写しを収録する。熙房は幕府において合香の名手として知られた可能性がある。熙房の合

香家としての活躍の実際については、引き続き究明に取り組む所存である。

【掲出丁数および表裏】十四表（5）「清閑寺中納言」、二十三裏（4）「清閑寺中納言殿」、二十五裏（10・14・15）「清閑寺」、二十六裏（9）「清閑寺」

増上寺 そうじょうじ | 浄土宗大本山三縁山広度院増上寺。明徳四年十二月に浄土宗第八

祖西誉聖聡上人が武蔵国貝塚に創建。後に徳川家菩提所となり、江戸城の拡張工事に際して慶長三年八月に芝へ移転して現在に至る。三代將軍家光（大猷院殿、九十二頁）の時に大規模な台徳院殿（九十二頁）霊廟が造営されたが、昭和二十五年五月の戦災により焼失した。（増上寺史、村上博了著、三縁山増上寺発行、昭和四十九年）

【掲出丁数および表裏】七裏（12）「台徳院殿 増上寺也」、八裏（15）「増上寺方丈」、十一表（7）「増上寺方丈」

増上寺方丈 そうじょうじほうぢょう | 増上寺住持珂天か。延宝元（一六七三）年十二月三日

上野増上寺住持。同三（一六七五）年間四月十五日退老。

【掲出丁数および表裏】八裏（15）「増上寺方丈」、十一表（7）「増上寺方丈」

相馬出羽守 そうまてはのかみ | 平氏良将流従五位下出羽守相馬貞胤。従五位下長門守忠胤

（実は土屋民部少輔利直二男）一男。母は従五位下大膳亮義胤女。万治二（一六五九）年生。延宝元（一六七三）年十月二日父忠胤卒去により同年十二月二十五日家督を継ぐ。翌二年に十六歳。同七（一六七九）年十一月二十三日卒、二十一歳。

【掲出丁数および表裏】三裏（12）「相馬出羽守」

## た行

大樹 たいしゅ | 將軍または征夷大將軍の異称。ここでは江戸幕府四代將軍家綱（九十

一頁)を云う。家綱は寛永十八年八月三日生。三代將軍家光(大猷院)二男。母家光妾増山氏於樂之方。童名竹千代。正保元年十一月七日名を家綱と称す。同二年四月二十三日元服。同日従三位権大納言、即日正三位。同四年八月十八日將軍宣下。正二位内大臣。承応二年七月十日右大臣。延宝八年五月八日薨去、四十四歳。贈正一位太政大臣。号敏有院。

【掲出丁数・表裏(行数)】一表(2「大樹」、七表(12「当公方様」、七裏(9「公方様」、一〇表(9「公方様」)

### 台徳院様 ↓ 台徳院殿

台徳院殿 たいとくゑんさま | 江戸幕府第二代將軍従一位太政大臣徳川秀忠、徳川家康三男。

母は西郷氏於愛の方。天正七(一五七九)年四月七日生。慶長十(一六〇五)年四月十六日征夷大將軍。元和九(一六二二)年七月二十七日家光に將軍職を譲つて大御所となる。寛永三(一六二六)年八月十八日従一位太政大臣。同九(一六三二)年正月二十四日薨去、五十四歳。

【掲出丁数・表裏(行数)】七表(6「台徳院様」、七裏(12「台徳院殿」、十一表(5「台徳院殿」)

大納言様 たいなごんさま | 前大納言正二位敷嗣孝。権大納言正二位嗣良男。母不明。元和

五(一六一九)年九月六日生。同八(一六二二)年正月五日叙爵。寛永三(一六二六)年三月十七日元服昇殿。同日侍従。同五(一六二八)年二月十日従五位上。

同十(一六三三)年正月十一日左少将。同十一(一六三四)年正月六日正五位下。同十四(一六三七)年十二月二十四日、父嗣良が従三位の時高倉の姓を敷に改む。

同十五(一六三八)年正月五日従四位下。同十七(一六四〇)年正月十一日左中将。同十九(一六四二)年正月五日従四位上。正保二(一六四五)年正月五日従四位下。同五(慶安元、一六四八)年六月二十八日参議。中将元の如し。慶安二

(一六四九)年正月十三(二イ)従三位。承応四(明暦元、一六五五)年正月五

日正三位。同月十四日参議を辞す。同月二十八日權中納言。万治三(一六六〇)年正月二十七日權中納言を辞す。寛文二(一六六二)年二月五日従二位。同十一(一六七〇)年九月二十九日權大納言。同十二(一六七二)年十二月二十二日權大納言を辞す。延宝元(一六七三)年十二月二十六日正二位。天和二(一六八二)年五月二十七日薨去、六十四才。

嗣孝と花山院定誠(七十八頁)は、日野弘資(二〇〇頁「日野前大納言」)及び中院通茂(九十七頁「中院」)の後任として延宝三年より武家伝奏に任ぜられる予定であったが、嗣孝が中風を患い欠員が生じた為、前職の日野が欠員を補っていたとされる。

【掲出丁数および表裏】二十六裏(11「大納言様」、二十七表(6「敷重相」、10「敷重相」、11「敷重相」) ↓ 敷(二〇五頁)

### 大猷院様 ↓ 大猷院殿

大猷院殿 たいいゑんと | 江戸幕府三代將軍大猷院殿贈正一位太政大臣徳川家光。二代

將軍台徳院殿徳川秀忠(九十二頁「台徳院殿」)二男。母浅井氏於江与君。慶長九(一六〇四)年七月十七日生。童名竹千代。元和六(一六一五)年正月五日従三位。同月十一日正三位権大納言。同九(一六二三)年三月十五日右近大将及び右

馬寮御監を兼ねる。同年七月二十七日將軍宣下。寛永三(一六二六)年八月十八日従一位左大臣。慶安四(一六五二)年四月二十日薨去、四十八才。法名大猷院。

【掲出丁数・表裏(行数)】表紙(1「大猷院殿」、一表(1「大猷院殿」、一裏(3「大猷院殿」、七表(12「大猷院殿」、七裏(13「大猷院殿」、二十表(13、「大猷院様」)

### 高倉 ↓ 高倉前大納言

高倉前大納言 たかくらさきのたいなごん | 前大納言正二位高倉永敦。元名永将。権大納言正二

位永慶男。母常陸介源義重女。元和三(一六一七)年正月五日従五位下。同九(一

六二二) 年二月十四(十六とも) 日元服、侍従。明暦二(一六五六) 年正月五日  
従二位。同三(一六五七) 年十二月二十二日權中納言。万治元(一六五八) 年九  
月二十八日に名を永敦と改む。同二(一六五九) 年七月二十三日權中納言を辞す。  
寛文二(一六六二) 年正月五日正二位、四十八歳。同九(一六六九) 年十二月十  
八日權大納言。同十(一六七〇) 年二月二十二(二十五とも) 權大納言を辞す。  
天和元(一六八一) 年十一月十五日薨去、六十七歳。(諸家伝、八(下)、六三四  
頁) 公家の装束の師範を務める家柄であり、今出川公規(八十一頁)と清閑寺  
熙房(九十頁)は弟子であったとされる(「公規卿記」)。

【掲出丁数・表裏(行数)】一表(3・5「高倉前大納言」、6「高倉」、10「永敦」、15・16  
「高倉」、一裏(8「高倉前大納言」、10「高倉」、二十六裏(7・13「高倉」)

## 竹内御門跡 ↓ 竹内殿

竹内殿 たけうちとの  
たけうちどの — 竹内門跡(曼殊院) 良尚法親王。後水尾院猶子。八条宮智仁親王  
男。母京極丹後守源高知女。大猷院殿二十五回忌に参向した門跡衆の一人。

元和八(一六二二) 年十二月十六日生、号二宮。寛永四(一六二七) 年曼殊院良  
恕法親王弟子となる。同九(一六三二) 年正月二十五日後水尾院猶子。同十一(一  
六三四) 年八月七日親王宣下。諱勝行。同年九月十一日入室得度。法諱良尚。正保  
二(一六四五) 年三月二十二日天台座主。同四(一六四七) 年九月十日叙二品。元  
禄六(一六七八) 年七月五日薨去、七十二歳。(①華頂要略・門跡伝、②桂宮系譜、  
大日本史料データベース、元禄六年七月五日條)

【掲出丁数および表裏】三表(11「竹内殿」、三裏(14「竹内御門跡」)

伊達宮内大輔 たてくないたいふ  
だてみやうないたいふ — 江戸時代前期の伊達家において「宮内大輔」に任じた人  
物は不明。「宮内少輔」であれば藤原氏山蔭流伊達宗純がある。

宗純は宇和島藩初代藩主従四位下遠江守秀宗五男。母吉井氏。寛永十三(一六三  
六) 年生。明暦元(一六五五) 年十二月二十九日従五位下宮内少輔。同三(一六五

七) 年七月二十一日に兄宗利より三万石の地を分与。寛文元(一六六一) 年正月十  
五日禁裏仙洞普請を助け勤む。宝永五(二七〇八) 年十月二十一日卒、七十三歳。  
【掲出丁数および表裏】三裏(9「伊達宮内大輔」)

田中内近 たなかうこん — 人見帯刀(一〇〇頁)に同じく鳥丸(七十九頁) 家家僕と見  
られる人物。

【掲出丁数および表裏】二十二表(18「田中内近」、二十二裏(5「田中右近」)

丹後守 たんののかみ  
たんごのかみ — 今出川家に仕える「家僕兩人」の一人。「家僕」は家礼または諸大  
夫の異称。続文には、今出川家先代経季(八十五頁「故右府」)の代に家僕として  
將軍に拝謁したことのある山本奎助(一〇五頁「山本奎助①」)の子とあることか  
ら、今出川家諸大夫山本家次に比定する。

家次は今出川家家僕山本奎助長勝男。寛永十五(一六三八) 年生。寛文三(一六  
六三) 年十二月十四日従六位下隱岐介。同十二(一六七二) 年十二月二十三日丹後  
掾。延宝三(一六七五) 年二月二十三日従六位上、転丹波(後とも) 守。同八(一  
六八〇) 年十二月二十三日正六位下。貞享三(一六八六) 年四月従五位下。元禄五  
(一六九二) 年十二月十三日従五位上。元禄十一(一六九八) 年七月二十日没、六  
十一歳。(正宗敦夫『地下家伝』、地下家伝・芳賀人名事典データベース、国文学研  
究資料館ホームページ)

【掲出丁数および表裏】六裏(17「家僕兩人」、18「丹後守」、十四裏(1、14「丹後守」)

檀那院 たんなあん  
だんないん — 延宝二年末までに寛永寺から「檀那院」の院室号を兼帯する免許を  
授かっていた寺院およびその住職。

【掲出丁数および表裏】八裏(11「上野三ッ 檀那院」)

知恩院御門跡 ちおんいんごもんせき  
ちおんいんごもんせき — 二品尊光法親王。後水尾院第十一皇子。母中納言(又  
は權中納言) 局、四辻大納言季継女。正保二(一六四五) 年九月二十九(又は二

十五) 日生、号栄宮。慶安四(一六五二)年江戸幕府第三代將軍徳川家光猶子。承応三(一六五四)年四月六日親王宣下、諱良賢。明暦二(一六五六)年五月八日入寺得度。寛文五(一六六五)年七月十二日二品。延宝八(一六八〇)年正月六日叙、三十六才。号無量威王院大蓮社起(又は超)誉。安永七(一七七八)年十二月六日(又は十一月二十二日)贈一品宣下。(以上、「執次詰所記」記述を「華頂要略」により補う。大日本史料データベース参照)

延宝三年に東照宮二十五年忌の爲江戸へ参向するにあたり、五月八日に上使(酒井雅楽頭へ八十七頁)、吉良上野介(八十一頁)が尊光法親王の許へ遣わされ、同月十一日に江戸へ到る。幕府より太刀、薰物等が贈られた。(延宝日記、五月八日条。大日本史料データベース参照)

【掲出丁数および表裏】十四表(14「知恩院御門跡」)

### 中将

ちゅうしやう  
チュウシヨウ

①—今出川公規(八十一頁)男伊季。万治三(一六六〇)年五月二十九日生。翌四年正月五日叙爵。寛文四(一六六四)年正月六日從五位上。同六(一六六六)年十二月十七日正五位下。同日侍從。同七(一六六七)年正月五日從四位下。同十(一六七〇)年十二月二十七日從四位上。同十二(一六七二)年十二月十六日元服禁色昇殿。同日左少將。同月二十八日正四位下。延宝二(一六七四)年二月八日左中将。翌三年十一月十八日從三位。左中将如舊。十六才。同六(一六七八)年九月十六日權中納言。同年十月四日神宮伝奏。翌七(一六七九)年五月八日神宮伝奏を辞す。同年十二月十七日正三位。天和元(一六八一)年十一月二十一日從二位。同三年十二月八日に母を喪う。翌四(貞享元、一六八四)年十二月二十三日權大納言。貞享三年春宮大夫。同月二十六日御廐別当。元禄二(一六八九)年十二月二十六日權大納言を辞す。同年十二月二十五日權大納言に還任。同月二十八日神宮伝奏。同七(一六九四)年二月十三日正二位。同年五月十九日神宮伝奏を辞す。同十二(一六九九)年十一月一日右大将。宝永二(一七〇五)年九月十一日、徳大寺大納言公全が輕服のため神宮伝奏を辞したことにより、同日この職に任じてその欠を補い、即日これを辞す。同五(一七〇八)年正月二十

一日内大臣。大将如元。同年十二月十七日大将を辞す。翌六(一七〇九)年二月二十六日内大臣を辞す。同日薨去、五十才。号深修院。

【掲出丁数および表裏】十五裏(4「内證小姫中将将姫同」、二十七表(2「中将」)

### 中将

ちゅうしやう  
チュウシヨウ

②—左中将從四位上敷嗣章。權大納言正二位嗣孝(九十二頁)男。母は從五位下甲斐守山崎家治女。慶安三(一六五〇)年十月二十日生。承応三(一六五四)年正月五日叙爵。寛文元(一六六一)年十一月二十八日元服。同日侍從從五位上昇殿。同五(一六六五)年正月六日正五位下。同六(一六六六)年十二月十七日左少將。同九(一六六九)年正月五日從四位下。同十一(一六七二)年十二月二十一日左中将。同十三(一六七三)年正月五日從四位上。延宝五(一六七七)年正月五日正四位下。貞享元(一六八四)年十二月三十日参議。中将元の如し。同二(一六八五)年正月六日從三位。元禄二(一六八九)年正月七(六とも)正三位。同五(一六九二)年十二月二十五日参議を辞す。同十一(一六九八)年七月三日薨去、四十九才。

【掲出丁数および表裏】二十六裏(11「中将」)

### 持明院中将

ちめういんちゅうしやう  
ジミョウインチュウシヨウ

—参議正三位持明院藤原基時。權大納言從二位基定男。母左中将從四位上持明院基久女。寛永十二(一六三五)年九月五日生。同十六(一六三九)年正月五日從五位下。同二十一(正保元、一六四四)年正月五日從五位上。同年五月二十九日元服、侍從。慶安元(一六四八)年正月五日正五位下。同三(一六五〇)年正月十一日左少將。同五(承応元、一六五二)年正月五日從四位下。明暦元(一六五五)年正月十一日左中将。同年十二月一日從四位上。万治二(一六五九)年正月五日正四位下。寛文三(一六六三)年二月二十四日從三位。同七(一六六七)年正月五日正三位。延宝元(一六七三)年十二月二十七日参議。同三(一六七五)年二月二十二(二十一とも)右衛門督。同五(一六七七)年六月二十四日從二位。同七(一六七九)年正月二十四日参議及び右衛門督を辞す。元禄二(一六八九)年十二月二十六日權中納言。同三(一六九〇)年十二月二十



六日權中納言を辞す。同四（一六九一）年十二月十一日正二位。同五（一六九二）年十二月十三（十二とも）武家伝奏。同六（一六九三）年八月十六日伝奏を辞す。同十二（一六九九）年十二月二十八日權大納言。同月二十九日權大納言を未拝賀のまま辞す。同十七（宝永元、一七〇四）年三月十日薨去、七十才。

【掲出丁数および表裏】二十六裏（6「持明院中将」）

勅使 ↓ 転法輪

土御門／土御門極臈／土御門極臈殿／土御門殿 ↓ 極臈

土屋但馬守殿 つちやたしまのかみどの — 清和源氏義家流足利支流土屋数直。母は森川金右衛門氏俊女。慶長十三（一六〇八）年生。寛永元（一六二四）年十二月二十八日從五位下大和守。寛文二（一六六二）年十二月二十二日若年寄。寛文五（一六六五）年十二月二十三日老職、二十七日從四位下。同十（一六七〇）年十二月二十九日侍從。延宝七（一六七九）年四月二日卒、七十二歳。

【掲出丁数および表裏】八表（9「土屋但馬守殿」、十表（15「土屋但馬守殿」）

伝奏／伝奏衆 ↓ 日野前大納言／花山院定誠／中院／広橋前内府公／三条西実條卿／故右府

【掲出丁数および表裏】一裏（11「伝奏衆」、二表（4「伝奏」、四表（8「伝奏屋鋪」、四裏（3「伝奏屋敷」、五裏（10「伝奏衆」、六表（6「伝奏衆」、六裏（18「故右府伝奏ニテ下向之節」、七表（3「故右府伝奏之時」、7「伝奏広橋前内府公 三条西実條卿也」、14「伝奏衆」、十三表（13「伝奏衆も中院 日野 道中度々処々ニテ同宿之由也」、16「伝奏」、十五裏（7「先日之宿付之事中院ニ相談之処伝奏衆毎年ノ通ニテ苦間敷候由被申」、十八表（3「伝奏衆」、二十六表（2「伝奏衆」、17「伝奏」、二十六裏（6「伝奏」、15「伝奏屋」、19「伝奏衆」、20「両伝奏」、二十七表（14「伝奏屋敷留守居二人」）

転法輪 てんぽうりん — 前右大臣從一位転法輪三条公富。延宝二年に同三年大猷院二十五

回忌の勅使に任ぜられた。

公富は左大臣從一位実秀男。母權大納言正二位日野資勝女。元和六（一六二〇）年正月二日生。同年閏十二月二十七日從五位下。寛永四（一六二七）年正月五日從五位上。同五（一六二八）年正月六日（五とも）正五位下。同八（一六三二）年正月十一日侍從。同年十一月六日從四位上。同十三（一六三六）年正月五日正四位下。同十四（一六三七）年十二月二十一日左中将。同日元服禁色。同十五（一六三八）年正月五日從三位。左中将元の如し。同十六（一六三九）年十二月二十九日權中納言。同十八（一六四一）年正月五日正三位。慶安元（一六四八）年十二月二十二日權大納言。同二（一六四九）年四月一（三とも）日從二位。承応元（一六五二）年十月十二日正二位。同四（明暦元、一六五五）年正月二十五日右近衛大将。同日為右馬寮御監賜隨身兵杖。同年十二月五日神宮伝奏。明暦二（一六五六）年十二月二十六日内大臣。大将元の如し。同三（一六五七）年三月二十七日右大将を辞す。万治元（一六五八）年九月六日内大臣を辞す。寛文四（一六六四）年四月五日右大臣。同五（一六六五）年正月十一日辞右大臣。同十二（一六七二）年正月六日（五日とも）從一位。延宝五（一六七七）年六月十二日薨去、五十八歳。

本書の延宝三年三月二日条には「同六日去二日二三条前右府ニテ大方相定分鳥丸〔書付遣候〕（七丁裏）とあり、今出川公規（八十一頁）と中御門資熙（九十八頁「中御門」）が公富の三条殿において相談し、「大方」の取り決めが完了したこと、病により談合の席に出席できなかった鳥丸中納言（七十九頁）の為に書付を作成して遣わしたことが記される。また、続く三月六日条には、歴代將軍と当代公方御台所（一〇四頁「御臺」）への奉幣料や香奠、徳川御三家及び老中以下幕臣に対して贈られる品々が書き付けられている他、三月二日及び六日条ともに、「三条殿」が紗綾の一部を負担する他、薫物を準備している旨が明記される。

薫物秘伝書の伝承に、転法輪三条家は南北朝期より朝廷の薫物の師範をつとめた家柄と伝わる。今出川家の菊亭文庫に伝わる秘伝書には、公富が今出川公規に教え授けたとされる薫物の秘方秘説が記載されることから、公富自身も合香家としての

資質を備えた可能性がうかがえる。

【掲出丁数・表裏（行数）】二表（5「転法輪」、6「転法輪殿」、7「転法輪前右府」、16「転法輪殿 勅使也」）、二裏（12「転法輪殿」、三表（7「転法輪殿」、三裏（8「転法輪」、16「転法輪殿」）、四表（6・17「勅使転法輪殿」、四裏（8・11・12「転法輪殿」、五裏（1・5「転法輪殿」、七裏（1・7「三条前右府」、9・10「三条殿」、八表（15「三条殿」、九表（2・4「転法輪殿」、九裏（12「転法輪殿」、十表（6「転法輪殿」、十三表（10「転法輪殿」、15「三条殿」、16「勅使同院使」、十四表（7「転法輪前右府」、十五裏（11「転法輪様」、十六裏（6「転法輪殿」、十九表（5「勅使転法輪前右大臣」、十九裏（14「転法輪前右大臣」、二十二裏（12「転法輪右大臣」、二十三裏（12「転法輪殿」、二十五表（4「転法輪」、二十六表（13・16「転法輪殿」）

転法輪殿／転法輪前右府／転法輪前右大臣 ↓ 転法輪

土井能登守殿 とゐのとのかみとの 清和源氏頼光流土岐支流従四位下侍能登守土井利房。

土井大炊頭利勝四男。母某氏。寛永八（一六三一）年生。正保三（一六四六）年十二月晦日従五位下能登守。寛文三（一六六三）年八月十六日若年寄。延宝元（一六七三）年五月二十二日、禁裏炎上により御使として上洛。同七（一六七九）年七月十日老職。四万石を領す。同年十二月二十八日従四位下。天和元（一六八一）年二月二十一日致仕。同三（一六八三）年五月二十五日卒、五十三歳。

【掲出丁数および表裏】八表（13「土井能登守殿」、十裏（5「土井能登守殿」）

東叡山 とゑいざん 上野寛永寺の山号。徳川將軍家の菩提寺。元和二年十二月に徳川

秀忠が寺地として天海に与えた上野の台地に建立され、寛永二（一六二五）年に天海が開山した。『上野寛永寺 將軍家の葬儀』、浦井正明、吉川弘文館、平成十九年）

【掲出丁数および表裏】四表（5・16「東叡山」、十八表（12「東叡山」）

当公方様 ↓ 大樹

東照宮 ↓ 権現様（徳川家康）

同中将様 ↓ 尾張三位中将殿

徳大寺殿 とくだいじの —「徳大寺殿」は今出川公規（八十一頁）生家の徳大寺公信（左

記【参考①】・実維（左記【参考②】）邸。徳大寺家本「公規卿記」の記述から、今出川家に養子として迎えられ家督を継いだ後も、公規と徳大寺家の実父及び実兄とは日常的に行き来していたことが知られる。（拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「薫物秘蔵抄」翻刻・附・「薫物秘蔵抄」人名家名解説」六一八頁、『薫物書の研究』第二号、平成二六年）江戸への出立を目前としたこの時期に、禁裏や院、朝廷の同僚への暇乞いをして歩いた後に、夜になってから生家の徳大寺邸を訪問したのである。また、当夜の対面には「三人犬丸殿（七十四頁）已上四人」が同席したと云う。

【掲出丁数および表裏】二十六裏（18「徳大寺殿」）

【参考①】徳大寺公信 とくだいじの 権中納言従三位実久男。母贈太政大臣正一位平（織田）信長女。

慶長十一（一六〇六）年七月十五日生、同十七（一六一二）年正月五日従五位下。同十八（一六一三）年正月六日従五位上。同十九（一六一四）年正月五日正五位下。同二十（元和元、一六一五）年正月二十二日元服。元和二（一六一六）年正月五日従四位下。同五（一六一九）年七月十三日左中（少とも）将。同年十二月二十五日従四位上。同六（一六二〇）年閏十二月二十日正四位下。寛永三（一六二六）年十二月二十三日従三位。中将元の如し。同四（一六二七）年九月四日權中納言。同七（一六三〇）年正月五日正三位。同八（一六三二）年十一月六日従二位。同十五（一六三八）年正月五日正二位。同十六（一六三九）年閏十一月十三日權大納言。同十七（一六四〇）年二月十七日神宮伝奏。同二十（一六四三）年七月二十三日右大将。同年八月二十日大将を辞す。正保三（一六四六）年十月十四日、輕服により神宮伝奏を辞退。承応四（明暦元、一六五五）年正月二十五日内大臣。明暦二（一六五六）年五月二日内大臣を辞す。

万治三(一六五八)年正月十三日右大臣。同四(寛文元、一六六一)年正月五日従一位。同年五月二十六日右大臣を辞す。寛文八(一八八六)年九月一日左大臣。同九(一六六九)年十二月十一日左大臣を辞す。延宝三(一六七五)年閏四月十五日入道、法名浄寛。天和四(貞享元、一六八四)年七月二十一日薨去、七十九才。号正桂院。(諸家伝、二(上)、一九〇・一九一頁)

【参考②】徳大寺実保とくたいしじまのまも 左大臣従一位公信男。元名実保。母は吉川内藏助藤原広正女。寛

永十三(一六三六)年三月一日生。同十五(一六三八)「十四とも」年正月五日「十二月二十一同も」従五位下。同十九(一六四二)年正「二とも」月五日従五位上。同年九月、名を実保から実維に改む。同二十一(正保元、一六四四)年正月五「二十とも」正五位下。正保二(一六四五)年正「二とも」月十二「三とも」日侍従。同三(一六四六)年正月五日「三月十三日とも」従四位下。慶安元(一六四八)年十二月五日禁色。同年十二月八「五とも」左少将。同日元服。同二(一六四九)年十二月二十七日左中将。同四(一六五一)年正月五日従四位上。承応元(一六五二)年十二月二十二日正四位下。同三(一六五四)年十二月二十八日従三位。中将元の如し。明暦三(一六五七)年八月二十六日權中納言。同四(万治元、一六五八)年正月六日正三位。同年六月九日常淳親王勅別当。寛文元(一六六一)年六月十一日權大納言。同二(一六六二)年正月五日従二位。同八(一六六八)年十二月某日正二位。去々年正月五日分。同九(一六六九)年十二月十八日右大将。同十(一六七〇)年九「八とも」月二十九日權大納言及び右大臣の両官を辞す。同十一(一六七二)年八月五日内大臣。同十二(一六七三)年正月三十日内大臣を辞す。天和二(一六八二)年九月十一「三十とも」日薨去、四十七才。法名理寛。(諸家伝、二(上)、一九一・一九二頁)

### 戸田土佐守殿

とたとののかみとの  
トダトサノカミド

村上源氏従四位下侍従土佐守戸田氏豊。参議正三位六條有純二男。母は戸田左門一西三男帯刀為春女。はじめ戸田左門氏鐵の許に寄食し、氏鐵の領地大垣に住む。慶安二(一六四九)年十月一日大猷院に拝謁。同年十二月十五日、幕府より武蔵国足立郡に采地千石を賜う。翌三(一六五〇)年十二月二十九日高家に列して従四位下侍従。土佐守に改められる。寛文元(一六六一)年五月十三日及び延宝元(一六七三)年五月十三日禁裏炎上の時御使として上洛。同七(一六七九)年十月十五日職を辞し寄合に列す。元禄九(一六九六)

年十二月十一日致仕。同十一(一六九八)年八月二十九日卒。(寛政重修諸家譜、第二十二、三三頁)

父六條有純は正保元(一六四四)年七月十二日(康道公記、道房公記、忠利宿祿日次記)または十三日(公卿補任、諸家伝)に四十一歳で薨じた。氏豊の生年及び享年は不明だが、遅くとも翌二年夏までには誕生していたと考えられる。

【掲出丁数および表裏】八裏(3「戸田土佐守殿」、十裏(10「戸田土佐守殿」)

### な行

永敦 ↓ 高倉前大納言

### 永井伊賀守殿

なかいのかみとの  
ナガイイガノカミド

大江氏従四位下侍従伊賀守永井尚庸(なをつね)。永井信濃守尚政三男。母内藤修理亮清成女。寛永八(一六三一)年生。慶安四(一六五二)年八月十六日従五位下伊賀守。寛文五(一六六五)年十二月二十三日若年寄。同十(一六七〇)年二月十四日所司代に転じ、同年六月三日従四位下侍従。延宝四(一六七六)年四月四日職を辞す。翌五(一六七七)年三月二十七日卒、四十七才。

七丁表及び二十六丁表に、伝奏衆への連絡を取り次ぐ等した人物として「長井伊賀守」(九十七頁)とあり、永井氏と同一人物であろう。

【掲出丁数および表裏】十七裏(4「永井伊賀守殿」、11「永井伊賀守」、十九裏(18「永井伊賀守様」)、二十一表(1「永井伊賀守」、17「永井伊賀守」)

### 長井伊賀守

ながいのかみとの  
ナガイイガノカミド

伝奏衆への連絡を取り次いだ役人。延宝三(一六七五)年三月下旬威光の条には、同様の役目に任じた所司代「永井伊賀守殿」(九十七頁)の動静が記述される。

【掲出丁数および表裏】二十六表(17「長井伊賀守」※( )は右傍書)、七表(14「長井伊賀守」)

### 中院

なかのあん  
ナカノイン

前大納言正二位中院通茂。正三位権大納言通純男。母正二位前権大納

言高倉永慶女。寛永八（一六三二）年四月十三日生。同十二年正月五日従五位上。同十四（一六三七）年正月十一日侍従。承応四（明暦元、一六五五）年六月二十五日従三位。明暦三（一六五七）年八月二十六日權中納言。万治二（一六五九）年正月五日正三位。翌三（一六六〇）年十二月二十六日權大納言。同四（寛文元年三月九日神宮伝奏。寛文三（一六六三）年七月十九日これを辞す。同八（一六六八）年十二月二十二（二十四とも）日従二位。同十（一六七〇）年九月十日辞権大納言。同月十五日武家伝奏。ただし『公卿補任』には延宝二（一六七四）年武家伝奏に任じたとある。延宝元（一六七三）年十二月二十六日正二位。同三（一六七五）年二月十日辞武家伝奏。元禄十七（宝永元、一七〇四）年二月二十三日内大臣。同月二十六日これを辞す。宝永二（一七〇五）年正月五日従一位。同七（一七一〇）年三月二十一日薨去、八十歳。号溪雲院。（諸家伝、十一（下）、八四四・八四五頁）

十三丁表に云う「伝奏衆」の一人であるが、ここでは前任として名前があがる。任期中に江戸へ下向した折の旅程について、大猷院二十五年忌の勅使である転法輪三条公富（九十五頁「転法輪」と法皇使兼新院使の中御門（九十八頁）による談合において参考に引かれる。旅程については十五丁裏の後文でも中院の意見を求めている。

【掲出丁数および表裏】十三表（14「伝奏衆も中院 日野道中度々処々ニテ同宿之由也」、10「中院殿」、十五裏（7「中院

中御門なかみかどナカミカド）権大納言正二位中御門資熙。延宝二（一六七四）年には大猷院二十回忌に際して法皇使并新院使に任ぜられた。

資熙は権大納言宣須（元名宣繁）男。母権大納言正二位阿野実頭（元名実政）女。

寛永十二（一六三五）年十二月二十六日生。同十四（一六三七）年正月五日従五位下。同十八（一六四一）年十二月十五日元服。従五位上治部少輔。正保二（一六四五）年正月六日正五位下。同月十二日右兵衛権佐。慶安二（一六四九）年正月十二日権右少弁。同年十月八日右少弁。同年十二月三日藏人。同月二十七日聴禁色正五

位上。承応三（一六五四）年十二月十八日右中弁。同四（明暦元、一六五五）年正月二十九日左中弁。同年装束司。同年十二月十五日従四位下。同二（一六五六）年正月五日従四位上。同月十一日藏人頭。同年三月十一日正四位下。同年六月十三（十五）正四位上（三カ度）。同三（一六五七）年正月二十七日右大弁。万治元（一六五八）年十月十九日参議。右大弁元の如し。同年閏十二月（十一とも）月二十二日左大弁。同二（一六五九）年正月五日従三位。同年三月十八日聴直衣。寛文三（一六六三）年正月某日正三位。同年八月六日權中納言。同八（一六六八）年六月十日賀茂伝奏。同年七月十五（二十七とも）賀茂伝奏を辞す。同月二十八日賀茂伝奏に復任し、同十（一六七〇）年十二月二十五日賀茂伝奏を辞す。同十一（一六七一年十月（二十三とも）日賀茂伝奏に再任。同十二（一六七二）年某月某日賀茂伝奏を辞す。同年十二月五日従二位。同月二十五（二十六とも）日權大納言。延宝元（一六七三）年十二月二十六日正二位。同六（一六七八）年十二月十九日權大納言を辞す。元禄元（一六八八）年十二月二十六（二十八とも）日權大納言に還任。同月三十日賀茂伝奏。同八（一六九五）年十月十九日神宮伝奏。同九（一六九六）年（二月三日とも）伝奏を辞す。同十二（一六九九）年八月十五日、幕府の奏請により不謹をとがめられ蟄居、翌十六日權大納言を辞す。宝永三（一七〇六）年四月一日逼塞を免ぜられ、同月二十六（二十七とも）日出仕。同四（一七〇七）年八月二十一日中風により薨去、七十三歳。

【掲出丁数・表裏（行数）】一裏（13「中御門」、二表（3・4・6「中御門」、8・9「中御門 重相」、11「中御門大納言」、二裏（1・13「中御門殿」、三表（7「中御門大納言」、三裏（1・9「中御門」、四裏（15「中御門殿」、五表（3「中御門」、五裏（4「中御門大納言」、9・10「中御門」、七裏（1・4・6「中御門」、十表（6「中御門大納言」、十二表（13「中御門」、十二裏（1「中御門大納言」、十四表（4・6「中御門大納言亭」、8「中御門大納言」、11「中御門」、十四裏（16「中御門」、十五表（12「中御門大納言」、十五裏（2「中御門大納言」、十六裏（7・11（2カ所）・15「中御門」、十七表（1「中御門」、十七裏（8「中御門殿」、十九表（6「中御門大納言」、十九裏（12「中御門大納言」、二十表（5・15「中御門」、二十裏（1・9・15・16「中御門」、二十

一表(1「中御門」、10「中御門垂相」、15「中御門」、11「六人」(の内の一人)、二十一表(2「中御門殿」)、二十二裏(14「中御門大納言」)、二十五表(1・4「中御門」)、二十五裏(14「中御門所」、15・20「中御門」、二十六裏(19「中御門」))

### 中御門垂相／中御門大納言／中御門殿 ↓ 中御門

#### 南都春日代官

なんとかすかたたいかん  
ナントカスガダイカン

大和国代官鈴木重祐か。天草代官重成三男。母本田中務大輔家臣梶次郎右衛門盛重女。承応二(一六五三)年十二月二十二日家督相続。

寛文十一(一六七一)年四月十一日大和国代官職。延宝八(一六八〇)年四月二十八日佐渡奉行。元禄三(一六九〇)年十月五日御鋏炮の頭に転じ、同八(一六九五)年二月二十一日から同十(一六九七)年三月二十五日まで盗賊追捕の役を務める。宝永二(一七〇五)年二月三日死、六十五歳。妻は山科大納言言綱女。

【掲出丁数および表裏】十四表(1「南都春日代官」)

#### 日光御門跡

にっくわうごもんせき  
ニッコウゴモンセキ

一品輪王寺守澄法親王。元諱幸敬、又尊敬。東叡山(九十六頁)及び日光山貫主。後水尾院(一〇一頁「法皇」)皇子。母壬生院贈左大臣園基任女、基音妹。寛永十一(一六三四)年生。今宮と称す。同二十一(正保元、一六四四)年十月二日無品親王。諱幸敬。同月十六日青蓮院にて得度。諱真敬。慶安元(一六四八)年三月十五日二品。同年四月日光東照宮三十三回法会の導師となる。翌二年八月二十三日一品。承応四(明暦元、一六五五)年十月八日天台座主に補され、同年十二月これを辞した。延宝元(一六七三)年諱を守澄に改める。同八(一六八〇)年五月十六日東叡山にて薨去。四十七歳。(日光御門跡。華頂要略 門跡伝、以上、大日本史料データベース)

【掲出丁数および表裏】八裏(8「日光御門跡」、十一表(6「日光御門跡」、二十五表(21「日光御門跡」)

#### 女院

にょいん  
ニョイン

後水尾院(一〇一頁「法皇」)皇后東福門院徳川和子。徳川幕府二代将

軍秀忠五女。母秀忠室浅井氏於江与。慶長十二(一六〇七)年十月四日生。元和七(一六二二)年六月十八日に後水尾院後宮に入内して女御となる。同九(一六二四)年十二月十九日興子内親王(後の明正天皇。九十九頁「本院」)降誕。寛永元(一六二四)年十一月二十八日皇后。同六(一六二九)年十一月八日興子内親王受禪により東福門院と称す。延宝六(一六七八)年六月十五日崩御、七十二歳。

『御湯殿上日記』には、後水尾法皇から匂袋を、靈元院から薫物を、東福門院に対して贈ったことが記録される。これらの香は、親族間の心遣いや社交の方途として贈答されたかと考える。東福門院が考案ないし所持したと伝わる薫物方の所在や有無については管見に不明であるが、夫君の後水尾法皇を始めとした当時の皇族には、薫物方の書写蒐集及び新作薫物方の考案並びに調合に熱心であったと伝わる人物が少なくない。尾張徳川家に伝来したとされる薫物の秘伝書には、後水尾法皇と見られる貴人にゆかりの秘方が筆頭に置かれ、当時の皇室及び公武の人物が考案ないし所持したと伝わる処方等が類纂される。以上の史実や伝承から、東福門院が皇室に嫁した武家の息女にふさわしい教養の一つとして合香を学び、実作に及ぶことのある可能性は検討を要す。

【掲出丁数・表裏(行数)】二裏(4「女院使」、五表(1「女院」、十八表(14「女院御所御使」、十九表(8「女院使」、二十五裏(1「女院」)

### 女院使 ↓ 烏丸

#### は行

#### 畠山下総守殿

はたけやましもつふさのかみとの  
ハタケヤマシモツフサノカミドノ

清和源氏義家流足利支流従四位下下総守畠山義里。従五位下下総守義真一男。母某氏。元和七(一六二二)年生。万治二(一六五九)年二月九日父義真致仕により家督を継ぐ。寛文三(一六六三)年正月十五日奥高家。同年二月二十七日従五位下侍従。飛騨守から下総守に改められる。延宝三(一六七五)年女三宮顕子内親王薨去により同年五月四日禁裏及び法皇御

所への御使として上洛。元禄四（一六九一）年二月十三日卒、七十一歳。

【掲出丁数および表裏】八裏（2）「畠山下総守殿」、十裏（13）「畠山下総守殿」

### 毘沙門堂門跡

ひしゃもんどうもんせき  
ヒシャモンドウモンセキ

大僧正准三后公海。花山院左少将藤原忠長息。関白

九条幸家猶子。慶長十二（一六〇七）年十二月十二日生。父忠長は同十四（一六〇九）年七月に勅勘を蒙り十一月八日に蝦夷島へ流され、寛永十三（一六三六）

年月日に勅免により嶋を出て武州にて落飾、浄屋と号した（諸家伝、四（上）、三

二二頁）。公海は寛文五（一六六五）年に毘沙門堂を山科に建立。以後は延宝三（一

六七五）年大猷院二十五回忌に日光門跡守澄法親王（九十九頁「日光御門跡」）と

ともに奉仕した他、元禄五（一六九二）年嚴有院十三回忌の導師も勤めた。同年

六月十一日准三后。同八（一六九五）年十月十六日入寂。号久遠壽院。（華頂要略、

門跡伝、大日本史料データベース、元禄八年十月十六日条）

【掲出丁数および表裏】八丁裏（9）「毘沙門堂門跡」

### 人見帯刀

ひとみたらはき  
ヒトミタハキ

烏丸中納言（七十九頁「烏丸」）家家僕。

【掲出丁数および表裏】十九裏（9）「人見帯刀」

### 日野／日野垂相／日野大納言 ↓ 日野前大納言

#### 日野前大納言

ひのさきのたいなごん  
ヒノサキノダイナゴン

前大納言正二位日野弘資。権中納言従二位光慶男。母

従四位下侍藤原嘉明（加藤茂勝）女。元和三（一六一五）年正月九日生。同四

（一六一八）年正月八日従五位下。同七（一六二二）年正月二十三日元服昇殿、

侍従五位上。慶安元（一六四八）年正月五日正三位。同五（承応元、一六五二）

年九月十一日權中納言。承応四（明暦元、一六五五）年正月五日従二位。明応二

（一六五六）年九月二十七日權大納言。万治元（一六五八）年二月（四月とも）

某日神宮伝奏。同二（一六五九）年十二月二日神宮伝奏を辞す。三（一六六〇）

年十二月十六日正二位。同年十二月二十六日辞大納言。延宝二（三とも）（一六七

四、一六七五とも）年正二（二とも）月十日辞武家伝奏。貞享四（一六八七）年九  
月二十九日薨去、七十一歳。

今出川公規（八十一頁）の日次「公規卿記」（徳大寺家本。謄写本は「公規公記」

と題す。）延宝三年二月十一日条の頭欄及び行間に行われた記述によれば、日野及

び中院（九十七頁）の両伝奏が同年正月（又は二月）十日に同職を辞した際に、後

任として花山院大納言定誠（七十八頁）及び藪大納言嗣孝（九十二頁）が選出され

る予定であったが、藪は正月下旬より中風の氣を發して手足の自由が利かないこと

から、花山院一人が伝奏の任にあたることになったとの噂が聞かれたと云う。同月

二十二日以降の条々には、前任の日野を「武家伝奏」として花山院と並び称した記

述が散見する。以上の記述の内容が事実であるとすれば、朝廷では、伝奏新任予定

者の事情により生じた欠員を補う目的から、前任の日野に継続してその任を負わせ

た可能性がある。また、「公規卿記」は「伝奏衆」「両伝奏」の一人であるはずの花

山院の名を明記せず、一方で日野については度々動靜の記されることから、大猷院

二十五年忌に係る用務を主担したのは日野であったと見なすのが穩当であろう。

【掲出丁数・表裏（行数）】一表（3）「日野前大納言」、一裏（12・13）「日野」、二表（8）「日

野垂相」、12「日野大納言」、三表（5）「日野」、三裏（1）「日野」、十三表（14）「日野」、

二十四裏（3）「日野」、二十六裏（21）「日野大納言」

### 病人 ↓ 小ひめ殿

### 兵部大輔男 ↓ 大沢右京殿（大澤兵部大輔一男基恒）

### 広橋前内府公

ひろはしきのないふこう

前文に、元和年中に武家伝奏に任じたところ

とから、内大臣従一位広橋兼勝に比定する。

兼勝は贈内大臣正二位国光男。母正二位権大納言日野輝資（法名唯心）女。又の

説に輝資母入道前大納言藤原永家女とも。永禄元（一五五八）年十月二十二日生。

慶長二（一五九七）年正月十一日權大納言。同年三月十三日正二位。同八（一六〇

三) 年二月十二日から元和七(二六二二)年まで武家伝奏。元和元(二六一五)年より同三(一六一七)年まで賀茂伝奏を兼ねる。翌四(一六一八)年十一月十四日内大臣。同五(一六一九)年二月十七日内大臣を辞退。同六(一六二〇)年十二月十一日従一位。同八(一六二二)年十二月十八日薨去、六十五歳。

【掲出下数および表裏】七表(7「伝奏」・「広橋前内府公」)

### 東坊城前大納言

ひんかしほしやうさまのたいなごん  
ヒンガシホウシヨウサマダイナゴン

前権大納言正二位東坊城(菅原)知(とし)長。権大納言正二位長雄男。母権大納言正二位広橋総光女。元和七(一六二二)年十二月十八日生。寛永二(一六二五)年正月五日給穀倉院学問料。同八(一六三二)年四月二日元服。同月十二日文章得業生。同月十八日聖廟にて神前に献策。同月十九日従五位下。同年六月十七日侍従。同十(一六三三)年正月六日従五位上。同十四(一六三七)年正月五日正五位下。同年十二月二十九日大内記。同日文章博士。同十六(一六三九)年正月十一日少納言。侍従如元。同十八(一六四一)年七月五日従四位下。同十九(一六四二)年二月二十日辞大内記。同日文章博士。同二十(一六四三)年十一月十五日御侍読。同二十一(一六四四)年正月五日従四位上。正保五(慶安元、一六四八)年正月五日正四位下。承応三(一六五四)年十二月二十一日従三位。明暦四(一六五六)年四月二十七日参議。同日正三位。万治四(一六五九)年四月十三日式部大輔。博士如元。寛文二(一六六二)年十二月二十四日權中納言。同日博士を辞す。同三(一六六三)年正月十五日聽帶劔。同八(一六六八)年正月五日従二位。延宝元(一六七三)年十二月八日聽直衣。同年十二月二十八日正二位。同二(一六七四)年二月十日權大納言。式部大輔を去る。同四(一六七六)年二月二十八日名を恒長と改める。元禄十三(一七〇〇)年十月十二(十三とも)日薨去、八十歳。

【掲出下数および表裏】十四裏(10「東坊城前大納言」、13「東坊城」、十五表(1「東坊城

殿」、二十五表(6「東坊城前大納言」、7・9・10「東坊城」、13「東坊城大納言」、1

5「東坊城」)

### 伏原少納言

ふしはせうなごん  
シハラシヨウナゴン

少納言兼明経博士従四位上伏原宣幸。従二位大藏卿賢忠男。母家女房。寛永十四(一六三四)年五月十六日生。承応三(一六五四)年九月三日従五位下。同年十二月十九日元服昇殿。同日右衛門佐。明暦二(一六五六)年二月一日少納言兼侍従。翌三年四月一日主水正を兼ねる。寛文三(一六六三)年正月六日正五位下。同月十二日明経博士を兼ねる。同十三(延宝元、一六七三)年正月五日従四位上。延宝五(一六七七)年十二月十一日少納言。同日大藏卿。主水正博士如元。天和二(一六八二)年十二月十八日従三位。大藏卿如元。儲君御方御読書始尚復賞。貞享四(一六八七)年正月五日正三位。元禄十一(一六九八)年十二月二十七日従二位。宝永二(一七〇五)年七月二十八日正二位、八十才。(諸家伝、十四(上)、一〇三二・一〇三三頁。出典を「い」及び「イ」として掲載された異文は公卿補任の記述に照らして削除した。)

【掲出下数および表裏】十五表(11「伏原少納言」、十五裏(5「伏原」)

### 法皇

ほうわう  
ホウオウ

第一〇九代後水尾天皇。後陽成天皇第三皇子。御母中和門院准三后近衛前子(入道関白太政大臣前久女)。文禄五(慶長元、一五八六)年六月四日生。慶長五(一六〇〇)年十二月二十八(二十一とも)日立太子。諱政仁。同十五(一六一〇)年二(十二とも)月十三日小御所にて元服。同十八(一六一三)年三月二十七日受禪。同年四月十二日即位。寛永六(一六二九)年十一月八日讓位。慶安四(一六五二)年五月六日落飾。法諱円浄。延宝八(一六八〇)年八月十九日崩御、八十五歳。(執次詰所記、大日本史料データベース、延宝八年八月十九日条)

和田秀松『皇室御撰之研究』(明治書院、昭和八年)には、皇室内の御文庫に後水尾法皇宸翰と伝わる薫物秘伝書が「薫物方」の書目により伝来すること、その概要について報告が為されていた。後水尾法皇が皇室間や公武の有力者との間で匂袋を含む薫物の授受に及んだことについては、『御湯殿上日記』等の当時の記録類に記載される(本間洋子『中世後期の香文化…香道の黎明』、思文閣出版、平成二七年)。薫物が上層社会における贈答品として重宝され、有力者間での社交を円滑に進める役割を果たしていたことがうかがえる。

後水尾法皇の所持した薫物についての詳細や、調査や贈答、秘方の伝授といった活動の実態については、当時の皇族や貴族の日記類及び皇室や公武の家々に伝来する薫物の秘伝書に、関連する記事が散見する。

例えば、後水尾法皇皇女で後西院（八十九頁「新院」）異母妹の常子内親王の日記「无上法院殿御日記」には、寛文年間に常子内親王が法皇御所に参上して、時には他の皇族らとともに薫物を調査したことが記される（拙稿「徳川林政史研究所所蔵『薫物之方』翻刻」注一七、拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『薫物秘蔵抄』翻刻・附・『薫物秘蔵抄』人名家名等解説」注二一、『薫物書の研究』創刊号・第二号、平成二六・二七年）。また、徳大寺家本「公規卿記」寛文五（一六六五）年七月四日条によれば、同日、今出川公規（八十一頁）が家伝の薫物書「古筆一巻及び一冊を禁裏に献上したのに対して、それぞれの写しである後水尾法皇の宸翰一巻及び後西院の宸筆一冊が公規に与えられている。

その他に、東山御文庫所蔵「後水尾天皇薫物調査御覚書」及び「薫物調査秘方」、高松宮本「薫物ノコト」、専修大学図書館菊亭文庫所蔵「万方」及び「香具撰様調」等の秘伝書には、後水尾法皇の秘方と伝わる薫物方や新作の匂袋方、並びにそれらの調査法が、比較的まとまった形で記録される。

以上の日記や秘伝書における記述の内容が確かであれば、後水尾法皇とその皇子皇女らは、薫物という共通の趣味を持ち、近親者間において秘方の授受に及んだり、貴重な秘伝書の書写蒐集を共同で行ったりしていたことになる。こうした活動の中で、父である法皇が皇子皇女に対する指導的立場かつ秘方秘説の源泉として位置した可能性は検討に値する。

【掲出丁数・表裏（行数）】二裏（一「法皇使」、五表（6「院中」（内の法皇御所中）、十九表（6「法皇并新院使」、二十五裏（一・七「法皇」）

### 坊城前大納言

ほしやうまのたいなごん  
ほうしやうまのたいなごん

—前大納言正二位坊城俊廣。権大納言正二位俊完（と）し。元名頼豊（男）。母権中納言従二位岩倉具起妹。寛永三（一六二六）年十月三日生。同六（一六二九）年正月五日叙爵。同十一（一六三四）年五月九日元

服。同日従五位上右兵衛権佐。同十五（一六三八）年正月五日正五位下。同二十（一六四三）年十月十六日権右少弁。同年十一月三日藏人。同月十三日正五位下、聴禁色。正保元（一六四四）年十二月二十六日右少弁。同二（一六四五）年十二月二十八日左少弁。同四（一六四七）年十二月三十日右中弁。慶安二（一六四九）年正月十二日左中弁。同年七月二十日藏人頭従四位下。同年八月十四日従四位上。同年十一月八日右大弁。同年十二月二十七日正四位下（年三ヶ度昇進）。同三（一六五〇）年正月五日正四位下。承応元（一六五二）年十一月三十日参議。弁元の如し。同二（一六五三）年正月五日従三位。同三（一六五四）年十二月十八日左大弁。同四（一六五五）年正月二十八日権中納言。同年二月二十七日聴直衣。同年三月二十四日聴帯劔。明暦三（一六五七）年正月五日正三位。万治三（一六六一）年十二月二十四日権大納言。同四（寛文元、一六六一）年三月六日神宮伝奏。某月日伝奏を辞す。同年十二月二十四日従二位。去年正月五日分。同六（一六六六）年正月五日正二位。同十二（一六七二）年十二月二十二日権大納言を辞す。貞享元（一六八四）年十二月二日本院伝奏を辞す。同四（一六八七）年十二月二十三日従一位。元禄十五（一七〇二）年三月三日薨去、七十七歳。

【掲出丁数および表裏】十五表（2「坊城殿」、二十五表（6「坊城前大納言」）

### 宝松院

ほうしやうあん  
ほうしやうあん

—上野増上寺（九十一頁）の宿坊。元「宝樹庵」と号す。江戸幕府二代将軍徳川秀忠（九十二頁「台徳院殿」）が寛永九（一六三二）年正月二十四日に逝去して増上寺に埋葬した際に、良阿（信譽）上人が棺前の香灯を奉仕した縁故によって建立され、初代別当には良阿が任ぜられた。別当職には配当米の他に法要に際して不定期な収入があり、宿坊として佐竹右京太夫外十一大名の手当もあつた。『増上寺史』、村上博了、大本山増上寺、三六〇—三六三頁）

【掲出丁数および表裏】八裏（一四「上野三ヶ宿坊」、十一表（8「宝松院 上野ノ宿坊也」）

### 法皇使

↓ 中御門



堀田備中守殿

ほつたひつちゅうのかみとの  
ホッタヒツチユノカミドノ

—紀氏従四位下左少将堀田正俊。加賀守正盛三男。

母は酒井讚岐守忠勝女。寛永十一年(一六三四)年生。慶安四年(一六五二)年八月

十六日従五位下備中守。寛文十一年(一六七〇)年二月二十二日若年寄。延宝七年(一六七九)年七月十日老職。同年十二月二十八日従四位下。翌八年八月十八日侍従。

天和元(一六八一)年二月二十五日筑前守に改められる。同年十二月十一日大老職。同日左少将。貞享元(一六八四)年八月二十八日に稻葉石見守正休に刺されて退出、同日卒、五十一歳。室は稻葉美濃守正則(七十四頁)室。

【掲出丁数および表裏】八表(14「堀田備中守殿」、十裏(6「堀田備中守殿」)

堀川老岐守

ほりかはまのあかみ  
ホリカワイキノカミ

「老岐守」、「一寿」に同じ。堀川因幡守(七十四頁)父

で、延宝二(一六七四)年に出家したと云う。正四位下左衛門大尉兼老岐守堀川

正弘か。慶長五(一六〇〇)年生。従五位下左衛門大尉持弘男。後に持弘弟俊弘の家督を相続。慶長十五(一六一〇)年正月七日正六位上左衛門少尉。同十九(一六一四)年十二月十九日従五位下。翌二十(元和元、一六一五)年正月六日左衛門大尉。元和六(一六二〇)年閏十二月十六日従五位上。寛永六(一六二九)年

十二月二十四日正五位下、兼老岐守。慶安四(一六五二)年二月五日従四位下。明暦二(一六五六)年四月十一日従四位上。寛文五(一六六五)年十二月二十三

日(二とも)日正四位下。同十一(一六七二)年十月二十七日落髪、号老寿。延宝七(一六七九)年十一月二十九日卒、八十才。(正宗敦夫編『地下家伝』、地下家

伝・芳賀人名辞典データベース、国文学研究資料館ホームページ)

本覚書によれば、老岐守は本院こと明正院に奉仕した人物。因幡守が大猷院二十

五回忌の為江戸へ下向する今出川公規(八十一頁)に同行するのの際して、今出川家の先代等の公卿が上使を務めた折に上使の家僕が將軍への御目見えを欠かさな

かった旨の先例を公規に報告している。子息因幡守が將軍への拝謁を許されるよう、主君に対して働きかけたのであろう。

【掲出丁数および表裏】七表(5・13「堀川老岐守」、13「一寿」、二十四表(3「老岐守」)

堀川因幡守 ↓ 因幡守

本院

ほんのん  
ホンイン

—第一〇九代天皇。明正上皇。後水尾院第二皇女。母は台徳院太政大臣

徳川秀忠(九十二頁)女東福門院和子(●頁)。元和九(一六二二)年十一月十九日降誕。寛永六(一六二九)年十月二十九日内親王となり、第二皇女ながらにして女一宮と号す。同年十一月八日受禪。同七(一六三〇)年九月十二日即位。寛

永二十(一六四三)年十月三日、皇太弟紹仁親王に讓位。同月十二日太上天皇尊号。元禄九(一六九六)年十一月十日崩御、七十四才。明正院と号す。(皇年代私

記、史籍集覽、一九、八〇頁)

生母の東福門院に同じく、本院が考案ないし所持したとされる合香の秘方秘説の所在や有無は管見に不明であるが、当時の皇室では親族や公武の有力者に対し

て薫物及び匂袋が頻りに贈答され、それらの香の秘方秘説を蒐集ないし相伝して実作に及ぶ天皇も少なくなかった。こうした活動は本院の父帝である後水尾法皇

(一〇一頁)の周辺でも盛んに行われたらしく、本院の異母妹である常子内親王もまたその一人であった。当時の皇室においては、合香が貴人の学ぶにふさわしい教養の一つと見なされていた可能性がある。また、合香に長じた親族らの薫育

を得て、本院自身もその実作に及んでいた可能性は検討に値する。

【掲出丁数および表裏】表紙(2「本院使」、一表(2「本院使」、4・8・12「本院」、一裏(6「本院」、二裏(2「本院使」、三表(14「院使」、三裏(5「両院使」、五表(6「院

中」、7「院使」、六表(1「本院使」、六裏(4「御使」(の内の本院使)、8「院使」、十

三表(16「院使」、十八表(13「本院」、十八裏(4「院使」、十九表(7「本院使」、二十三裏(9「院使」、二十五表(6・8・9「本院」、二十五裏(5・18「本院」、18

「御自分」、二十六表(20「本院」、二十六裏(7「院使」)

本院使 ↓ 本院／公規

ま行

### 牧野撰津守

まきのせつのかみ  
マキノセツノカミ

従五位下織部正牧野成常養子。実は牧野将監成信二男。母堀田氏。延宝二（一六七四）年七月九日禁裏附。同年十月二十七日従五位下撰津守。天和元（一六八一）年六月十九日職をゆるされ小普請となる。これ以降、禁裏より妙法院堯恕親王の筆による大黒の画及び勅畢和歌色紙の掛幅、短冊、手鑑、万葉集等を賜う。宝永五（一七〇八）年八月六日致仕。正徳二（一七一二）年十二月二十五日死去、八十六才。

【掲出丁数および表裏】二十一表（5「武家牧野撰津守」、二十六裏（3「牧野撰津守（禁裏之武

家也）

### 将姫

まさひめしやうひめ  
マサヒメシヨウヒメ

今出川公規（八十一頁）二女。「公規卿記」寛文六（二六六六）年日次の冒頭の記述に、同年には五歳であったとされることから、寛文二（一六六二）年誕生と推定される。延宝三（一六七五）年には十四歳で、公規亭にて父公規とその正室である京極高和女、兄の伊季（九十四頁「中将①」と姉の小姫（八十五頁「小ひめ殿」とともに暮らしていたと云う。

『系図纂要』には公規家の息女として水戸藩第三代藩主徳川綱條室季君の名前しかあがらず、『徳川諸家系譜』水戸徳川家系図には京極高和女の卒後に誕生して綱條養女となった公規女益姫の名前が記される。公規子女の名前と生没年の確認も含めて、公規家の既存の系譜の内容と実際の家族構成については不明な点が多く、日記の記述等から跡付けする必要がある。

【掲出丁数および表裏】十五裏（4「内證小姫中将将姫同」）

### 町口右衛門尉

まちくちうゑもんのかみ  
マチクチウエモンシヨウ

今出川経季（八十五頁「故右府」）が武家伝奏に任じた時期に今出川家に家僕として仕えた地下役人。山本奎助（二〇五頁「山本奎助①」）に同じく将軍への御目見えに与ったと云う。経季が伝奏として将軍家に遣わされる際に、奎助とともに同行して奉仕したのであろう。町口家広（元は家弘）か。元和年中に経季が取り立てて用いたとされる。

【掲出丁数および表裏】七表（3「町口右衛門尉」）

### 末老中 ↓ 酒井河内守

#### 御臺様

みたいさま  
ミタイサマ

一品式部卿伏見宮貞清親王女頭子。母不明。号姫宮、浅宮。江戸幕府第四代將軍家綱（九十一頁「大樹」）室。寛永十六（一六三九）年十一月十日生。明暦三（一六五七）年四月十六日関東に下着して紀州松平家に寄寓。同年七月十日江戸城西丸入城、同夜婚礼。万治二（一六五九）年九月五日日本丸に入り、同日御台所と称す。延宝四（一六七六）年八月五日薨去、三十八歳。号高嚴院贈従一位月潤円真。墓所は東叡山（九十六頁）寛永寺。（「伏見宮家系」、大日本史料データベース）

【掲出丁数および表裏】七裏（10「御臺様」、十表（10「御台様」）

### 水戸宰相様 ↓ 水戸宰相殿

#### 水戸宰相殿

みとさいしやうどの  
ミトサイシヨウドノ

常陸水戸藩第二代藩主徳川光圀。家康十一男正三位中納言頼房三男。母久昌院、谷氏。寛永五（一六二八）年六月十日生。同九（一六三二）年五月三日従五位上。翌十（一六三三）年九月五日従四位下左衛門督。同十三（一六三六）年三月四日右近衛権少将。同十七年七月十一日従三位中将。寛文元年八月十九日家督相続。翌二年十二月二十一日（一六六二）参議。元禄三（一六九〇）年十月十四日隠居。同月十五日中納言。同十三（一七〇〇）年十二月六日薨去。天保三（一八三二）年五月二十二日従二位権大納言を追贈される。

【掲出丁数および表裏】七裏（13「水戸宰相殿」、十一表（12「水戸宰相（殿）様」※「殿」に「様」を上書き）

#### 水戸少将殿

みとせうしやうどの  
ミトセウシヨウドノ

水戸藩第三代藩主徳川綱條。第二代藩主光圀（二〇四頁「水戸宰相殿」）養子。実は松平讃岐守頼重男。実母は土井大炊頭利勝女。明暦二（一六五六）年八月二十六日生。寛文十一（一六七二）年六月三日光圀養子とな

る。同年十二月二十五日元服、正四位下左近衛権少将。元禄三（一六九〇）年十月十四日家督相続。同年十二月十五日右近衛権中将。同六（一六九三）年従三位参議。中将如故。宝永二（一七〇五）年十二月二日権中納言。享保三（一七一八）年九月十一日卒、六十三歳。正室は今出川公規（八十一頁）女季君。

【掲出丁数および表裏】八表（1「水戸少将殿」、十一裏（1「御両所之若殿」※「御両所」は紀伊家及び水戸家を云う）

### 三宅玄蕃

みやけけんぱ

醍醐源氏三宅玄蕃陳忠。玄蕃頭正勝一男。母某氏。生年不明。

寛永八（一六三二）年七月二十二日に亡くなった父の跡を継いで東福門院崩徳川和子（九十九頁「女院」）に仕え、御賄頭及び御納戸役を務めた。東福門院崩御の翌年（延宝七（一六七九）年）二月に江戸に召されて小普請となる。元禄六（一六九三）年十月二日死去。享年不明。

【掲出丁数および表裏】五表（1「三宅玄蕃」、五裏（8「三宅玄蕃」）

### 奎助 ↓ 山本奎助

#### や行

藪 ヤブ 前大納言正二位藪嗣孝（九十二頁「大納言様」）家の姓。ここでは嗣孝邸を意味する。今出川公規（八十一頁）は四月二日の発足を前に嗣孝邸へ暇乞いに出かけ、「大納言様」こと嗣孝及び「中将」こと子息嗣章の二人と同席し、公規を含めた三人で対面している。↓ 大納言様

### 山本家久 ↓ 山本奎助①

### 山本木工 ↓ 山本奎助②

### 山本奎助

やまもとくすけ

①—今出川公規（八十一頁）の義父に当たる今出川経季（八

十五頁「故右府」）の代に奉仕した家僕で、公規の代に仕えた家僕「丹後守」（九十三頁）こと家次の父家久と解せる。家久は慶長八（一六〇三）年生。寛文九（一六六九）年七月八日没、六十七才。（地下家伝・芳賀人名事典データベース、国文学研究資料館ホームページ）

徳大寺家本「公規卿記」慶安元年（実は寛文五年）日記（請求記号：41-17-04）には、同名の家僕による寛永十七（一六四〇）年の日記が存在した旨及びその概要が記される。今出川家には経季の代に山本奎助なる家僕が仕えていた。『忠利宿祢記』正保二（一六四五）年十月二十一日条参照。

なお、後文（延宝三年三月二十七日条）に、大猷院二十五回忌の法皇使並びに新院使である中御門中納言資熙（九十八頁「中御門」）に同行した家僕も「山本奎助」とされるが、今出川家に先代に仕えた同名の家僕とは別人であろう。

【掲出丁数および表裏】七表（1「山本奎助」、4「奎助」、十七裏（9「山本奎助」）

### 山本奎助

やまもとくすけ

②—中御門資熙（九十八頁「中御門」）家の諸大夫。今出川

公規（八十一頁）の義父経季（八十五頁「故右府」）の代の今出川家に仕えた同姓同職名の家僕（山本奎助①）とは別人であろう。

【掲出丁数および表裏】十七裏（9「中御門殿山本奎助」、十九裏（13「山本木工（奎か）」）

### 予 ↓ 公規

予息女 ↓ 小ひめ殿

#### ら行

老中 ↓ 御老中

両院使 ↓ 中御門

両伝／両伝奏 ↓ 伝奏／伝奏衆

わ行

円覚院 えんかくゐん  
エンガクイン — 延宝二年末までに「円覚院」の号を兼帯する免許を授かっていた、

上野寛永寺内の院室およびその住持。

【掲出丁数および表裏】 八裏（12）〔上野ニテ〕 円覚院（

小野 きのの  
オノ — 延宝三年三月二十四日に今出川公規（八十一頁）が江戸への下向に際して

祈祷を受けた場所。京都山科の小野の地、現在の京都市山科区小野御霊町にある

真言宗小野流善通寺派の随心院等を云うか。随心院は正暦二（九九一）年に仁海

僧正（天曆五（九五二）又は同九（九五五）— 永承元（一一〇四六））が創建したと

伝わる曼荼羅寺の一塔頭を前身とする。（『総合仏教大辞典』参照）

【掲出丁数および表裏】 十五裏（6）〔今日小野へも江戸為祈祷〕

## 投稿論文執筆要領

- ◇ 「薫物書の研究」への投稿資格は会則に記載した通りです。
- ◇ 投稿は未発表のものに限ります。
- ◇ 投稿論文は三部提出してください。
- ◇ 投稿論文の文字数や図表、写真の枚数に制限はありませんが、A4用紙に縦組二八字、二五行の二段組にて紙面を作成してください。
- ◇ 図版、写真、翻刻等の掲載申請は投稿者が行ってください。
- ◇ 投稿論文の要旨を四〇〇字程度にまとめて三部提出してください。
- ◇ 本文、要旨とは別に、住所、氏名、所属（職名）ならびに投稿資格に係る研究業績一覧を記入した用紙を三部提出してください。
- ◇ パソコンを使用した場合は、文書ファイルをUSBメモリー等一点に保存して提出してください。
- ◇ 投稿論文一式（USBメモリー等も含む）は事務局宛に必ず簡易書留にて郵送してください。一式の返却はいたしません。
- ◇ 採用された投稿論文の執筆者校正は、三校までとします。
- ◇ 投稿論文の執筆者には、発行時に電子データ公開先のURLを通知します。

## 編集後記

「薫物書の研究」第三号をお届けします。平成二六年四月に薫物書研究会が発足いたしましたから、二年半が経過しました。薫物に関する古文書についての学術研究成果を発表する場を設けたいという思いから会の創設に踏み切りまして、大きな目標としておりました第三号の発行を果たすに至りました。これと申しますのも、貴重な資料の翻刻をお許しいただいた所蔵館の方々及び所蔵館への寄託者の方、弊誌をダウンロードしてご利用くださる皆様方を始めとして、弊会の会員方、掲載論文の査読及び論文題目の英語訳をお引きくださった先生方のお蔭でございます。また、所属いたします学会、研究会等で御教示下さった諸先達には、感謝してもし切れない思いでございます。改めて心より御礼申し上げます。

第三号の執筆は、創刊号から引き続き田中が行いました。今号の発行を一つの区切りといたしまして、次号からは、いよいよ複数の会員による投稿論文の掲載を目指して取り組みたく存じております。また、掲載対象を論文のみならず報文や写真等画像資料といった多様な形態に広げてゆきたいとも考えております。会員の皆様に改めてご相談したく存じておりますので、引き続き何卒ご協力ください。

弊誌の発行により、この分野の発展にいささかなりとも供したく、引き続き努力して参ります。何卒一読、御教示の程賜りますようお願い申し上げます。

（田中）

二〇一六年一〇月二日発行 無料公開

## 薫物書の研究 第三号

編集兼発行者 薫物書研究会 代表 田中圭子  
発行所 薫物書研究会事務局

〒七三九・〇六一一

広島県大竹市新町一丁目八・一八・二〇四

e-mail: misima17@hotmail.com